

人に憚る無くして、而して拵はず。乃ち以て自ら其大惡の以て萬世に昭示す可きを信じて、而して慙顧する無し。且つ曰はく、「周公、管蔡を誅して以て周を安んじ、季友、叔牙を燬して以て魯を存せり」と。誰を欺かんや。周公の管蔡を誅するや、周公、管蔡の封を奪はざるなり。季友、叔牙を燬するや、季友、叔牙の位を攘まざるなり。建成・元吉は、己と・立つを争へども、而も未だ嘗て劉劭の逆有り、唐室に貽るに危亡を以てせず。而るに之を殺して以て存を圖り、忍に安んじ親を無みす。古人は豈に其口實ならんや。且つ周公の「已むを得ずして而して天討を致すや、鴟鴞の怨、東山の悲、微辭有り、隱痛有り、禍、商奄に歸し、而して二叔の誅竄の迹を著さず。東人の公を頌する者、亦、「四國を是れ皇す」と曰ひて、「二叔を是れ誅す」と曰はざるなり。過、疑ふに忍びざるに成り、事、已むを得ざるに迫り、志、遂ぐる能はざるに窘み、言、明かにするに忍びざるに誦し、天下後世、援きて以て自ら其惡を文るを得る勿く、過を觀て而して仁を知る。公の・夙夜に慙づる無き所以なり。若し夫れ過の拵ふ可からずして、而して君子、其を日月の食

王繼恩をして太祖の次子皇子德芳を召さしむ。繼恩、徑に晉王（即ち後の太宗）を召す。王、宮中に至れば、左右を散遣す。言ふ所、皆、聞くを得可からず。但だ遙に見る、燭影の下、王、席を離るるの狀あるを。既にして上、柱斧を引きて地を戮し、大聲して曰はく、「好く之を爲せ」と。遂に崩す。后、晉王を見て、愕然

三三八
として曰はく、「吾が母子の命は、皆、官家に託す」と。王曰はく、「共に富貴を保たん。憂無きなり」と。王、位に即く。
【三】 鴟鴞東山は竝に詩幽風の篇名。
【四】 二叔は管叔・蔡叔なり。
【五】 詩幽風破斧篇に、「周公東征し、四國を是れ皇す」とあり。皇は匡すなり。

の如しと謂ふ者は、則ち惟だ以て天下後世の公論に聽くのみにして、而して固に、己自ら快く之を言ひて、以て天下に恩を戕ふを獎むるに非ざるなり。況んや太宗の・大位を奪ふを以て心と爲し、人に示す可からざるの巨慝有るをや。自ら救して直書せしむるに至りて、而して太宗は復た人類に列す可からず。既に大書特書して以て昭示して、而も忌む無し。天子の不仁なる者は曰はん、「吾、天下を以ての故に兄弟を殺すなり」と。卿大夫の不仁なる者も亦曰はん、「吾、家を以ての故に兄弟を殺すなり」と。士庶人も亦曰はん、「吾、身を以ての故に兄弟を殺すなり」と。身と家との・天下に視ぶるや、孰れか親しき。則ち兄弟、戈矛を援りて以て起ち、田廬絲粟の計を争ひ、而して彊くして力有る者、志を得、亦、將に膽を張り目を瞋らして以て正に人に告げて曰はんとす、「吾も亦周公・季友の道を行ふなり」と。蛇相呑み、蛙相啖ふ、皆、聖賢の徒なり。何を憚りて、爲さざらんや。史は、來今に垂れて以て則と作す者なり。天下を導くに不仁を以てし、而して太宗の不仁なる、以て加ふる蔑し。萬世の下、豈に君子無からんや。厭然の心無く、惻隱・羞惡、兩つながら俱に灰燼し、功利・殺奪、人類に横行し、乃ち、一の・惡を拵ひ偽を飾るの小人を求むるも、而も得易からざるに至るなり。悲しいかな。

【六】 厭然は不善を掩蔽する貌。大學に「君子を見て而して後に厭然として其不善を拵ひて其善を著はす」とあり。

隋の・高麗を攻めて而も克たざるや、君は其君に非ず、將は其將に非ず、士卒は下に怨み、盜賊は内に亂るれば、固より其れ宜なり。唐の太宗は、百戦して以て羣雄を蕩げ、李世勣・程名振・張亮は、皆、戰將なり。天下は抑も楊廣の狼戾にして以て疲敵するの天下に非ず。太宗自ら其の必ず克たんことを信じ、人且つ屬目して以て成功を待つ。乃ち其の難きや、隋に異なる無し。是に於てして、王者の・師を行るの大略を知るなり。太宗自ら白巖に克ち、將に安市を捨てて・攻めず、徑に建安を取らんとす。策の善き者なり。而るに世勣、從はず。高延壽・高惠眞、烏骨城を抜き、其資糧を收め、鼓行して以て平壤を攻めんと請ふ。而るに長孫無忌、可かず。乃ち以て安市城下に困しみ、而して狼狽して師を班す。夫れ世勣・無忌は、豈に堅城を困守するの・益無くして・而して奇計を阻撓するを知らざらんや。太宗の自ら策ること既に審かに、且つ二高の言を聞くを喜びて、而も終に・二將に聽きて以て遷延するは、何ぞや。唯だ天子親ら將たるは、勝敗の繋る所の者重し。世勣・無忌、敢て萬乘を以て嘗試せず。太宗も亦自ら顧みて、而して豫且の戒を忘るる能はざるなり。嚮に將に命じて以て行かしめなば、則ち韓信の・井陘を度り、劉裕の・河渭に入るがごとく、險に出でて而して功を收めしなら

【一】此章は唐の太宗が親ら將として高麗を征せしを非とする也。太宗が高麗を征すること、通鑑卷百九十七貞觀十八年、十九年に載す。參照せよ。
 【二】豫且は古の漁者。説苑に、「昔、白龍、清泠の淵に下り、化して魚と爲る。豫且、射て目に中つ。白龍、化せざれば、豫且、射ざりしならん」とあり。史記に、「江、神龜をして河に使せしむ。泉陽に至り、漁者豫且、網を擧げて得て之を囚ふ。夜半に、龜來りて夢に宋の元君に見ゆ」云々とあり。

ん。即し功墮れ師撓ましむとも、固に・安危の大數に繋る無からん。世勣・無忌も亦、何を憚りて次且せんや。苻堅、自ら將として以て晉を犯さざりせば、則ち大に潰えて以て鮮卑の速かに叛くを啓かざりしならん。竇建德、自ら將として以て雒を救はざりせば、則ち禽にせられて而して兩つながら敗れて以て俱に亡びざりしならん。完顏亮、自ら將として以て江を窺はざりせば、則ち采石に挫けて而して國內君を立てて以て弑を行はざりしならん。佛狸の威は、盱眙に折け、石重貴の身は、契丹に禽にせらる。區區たる盜賊・遠方の主すら、且つ輕動すれば危亡を召く。況んや六字維れ一人に繋るに、而も輕しく小夷に試みや。怯にして而して功無きは、世勣・無忌、老成持重の謀を尙べばなり。然らざりせば、土木の禍、天維傾折し、悔ゆとも將た奚ぞ及ばんや。王欽若、寇準を詆るに孤注を以てす。欽若は誠に姦なれども、準も亦幸なり。一往の氣を鼓して、天子の・河を渡るを以て、準の壯猷と爲す。幾何ぞ來世を誤らざらんや。春秋に、「王に從ひて鄭を伐つ」と書し、其の敗るるを諱みて以て之を譏る。肩を射られて而して後に、王室、復た興

【三】次且は進まざるなり。
 【四】佛狸は後魏の太武帝の少字。
 【五】土木の禍。土木は地名、今の直隸省懷來縣の西に在り。明の英宗、互刺を征し、兵敗れ、此に虜にせらる。
 【六】宋の眞宗の景德元年、契丹入寇するや、寇準、議を定めて親征し、上に勸めて河を渡らしめ、澶州に至る。契丹、和を議し、各々兵を解きて歸る。後、王欽若曰はく、「澶淵の役、準、陛下を以て孤注と爲せり」と。事は宋名臣言行録にも載す。
 【七】春秋桓公五年に、「秋、蔡人・衛人・陳人、王（即ち周の桓王）に從ひて鄭を伐つ」とあり。此時、鄭の祝聃、王を射て肩に中つること、左傳に載す。

る可からず。桓王自ら之を貽るなり。故に曰はく、「天子は討じて、伐たず」と。

劉洎の殺さるるや、

褚公之を讒せりと謂ふ者は、其の許敬宗の汗誣たること固よりのみ。乃ち褚公をして果して洎の言を以て太宗に白さしむるも、亦、詎ぞ不可ならんや。太宗、高麗を征し、西京を留守する者は、房元齡なり。命を受けて太子を定州に輔くる者は、高士廉・張行成・高季輔・馬周にして、而して洎、新進を以て與る。固より宗臣にして、伊周の獨任を負ふものたるに非ざるなり。兵は凶にして戦は危く、太宗は春秋已に高く、安危未だ決せざるなり。太子は柔弱にして、固に威福下に移るの防有り。

【一】通鑑卷百九十八唐太宗貞觀十九年、初め上、侍中劉洎を留めて、皇太子を定州に輔けしめ、仍ほ左庶子を兼れ、民部尚書を檢校し、吏禮戸部三尚書の事を總べしむ。上、將に行かんとし、洎に謂ひて曰はく、「我今遠征し、爾、太子を輔く。安危の寄る所なり。宜しく深く我が意を識るべし」と。對へて曰はく、「願はくは陛下、憂ふる無かれ。大臣の罪有る者は、臣謹みて即ち誅を行はんと。上、其言の妄に發するを以て願る之

を怪しみ、戒めて曰はく、「卿、性疎にして太だ健なり。必ず此を以て敗れん。深く宜しく之を慎むべし」と。上の不豫なるに及び、洎、内より出で、色甚だ悲み懼れ、同列に謂ひて曰はく、「疾の勢、此の如し。聖躬、憂ふ可し」と。或るひと上に謂ひて曰はく、「洎言ふ、國家の事は憂ふるに足らず、但だ當に幼主を輔けて伊霍の故事を行ふべし。大臣の異志有る者は、之を誅せば自ら定まらんと。上、以て然りと爲す。庚申、詔を下して稱

す、洎、人と竊に議し、萬一を窺察し、朝衡を執り自ら伊霍の事に處らんことを謀り、大臣を猜忌し、皆、夷戮せんと欲す。宜しく自盡を賜ひ、其妻孥を釋すべし」と。卷二百唐高宗顯慶元年、劉洎の子、其父の冤を訟へ、「貞觀の末、褚遂良の譖する所と爲りて死せり」と稱す。此章は此事を論するなり。
【二】房元齡は房玄齡なり。
【三】伊周は伊尹・周公なり。

洎、命を受くるの日に於て、遽に亢爽として忌む無く、而して大言して曰はく、「大臣、罪有らば、臣謹みて即ち誅を行はんと。然れば則ち不幸にして太宗、返らず、嗣君、疾に在らば、元齡の項領、且に洎の鋒刃に縣らんとす。而るを況んや士廉以下をや。又況んや其餘の未だ嘗て命を受けざる者をや。人臣にして、而して權を擅にして以て國を移さんと欲する者は、必ず威を立てて以て衆を脅す。子罕が宋公の柄を奪ひしは、是術を用ひしなり。而して曹操の孔融を殺し、司馬懿の曹爽を殺し、王敦の周顛・戴淵を殺す、稟承する所無きも、猶ほ噬を擇ぶ無し。矧んや洎已に先に當守に言ひ、既に請ふの旨を挾む、復た何の忌む所ありて以て其專殺を戡めんや。魏王泰は未だ死せず、吳王恪は物望の歸する所なり。洎、生殺の權を執りて、以て己に異なるものを誅し、太子の柔を欺き、唯だ其志のままにして以て逞しくせば、何を求めて而して得ざらん。然れば則ち伊霍の事は、洎即し言はずとも、抑も必ず其情有らん。且つ又、惡んぞ洎の狂悖なる、果して是言有らざるを知らんや。或は曰はく、「洎の「謹みて即ち誅を行はんと」の對は、剛にして而して戇なるのみ。能く不軌の情有るに非ざるなり」と。曰はく、「彊臣に惡む所の者は、唯だ其の很なるのみ。彊は很の徒なり。忌む所無くして、而も之を心に函するは、乃ち可なり。忌む所無くして、而して諸を口に矢ふは、遂に・忌む所無きを以てして、而して之を事に見はず。司馬師・高澄・朱溫・李茂貞は、唯だ

【四】疾に在りは、喪に居るをいふ。
【五】子罕の事は左傳襄公の條に出づ。
【六】伊霍は伊尹・霍光なり。

其言の忌む無き者にして、以て人心を震懾する有り。而して天下且つ之を詫りて曰はく、「此れ英雄の隠す無きなり」と。其の「謹みて即ち誅を行はん」と曰ふに當りては、目に天子無く、心に大臣無く、百世の下、猶ほ其威の底止する所を測らず。而るに之を留めて以て異輦の沖人に貽す可けんや。褚公をして果して太宗に勸めて以て泊を殺さしむるも、亦忠臣の效なり。或は曰はく、「唐、方に興るの勢に處り、而して長孫無忌・房元齡・李世勣・開國の元臣を以て、王室を匡扶す。泊、狂なりと雖も、能く爲す無きなり」と。曰はく、人の信す可くして、以て妄に動く無き者は、唯だ其れ慎みて以て言ひ、慮りて以て動くのみ。言ふ可からずして而も之を言へば、則ち亦、爲す可からずして而も之を爲す。朱泚は、孤軍、助無くして而も徳宗を走らせ、苗傅・劉正彦は、張浚・韓世忠の間に處りて而も宋高を廢す。皆、愚意にして而して禍福を恤へざる者なり。藉し「泊は文吏たり、兵柄、屬せず」と曰はば、(元) 范煜・干融も亦兵の恃む可き有るに非

【七】 朱泚の事は通鑑唐徳宗紀に載す。

【八】 苗傅・劉正彦の傳は宋史卷四百七十五叛臣傳に載す。

【九】 范煜は范曄なり。

【一〇】 通鑑卷百九十九唐太宗貞觀二十二年、初め左武衛將軍

武連縣公武安の李君浚、玄武門に直す。時に太白屢、晝見

ゆ。太史占して云ふ、「女主昌

ならん」と。民間、又、秘記

を傳へて云ふ、「唐三世の後、

女主武王、代りて天下を有た

ん」と。上、之を惡む。會、

諸武臣と宮中に宴し、酒令を

行ひ、各々をして小名を言は

しむ。君浚自ら言ふ、「名は五

娘」と。上、愕然たり。因つ

て笑ひて曰はく、「何物の女子

ぞ、乃ち爾く勇健なる」と。

又、君浚の官稱封邑に皆武の

字有るを以て、深く之を惡む。

後、出でて華州の刺史と爲る。

布衣員道信といふもの有り、

自ら言ふ、「能く粒を絶ち佛法

を曉る」と。君浚深く之を敬

信し、數、相從ひ、人を屏け

て語る。御史奏す、「君浚、妖

人と交通し、不軌を謀る」と。

壬辰、君浚、謀に坐し、其家

す。又、孰か能く泊の・他無きを保せんや。其幸に伏せしむるは、過計にして而して淫刑に非ざることを、審かなり。

(二) 星占術は、亂の自りて生ずる所を測るなり。

史に言はく、「秘記に云ふ、「唐三世の後、女主武王、代りて天下を有たん」と。誰か此秘記を爲る者ぞ。其の繇りて來ること、考ふ可からざるなり。太白の光は、羣星、及ぶ莫し。南北の道、日を去る近くして、而して日、其光を奪ふ。日を去ること遠ければ、則ち日、奪ふ能はずし

を籍沒せらる。上、密に太史令李淳風に問ふ、「秘記に言ふ所、信に之れ有るか」と。對へて曰はく、「臣、仰ぎて天象を稽へ、俯して曆數を察するに、其人已に陛下の宮中に在り、親屬と爲る。今より三十年を過ぎずして、當に天下に王たるべし。唐の子孫を殺して殆ど盡さん。其兆既に成れり」と。上曰はく、「疑似の者盡く之を殺さば何如」と。對へて曰はく、「天の命する所は、人、違ふ能はざるなり。王者は死せず、徒らに多く無辜を殺さん。且つ今より以往

三十年、其人已に老いん。庶幾はくは頗る慈心有り、禍を爲すこと或は淺からんことを。今借使得て之を殺すも、天或は壯者を生じ、其惡毒を肆にせば、恐らくは陛下の子孫、遺類無からん」と。此章は此事を論ずるなり。

【一】 五緯は水金火木土の五星なり。

【二】 麻家は曆家なり。

【三】 發斂は星の現ると隱るるとをいふ。

【四】 步測は星の運行を測量するをいふ。

て而して晝見ゆ。五緯の出入するは、麻家の能く算測する所なり。而るに南北の發斂は、麻法略にして、而して古今、考ふる無し。步測に精なる者あらしめば、亦常ならんのみ。而るに太史、其曲説を守りて曰はく、「女主昌ならん」と。所謂秘記なる者と相合す。太宗、理を以て之を折く能はずして、而して李君羨を横殺して以て之に應ず。李淳風、又曰はく、「天の命する所は、人、違ふ能は

「す」と。以て其の必ず然るを決す。武氏の篡奪は、實に斯言之を教ふるなり。凡そ篡奪の禍は、類ね國の將に危からんとするに乗じて、而して先づ其兵柄を得、起ちて而して功を立て、以て亂を極ふ。然れども且つ遲回疑畏して、而して敢て驟にせず。抑も、彊幹機智の士、荀攸・郝慮・劉穆之・傅亮・李振・敬翔の流の若き有りて、其逆謀を贊け、而して多く虎狼の將佐を畜へて、之が爪牙と爲し、然る後に惡に動き、而して人、能く禦ぐ莫し。今、武氏は、一の淫嬖を以て、深宮に處り、左右は、皆、粉を傅け朱を塗るの猥蝶の賤士、三思・懿宗・承嗣の輩は、固より酒に耽り色を嗜むの執袴にして、一の彊項の邑令の、鞭笞して而して殺す可きの庸豎なり。乃ち炎炎として方に興るの社稷を以て、淫風一たび拂ひ、天下、心を歸し、枷梏薰灼の下に頭を藏し、舌を咋み、之に敢て抗する莫し。武氏は何を以て此を臣民に得たるや。天下固より曰はく、「前聖の秘記然るなり。上天の垂象然るなり。先知、涪風の如き者、已に曰はく、「天の命する所は、人、違ふ能はざるなり」と。涪風曰はく、「當に天下に王たるべし」と。武氏曰はく、「吾當に王たるべきなり」と。涪風曰はく、「唐の子孫を殺して殆ど盡さん」と。武氏曰はく、「吾當に殺すべきなり」と。嗚呼、四海の人心を搖かし、方に興るの宗社を傾け、李氏の宗支をして首を駢べて以て刃を受けしむ。涪風の一言の毒、天に滔りて極り罔し。甚だしきかな、太宗の不明なるや。妖言の辟を正し、涪風を執らへて而して之を誅し、秘記を焚き、太史の妄を斥けなば、武氏惡んぞ以て天下を惑

【六】舌を咋むは驚懼する也。

はして而して篡を成すに足らんや。天下を有ちて、而も術士を誅逐し、敬みて民に時を授けて以て民の志を定めざれば、則ち必ず禍亂を無窮に召く。人、生有れば、則ち必ず死有り。國、興る有れば、則ち必ず亡ぶる有り。百世と雖も、知る可きなり。惡んぞ此の嘵嘵たる者を用ふるを爲さんや。

【一】通鑑卷百九十九唐太宗貞

觀二十三年、上、太子に謂ひて曰はく、「李世勣は、才智、餘有り。然れども汝、之と恩無し。恐らくは懷服する能はざらん。我、今、之を黜けん。若し其れ即ち行かば、我が死するを俟ちて、汝、後に於て用ひて僕射と爲し、之を親任せよ。若し徘徊顧望せば、當に之を殺すべきのみ」と。五月戊午、同中書門下三品李世勣を以て壘州都督と爲す。世勣、詔を受け、家に至らずして去る。此章は此事を論するなり。

(二) 利を以て恩と爲す者は、利を見れば、爲す可からざる無し。故に子の能く孝なる者は、必ず其の親の田廬を以て恩と爲さざる者なり。臣の能く忠なる者は、必ず其の君の爵祿を以て恩と爲さざる者なり。友の能く信なる者は、必ず其の友の車裘を以て恩と爲さざる者なり。利を懷ひて以て親に孝に、君に忠に、友に信なるは、利盡くれば、之を去ること馳するが若し。利、他人に在れば、則ち君親を棄て、然諾に背くこと、踵を旋らさず。此れ必ず然るの券なり。故に慈父は利を以て其子を畜はず、明君は利を以て其臣に餌せず、貞士は利を以て其友に結ばず。太宗、李世勣を遷して壘州の都督と爲し、而して高宗に敕して曰はく、「汝は之と恩無し。我死せば、汝用ひて僕射と爲し、以て之を親任せよ」と。是れ已に明かに世勣の唯だ利を是れ懷ふを知り、一たび奪予するの間にして、

而して相形はして以て恩怨を成す。其の無頼の小人たること、灼然として見はる。而るに之に委ぬるに柔弱の嗣君を相くるを以てす。亦愚ならずや。長孫無忌の勳戚は、依る可きなり。褚遂良の忠貞は、託す可きなり。世勣は何ぞ能く爲す者ならん。高祖、察せずして、而して許して純臣と爲し、太宗、決せずして、而して託するに國政を以てす。

利、高宗に在れば、則ち高宗の用を爲し、利、王氏に在れば、則ち王氏の用を爲す。唯だ世勣の・利を視て以て歸と爲し、而して利を操りて以て之を籠し、早く己に・世勣の窺見する所と爲り、以て益・利に欲く。家事の一言にして、而して社稷、王氏に傾くは、必ず然る所なり。若し其才智餘有りと謂はば、之に任するに邊陲を以てして可なり。之を疊州に銅せば、唐惡んぞ従りて亂れんや。

【一】家事の一言。高宗が武昭儀を立てて皇后と爲さんとするや、褚遂良等は、之を諫止せしが、李世勣對へて、此陛下の家事なり。何ぞ必ずし

も更に外人に問はんと曰ひ、上の意、遂に決すること、通鑑卷百九十九高宗永徽六年に載す。

國譯讀通鑑論卷二十終

國譯讀通鑑論卷二十一

高宗

(一) 房遺愛狂駭にして、婦人と逆を謀りて以て自ら斃れ、而して荆王元景・吳王恪、首を駢べて戮に就き、李道宗も亦坐して流せられて以て死す。嗚呼、元景の長にして而して功有る、恪の至親にして而して賢なる、道宗の同姓にして而して元勳たる、其をして存せしむるや、王氏尙ほ未だ一婦人を以てして唐の命を制する能はざりしならん。夫れ長孫無忌の・誅殺に決する、固に・私を挾みて以て權を争ふに非ず。蓋し亦、高宗を衛りて而して其位に安んせしむるのみ。乃ち高宗を衛りて、而して唐の宗社を恤へず。則ち其出に私するは、無忌の惡なり。其の自りて失ふ所を原ぬれば、其れ太宗の自ら貽するるか。承乾廢せられ、魏王緄けられ、太宗既に恪の以て國を守る可きを知るや、則ち光武の・明帝を立つるが如く、自ら衷に決して、而して當に無忌と與に謀るべからず。如し高宗を以て嫡子と爲して、而して分、紊る可からずんば、則ち抑も自ら衷に決して、而して尤も當に無忌と與に謀るべからず。

【一】房遺愛が反を謀るに坐して誅せらるること、通鑑卷百九十九唐高宗永徽三年に載す。長孫無忌、吳王恪の才望を忌み、荆王元景等と、皆死を賜ひ、江夏王道宗等、嶺外に流さるること、永徽四年に載す。此章は此事に就きて論するなり。

疑ひて而して未だ決せずんば、則ち在廷に、自ら・大議に參す可きの臣有り。徳宗の・李泌に於ける、宋の仁宗の・韓琦に於けるが如く、其識に資りて以て其斷を成さん。唯だ無忌は、高宗の元舅なり。而るに與に高宗と恪との廢立を辨す可けんや。乃ち無忌に告げて曰はく、「雉奴は弱し。恪は英果なること我に類す、我、之を立てんと欲す」と。事、既に・果さず。無忌が、早に作き夜に思ひて、以て恪を疑ひ恪を忌み、恪の己を怨むるを畏れて、而して其命を勦絶せんと欲する所の者、終に・忘れず。唐、夾輔の親賢無く、而して己、【一】 先后の己に謝するの威靈を以て、【二】 房帷の親寵に敵する能はず、終に亦必ず亡ぶる者、皆、其の憎焉として・顧みざる所の者なり。太宗の一言の失、問、其人に非ずして、而して其愛子を保たず、其宗祧を永くせず。易に曰はく、【三】 「君、密ならざれば則ち臣を失ふ」と。豈に徒に君臣のみならんや。父、密ならざれば、且つ其子を失ふ。無忌、外戚を怙み、以て墮固の圖を爲す。太宗、察せず、顧つて無忌に謂ひて曰はく、「公、恪が己の甥に非ざるを以てか」と。愈其隱を發して、而して無忌の志愈々憤なり。【四】 房元齡・褚遂良の・高宗を贊立するは、義の正なり。太宗の・恪を立てるに疑ふは、道の權なり。無忌の固く・高宗を立てんことを請ふは、情の私なり。私を挾みて而して之を終ふるに戕殺を以てす。無忌の惡稔して、而も太宗、灼見して而して早く之を防

- 【一】太宗の此言は、通鑑卷百九十七貞觀十七年に載す。
- 【二】先后とは太宗の長孫后をいふ。
- 【三】房帷の親寵とは武氏をいふ。
- 【四】君密ならざれば則ち臣を失ふ。周易繫辭傳の語。
- 【五】房元齡は房玄齡なり。

がす。其子を保せざることを、亦宜ならずや。或は曰はく、「褚公、顧命を受け、國政を輔け、無忌の姦を止むる能はず。且つ道宗の竄せらるる、公、實に謀に與る。豈に亦、私を挾みて以て宗子を翦るか」と。夫れ房遺愛、已に無忌の意旨を探り、恪を誣ひて以て自ら免れんことを求む。言已に出でて、而して徵有るが若し。褚公未だ其の患無きに任じ易からず。恪且に死せんとするるとき、無忌を罵りて、而も公に及ばず。則ち公の・道宗を陥るるを謂ふ者は、亦、許敬宗の誣なり。史、與に之を正す無きか。

【一】通鑑卷百九十九唐高宗永徽六年、中書舍人饒陽の李義府、長孫無忌の惡む所と爲り、壁州の司馬に左遷せらる。敕未だ門下に至らざるに、義府密に之を知り、計を中書舍人幽州の王德儉に問ふ。德儉曰はく、「上、武昭儀を立てて后と爲さんと欲す。猶豫して未だ決せざるは、直に宰臣の異議せんことを恐るのみ。君能く策を建てて之を立てば、則ち禍を轉じて福と爲さん」

と。義府、之を然りとす。是日、德儉に代りて直宿し、闇を叩きて上表し、皇后王氏を廢して武昭儀を立てて以て兆庶の心を厭かしめんと請ふ。上悦び、召見して與に語り、珠一斗を賜ひ、留まりて舊職に居らしむ。昭儀、又、密に使を遣はして之を勞勉す。尋ぎて中書侍郎に超拜す。此章は此事を論するなり。劉文成公は明の開國功臣劉基なり。

劉文成公自ら言ふ、「惡を疾むこと太甚しければ、相と爲る可からず」と。相は、賢不肖の・裁を取る所にして、以て治亂の樞機を操る者なり。善を好むこと篤からず、惡を惡むこと嚴ならずんば、奚ぞ可ならんや。劉公の言は、何を以て云ふや。今、其語を釋ねて而して之を思ふに、太甚しと云ふ者は、姑くも縱す能はざるの謂に非ざるなり。夫の之を惡みて、而して其罪の應に得べきが如くならず、其惡の已に著はるるを待たずして、而

して之を擡發すること已だ函かなるを謂ふなり。色に形はれ、言に發し、函藏する所無くして、而して早く自ら其の容れざるを知り、一たび斥けて快と爲し、而して其の憤興して以て旁出するを慮らざるなり。是の如くにして以て人主の賞罰の權を贊け、而して君の志未だ定まらざれば、必ず反激を致し、以て大亂を生ず。趙高邑、總憲と爲り、崔呈秀の貪を按せんと欲し、而して考覈すること未だ速かならず、曠恨先づ形はる。乃ち權奄に投じて以て善類を殺さしむ。古今の此の如き者多し。然る後に、劉公の自ら知ること明かにして而して幾を審かにすること定まざるを知るなり。長孫無忌の、李義府を惡むは正なり。既に其凶險の情を熟察すれば、則ち宜しく輕しく示すに機を以てし、而して之をして自ら危ましむべからず。乃ち其罪の著見して、而して逃る可き無きを待たずして、而して遽に之を蜀徼に謫せんと欲す。抑も迅發して以て決行する能はず、而して展轉して以て徼幸を圖るを得しむ。是に於て、義府の姦、迫りて以て伸びんことを求め、王德儉の謀を用ひて、武氏を立てんことを請ひ、一旦にして相位に超擢せらる。而して無忌は坐して其窮を受けざる能はず。然れば則ち相臣たる者、情を平かにして以て法を審かにし、法を持して以て斷を立つる能はず、徒らに惡を惡むの心を、挟み、大聲疾呼し、顔を頰くし袂を奮ひて、小人と邪正を争へば、以て自ら禍して而して國に禍するや餘有り。好惡賞罰は、治亂の樞機なり。之を

【一】趙南星は明の高邑の人、本傳は明史卷二百四十三に載す。

【二】崔呈秀の本傳は明史卷三百六閣黨傳に載す。

【四】權奄とは魏忠賢をいふ。

一念に持するは、豈に易易たらんや。韓魏公の、任守忠を處するや、其氣、迫らずして、而して後に、其斷、疑はず。之を函ること從容として、而して之を決すること俄頃なり。故に守忠、激出して以て反噬する能はず。申屠嘉、一たび之を鄧通に失し、再び之を雷錯に失す。皆、惡を疾むこと甚だしくして、而も持重の斷無く、以て一たび洩れて而して窮し易きなり。劉公の言は、萬世の大臣の心法と爲るは、允なり。

【五】韓魏公は趙宋の名臣韓琦なり。
【一】通鑑卷二百一唐高宗麟德元年、初め武后、能く身を屈し辱を忍び、上の意を奉順す。故に、上、群議を排して之を立つ。志を得るに及びて、専ら威福を作し、上、爲す所あらんと欲すれば、動もすれば后の制する所と爲る。上、其忿に勝へず。道士郭行眞といふもの有り、禁中に出入し、嘗て厭勝の術を爲す。宦者王伏勝之を發く。上大に怒り、

密に西臺侍郎同東西臺三品上官儀を召して之を議す。儀因つて言ふ、「皇后專恣にして、海内の興せざる所なり。請ふ之を廢せん」と。上の意も亦以て然りと爲す。即ち儀に命じて詔を草せしむ。左右奔りて后に告ぐ。后遽に上に詣りて自ら訴ふ。詔草猶ほ上の所に在り。上、羞縮して、忍びず。復た之を待すること初の如し。猶ほ、後の怨怒せんことを恐れ、因つて之を給きて曰はく、「我初め此心無し。皆、

上官儀、我に教ふ」と。儀、先に陳王の謬議と爲り、王伏勝と、俱に故の太子忠に事ふ。后、是に於て、許敬宗をして、「儀、伏勝、忠と與に大逆を謀る」と誣奏せしむ。十二月丙戌、儀、獄に下り、其子庭芝、王伏勝と皆死し、其家を籍沒せらる。戊子、忠に死を流所に賜ふ。此章は上官儀を論するなり。
【二】暴怒は、にはかに怒るなり。

至弱の主には、必ず暴怒有り。至暗の主には、必ず微明有り。弱くして以て暗き者をして、必ず偶々見るの明・恆無きの怒無からしめば、則ち巨姦猶ほ其の終る所を測らずして、而して未だ敢て凌乘して以て逞しくせざらん。明乍ら啓きて而も蔽ふ可く、怒忽

ち動きて而も旋ぎて移り、然る後に、伎倆畢く見はれ、其上に迫駕す可くして、而して復た忌む所無し。君子の之を輔けて以て爲す有らんと欲するや、難し。而れども抑も道有り。苟くも其明の審かならずして而して怒の移り易きを知れば、則ち豫め其明と威との繼ぐ可からざるを防ぎ、而して間に因り隙を抵ちて、徐ろに以て之を養ひ、之を積むこと厚くして而して之を發するに、舒を以てせしめば、其の濟ふ有るに庶からんか。若し其れ濟はざるも、而も我に在りては、餘地の以て他日の・圖を改むるを待つ有り。彼に在りては、増長の威の以て抜く可からざるの勢を成す無し。故に惟だ慎重にして以て權を持する者のみ、能く昏主に事へ、亂朝を宰して、而して其險阻を消す。斯れ大臣の得易からざる所以なり。高宗、厭禱を以ての故に、武氏を怒り、而して之を廢せんと欲す。其をして廢せしむるや、社稷の福なり。然りと雖も、后を廢するは大事なり。惡んぞ倏然として之を怒り、倏然として之を言ひ、而して即ち倏然として之を廢する者ならんや。倏然として之を言ひ、即ち倏然として之を廢す可ければ、則ち其人、廢せずと雖も、亦、能く國に害あり家に凶なる無し。悍狡なること武氏の如くにして、而も偶然の忿を以て之を須臾に黜く可けんや。儒夫の懦なるや、惟だ其忿怒偶發して、而して悻悻として、俄頃も待つ能はざるなり。暴雨の・溝澮に盈つるや、舟を操りて而して之に汎べて、以て江海を指す。上

【三】舒は遲緩なり。

官儀の・審かにせざるは、愚も亦甚だしきかな。(儀ヲ)此に於て持重して以て處し、而して漸く導くに機を以てし、從容として帝に謂ひて、「后の・天下の母たる可からざること、臣等固に之を知る。而れども未だ敢て言はざるなり。今、幸に、上、之を知れり。而れども固に未だ輕しくす可からざるなり。姑く之を寬にして以て其の驕るを觀、漸く之を疏んじて以て其の怨むるを觀、心に斟酌し、而して羣臣に正告し、此より前の過を悔い、然る後に、祖宗の家法を正し、天下と共に之を黜けん。臣且く上の意を公忠にして國を體するの大臣に達し、咸、昌言して以て天下の公論を昭かにせしめん。今未だ一紙の詔書を以て須臾の怒を快くす可からざるなり」と曰はしめば、此の如くせば、則ち高宗の志、漸く以て定まる可く、武氏の惡、察かにして而して著はる可く、忠直の言、厲よりして而して納る可く、佞幸の黨、次ぎて而して解く可く、而して懦夫の消し易きの怒、以て發する所無くして、而して中に蘊み、武氏の涕泣、施す所無くして、而して危機自ら阻まん。其の終に廢するや、社稷以て甯く、即し終に廢せざるや、亦何ぞ反つて其搏噬を激し、羣臣を劫して、以て風靡せしむるに至らんや。上官儀の・此に及ばざるや、識、充たず、守、固からず、躁率にして而して一朝に成るを幸とし、身を喪ひ國に殃す。儀、其咎を辭せんと欲するも、而も能はざるなり。然りと雖も、論者、「彼は昏くして、與に言ふ可からざるを知らず。儀の不智にして以て身を亡ぼすは、京房と等し」と曰ふは、則ち非なり。身、大臣と爲り、宗社の責有り。口を緘して容れられんことを求むるは、鄙夫のみ。儀は忠にして而も愚なる者なり。未だ以て苛求す可からざるなり。

張公藝、百の忍の字を以て高宗に獻す。論者、其の高宗の失に當る無くして而して其柔懦を増すを謂ふは、亦、惡んぞ忍の道たるを知らんや。書に曰はく、「必ず・忍ぶ有り、乃ち克く濟す有り」と。忍は至剛の用に於て、以て自ら強くして而して天下を持する者なり。忍、以て物情の變を觀る可く、忍、以て姦邪の機を挫く可く、忍、以て刑賞の公を持す可く、忍、以て徳威の固を畜ふ可し。夫れ高宗、乍然として一たび怒り、宦者の辭を聽きて、而して立ちどころに上官儀に命じて詔を草せしめ、以て武氏を廢せんとす。是れ惟だ激する無し。之を激すれば、揣らずして以て憤興す。先に忍びざれば、則ち後に恆無し。終に悍婦に脅さるる所以の者、正に此なり。夫れ能く忍ぶ者は、豈に其羞惡・是非の心を挫きして、以て行はれざらしめんや。耳に任じて而して心を以て之に殉せざるのみ。耳に任じて而して心を以て之に殉する者は、急水の磯に觸れ、沸膏の・水に蘸すが如く、譖懇甫めて及べば、顔頰く耳熱し、高天厚地の以て自ら容るる無きが若し。正に哲婦姦人が之に乗じて以て其命を制する所の者なり。故に王后の伉儷の恩、太子賢・太子忠の

【一】通鑑卷二百一唐高宗麟徳元年、壽張の人張公藝、九世、居を同じくし、齊・隋・唐、皆其門に旌表す。上、壽張を過ぎ、其宅に幸し、能く共に居る所以の故を問ふ。公藝、忍の字百餘を書して以て進む。上、之を善しとし、賜ふに緋帛を以てす。此章は此事を論するなり。

【二】尙書君陳篇に「必ず忍ぶ有り、其れ乃ち濟す有り」とあり。

【三】是れ惟だ激する無し。是れ激する無ければ則ち已むの意。莊子齊物論に「是れ唯だ作る無し。作れば則ち萬竅怒号す」とあると同句法なり。

【四】悍婦は武后をいふ。

【五】磯は水中の積なり。

【六】高宗永徽元年、王皇后を廢し、太子忠を廢す。永隆元年、太子賢を廢す。

毛裏の愛、長孫無忌の渭陽の情も、譖を聞けば即ち疑ひ、而して死亡旋ち及ぶ。一たび激すれば、即ち容るる能はず。他日、之を悔ゆれども、而も自ら艾むる能はず。耳に忍びざれば、即ち心に忍びず。高宗の其天良を絶つは、惡豈に忍に在らんや。公藝の忍にして、而して九世の宗を保つは、唯だ言を聞くも信せず、而して制するに心を以てするなり。威、其中に行はる。然らずんば、子孫僕妾、噂沓として背憎して、以て人を忍ぶ可からざるに激し、日に耳に盈ち、尺布斗粟も、戈戟を天倫に操る可し。而るに能く九世を飭へて以て齊壹にせんや。

【七】渭陽の情は甥舅の情をいふ。高宗は長孫無忌の甥なり。詩秦風渭陽篇に「我舅氏を送り、曰に渭陽に至る」とあり。秦の康公、晉の文公が國に歸るを送るの詩にして、康公は文公の甥たり、故に後世、甥舅を言ふに、多く此語を用ふるなり。

【八】噂沓は語聲雜沓なり。詩小雅十月之交篇に「噂沓として背憎す」とあり。

【九】通鑑卷二百二唐高宗儀鳳元年、秋八月壬寅、桂・廣・交・

黔等の都督府に救す。比來、土人を注撥するに、簡擇未だ精しからず。今より、四年毎はして使に充て、仍ほ御史をして同じく往きて注撥せしめん」と。時人、之を南選と謂ふ。此章は此事を論じ、邊徼の州縣の官吏の任命の重んぜざる可からざることを説くなり。

【一〇】縣内は天子の國、即ち邦畿千里の地をいふ。

重きに居りて輕きを馭し、内を先にして外を後にするは、三代の法なり。諸侯各其國に君たり、勢且に天子に仇せんとす。故に縣内の選、五服に優る。天子、人を得て以て内を治め、而して敢て正しからざる莫し。本を端しくするの道なり。郡縣の天下は、四海を以て家と爲す。遠近に奚か有らんや。畿輔の内と、腹裏にして文を尙

ぶの郡邑とは、朝廷を去るや近く、吏の賢不肖、以て上聞し易く、且つ其人民、天子の光に近くして、而して法を畏ること深く、名教興りて而して風俗雅なり。中材之に泄むと雖も、亦、以て其逸志を戢めて而して其恆度に安んずるに足る。荒遠にして夷を雜ふるの地に至りては、其民、頑陋獷戾に狃れ、而して詩書禮樂の文は、喻る所に非ざるなり。其吏、其の愚なるを欺き、而して之を漁獵す。民、固に天子有るを知らず、而して唯だ長吏有るを知るのみ。則ち貪暴の吏、唯だ其の爲す所のままにして、而して清議、及ばず。乃ち民夷、怨を積み、一たび激して以て興り、竿を掲げ死を冒し、而して禍、天下に延ぶ。是の如くなれば則ち邊徼の長吏の選を輕んじ、近きに就きて補調し、員數に充たしめ、善なるも擢を加へず、惡なるも罰を降さず、其をして貪叨にして、日暮れて塗窮まるの倒逆を恣にせしめ、離叛相尋ぎ、兵戈、戢まらず。内治、修まると雖も、其れ能く遙に之を制せんや。前の天下を定むる者は、箚棘を莠り、谿峒を夷げ、威服して而して之を恩撫し、郡縣を建て、以て夏を用て夷を變じ、風教を推行し、力甚だ勤め、心甚だ盛なり。乃ち割棄して、理めず、之を卑茸狼戾の有司に授け、以て之を亂に敲る。溥天の下、特に此孟賊の區宇有り。是れ亦、長太息を爲す可きなり。故に其の内を重んずるよりは、其の外を重んずるに如かざるなり。内は重きを萎めずと雖も、而も必ず、輕からざる

- 【三】逸志は放逸なる心。
- 【四】漁獵は苛斂誅求するをいふ。
- 【五】補調は官吏を任命するをいふ。
- 【六】倒逆は倒行逆施なり。
- 【七】箚は竹の細き者なり。

なり。外は重んぜざれば、則ち永く之を輕んず。唐の初、桂廣等の府官の注擬、一に之を都督に聽せ、而して朝廷、問はざるは、治の大累なり。邊徼の稍や、文法に習ふ者、其土に居り、其利を知れば、則ち之と爲るを貪りて、而して内遷を羨まず。中州の、名を好み干進するの士、其の陋なるを惡みて、而して其の望を清華に絶つを患ふれば、則ち之を鄙夷として、而して爲るを屑しとせず。儀鳳元年、始めて五品以上を遣はし、御史と同じく、邊州に往きて注擬せしむ。之を得るに庶し。猶ほ未だ吏部の選に列せざるなり。後世、吏部に統べられ、以て延除を聽く。尤も、理に近しと爲す。然れども縣缺くれば以て劣選を處き、且つ地に就きて人に授け、而して廉聲有りと雖も、内擢の列に與るを得ず。吏は偷すれども警めず、夷を怨むれども綏んせず、民は勞すれども復せず。其の叛亂するに迫りて、乃ち兵を勤めて以て之を斬刈す。亦慘なるかな。千年の積弊、明君・良相も、革むる能はざるなり。悼むに勝ふ可けんや。八閩・東粵は、昔者、亦、荒陋の區なりき。守令の選を重んじ、而して賢才往きて收し、今已に化して文教の邦と爲れり。何ぞ猶り邕・桂・滇・黔・階・文・邛・雅の善地と爲らしむ可からざらんや。兵を勤めずして而も遠きを服し、中國を勞せずして而も夷俗を化する、何の嫌ふ所ありて而して爲さざるか。人士の厭薄の私心、内を重くし外を輕くするの説を假りて以て之を文る。明主の徇はざる所なり。而るに尙ほ奚ぞ疑はんや。

- 【八】文法は法律なり。
- 【九】清華は高位高官をいふ。
- 【三】厭薄は之をいとひ輕んずるなり。

飢を賑はすに使を遣はすは、民に迎候の勞有ること、劉思立の言ふ所の者の如きは、未だ盡く然らざるなり。遣はす所、人を得れば、則ち民、勞せず。若し其の不可なる者は、飢、一邑のみに非ずして、而して生死の命、旦夕に懸り、之を施すこと急ならざれば、則ち未だ速かに徧くする能はずして、而して餒うる者已に死し、之を施すこと急なれば、則ち甫めて車を下りて、而して即ち金粟を發し、唯だ近郭の人のみ、分に踰えて以て霑濡するを得、而して遠郊に至らず、且つ府史里胥の黨、無籍の游民、未だ嘗て飢ゑざるに而も冒受す。大臣、使を奉じ、尊高にして、民と親します。安んぞ能く疾苦の何人たるかを知りて、而して有限の金粟を以て専ら白骨に肉せんや。此れ徒らに國を費して而して民の大病に救ふ無きなり。且つ特り此のみならず。飢民は、聚む可からざる者なり。之に餌するに升斗錙銖を以てして、而して都邑に羣聚して、以て使者を待たしむるも、樸拙の民は、力羸れて而して其婦子を恤へ、餓死するも而も家を離れて以て命を待つを願はず。豪捷輕猥の徒は、則ち跛扈の魚の・水聲を聞きて而して蟹を鼓するが如く、其の橡相を采り

【一】通鑑卷二百二唐高宗儀鳳二年、詔して、河の南北旱するを以て、御史中丞崔謐等を遣はし、道を分ちて存問賑給せしむ。侍御史寧陵の劉思立、上疏して以爲は、今、麥秀で蠶老い、農事方に殷なり。救使撫巡せば、人皆疎朴し、其家業を忘れ、此天恩を冀ひ、聚集して參迎し、妨廢すること少からざらん。既に賑給に

縁り、須く簿書を立つべし。本、安存せんと欲し、更に煩擾を成さん。望むらくは且く州縣に委れて賑給せしめ、秋務の閑なるを待ち、出でて褒貶せしめんことを」と、疏奏す。謐等、遂に、行かず。此章は此事を論じ、救荒の道を説くなり。

禽魚を捕ふるの以て生を得可きの計を棄て、而して自ら至るの口實を求めんことを希ふ。固に未だ其欲を厭かせて而して終年の飽有らしむる能はざるなり。使者に城郭に趨り、聚まりて而して散せず、業を失ひて以て相噂查し、掠奪興り、以て大亂を成すは、必ず然る所のみ。夫れ亦、良有司無きを思ふるのみ。良有司有る者は、其地に就き、其人を悉くし、野に行きて而して其紳士と其耆老とを進め、有無の數を周知し、而して即ち以て之に予へ、旦に給して夕に歸り、仍ほ其桑麻・耕種・采山・漁澤の本計を廢せず。則ち惠皆實にして、而して民、其居を奠め、民を仁し亂を已むるの道、交得て而して虞無きなり。故に救荒の道は、租税を蠲き、訟獄を止め、掠奪を禁じ、糴運を通ずること、其先務なり。倉廩を開きて以て之を賑はすは、已むを獲ざるの術なり。兩つながら之を行はんと欲すれば、則ち使に命じて巡行して有司の廉能を察せしむるを最亟と爲すに如くは莫し。守令は、天子に代りて以て民を養ふ者なり。民且つ流亡すれば、之に任せずして、而して誰にか任せんや。慈廉の者に授くるに、便宜の權を以てし、而して急に貪昏救惰の吏を逐へば、天子、勞せずして而して民以て蘇る。是を舍きては策無きなり。

【一】此章は李世勣が忍に安んじ親を無みすること論するなり。

【二】口實は口中の食物なり。周易頤卦に「自ら口實を求む」とあり。

【三】最亟は最も急務とするなり。

李世勣の・忍に安んじ親を無みするや、父を竇建德の刃下に置きて而も恤へず、其壻杜懷恭を強ひ

て與に高麗を征し、而して之を殺して以て法を立てんと欲し、諸子を其弟に付し、而して怒れば則ち之を擿殺せしむ。顧つて其姉の病むに於ては、之が爲めに粥を煮て鬚を燎き、而して曰はく、『姉は老いたり、勛も亦老いたり。姉の爲めに粥を煮んと欲すと雖も、其れ得可けんや』と。藹然たる天性の言、之を讀む者、猶ほ流涕するに堪へたり。此に縶りて之を言へば、則ち世勣が上は其父を死に陥れ、而して下は其子と壻とを殺さんと欲するは、果して天理民彝の心に絶ゆるに非ざるなり。天下の輕率寡謀の士、躁動して而して其天性の安きを忘る。然れども、其の已む容からざるの慈愛に於ては、是れ惟だ發せず。發すれば則ち掩遇する所無くして、而して其情を遂ぐ可し。唯だ夫れ沈鷲果決なる者は、自ら功利の陷溺より抜くに非ざれば、則ち得喪、一に其心に繫り、而して必得を期し、心方に戚みて而も目已に怒り、涙未だ收まらずして而も兵已に操り、梟獍の雄心、復た戢む可からず。彼は固に自ら詫りて一世の雄と爲すなり。而れども豈に其れ然らんや。蓋し至らざる所無きの鄙夫のみ。剛なれば則ち其君親を恤へず、柔なれば則ち盡く其廉恥を捐つ。明かに之を知れども而も必ず之を忍ぶ。聖人と雖も、亦、之を如何ともする無きなり。時有りては忠貞に似たり。時有りては孝友に似たり。徒に似るのみに非ざるなり。利の在らざる所は、則ち抑も吝む所無くして而して其情を用ふるなり。世勣の・單雄信に於けるは、肉を割くも可なり。

【一】李世勣が諸子を其弟に付托すること、姉の爲めに粥を煮ること、通鑑卷二百一唐高宗總章二年に載す。

【二】是れ惟だ發せず。發せざれば則ち已むの意。

姉の爲めにして鬚を燎く、何の吝む所あらんや。利、趨く可き無く、害、避く可き無し。亦、何爲れぞ直に其惻隱の心を達して、以て發して仁者の言と爲らざらんや。甲兵・戸口を籍して李密に上りて、而して獻せしむ。高祖の以て己が罪と爲さざるを知らばなり。太宗問ふに建成・元吉の事を以てすれば、而ち荅へず。事未だ知る可からざれば、姑く兩試を爲す。抑も太宗の此を以て嫌と爲さざるを知らばなり。年愈、老い、智愈、猾なり。高宗問ふに羣臣の諫めざるを以てすれば、而ち曰はく、『爲す所盡く善なり。得て而して諫むる無し』と。高宗の己を以て佞と爲さざるを知らばなり。則ち以て義府・敬宗に黨し、武氏を立てるを贊く。人自ら其社稷を亡ぼし、己自ら其爵祿を保つ。惻隱・羞惡・是非の心、炯然として内に動かざるに非ざれども、而も力めて之を制して以て其私を護る。忍に安んずる者は、自ら其心に忍ぶ。人に於て、何の忍びざる所あらんや。故に一念の仁は、恃むに足らざるなり。正に、其の一念の仁有れども而も之を矯拂するを惡むなり。夫れ且つ曰はく、『吾豈に忠孝を知らざらんや。此に至りては、忠孝を、膜外に置かざる容からざるなり』と。鄙夫と爲り、盜賊と爲り、篡弒の大逆を爲

【四】膜外は度外といふがことし。

【一】魏元同は魏玄同なり。通鑑卷二百三唐高宗永淳元年、是より先、玄同、吏部侍郎と爲り、銓選の弊を上言して以爲はく、人君の體は、當に委任して成功を責むべし。委ぬる所の者當れば、則ち用ふる所の者自ら精なり。故に周の

穆王、伯冏に命じて太僕正と爲して曰はく、慎みて乃の僚を簡べと。是れ群司をして各、其小なる者を求めしめ、而して天子、其大なる者を命するなり。乃ち漢氏に至るまで、人を得るに、皆、州縣より補署し、五府辟召し、然る後に天朝に升る。魏晉より以來、始めて専ら選部に委ぬ。

すは、皆、此のみ。

魏元同上言して、周・漢の法を復し・内は三公省寺より外は府州に命じて・各僚屬を辟召せしめ・而して銓除を吏部に專任せざらんことを欲す。其言は辯なり。實は則ち行ふ可からざるなり。一代の治は、各其時に因りて一代の規模を建て、以て相扶けて而して治を成す。故に三王相襲ひて、小しく損益有れども、而も大略皆同じ。未だ古人の一事の當れるを慕ひ、獨り一事を擧げて、古を今の中に雜へ、以て章を成すに足る者有らざるなり。王安石は、惟だ・此を知らず、故に周禮の一節を偏擧し、之を宋の法の中に雜へ、而して天下大に亂る。周の、諸侯・大夫各其臣に命ずる所以の者は、封建相沿ひ、民淳にして而して世族に聽き、得て驟に合併して以て天子に歸す可からざればなり。故に孔子の聖なるも、天子、登庸するを得ず。求・路の賢なるも、魯・衛の君、國を託する能はず。三代の末流も亦病めり。漢の制、三公・州郡、各掾曹を辟し、時に孝廉を擧げて、以て上に貢し、辟召すること一に之を長官に聽き、朝廷、冢宰を置かず。蓋し三代を去ること未だ遠からず、人猶ほ其故に習ひ、而して刺史・太守、法

夫れ天下の大なる・士人の衆きを以てして、之を數人の手に委れ、刀筆を用ひて以て才を量り、簿書を案じて行を察せば、借使、平かなること權衡の如く、明かなること水鏡の如きも、猶ほ力、極まる所有り、照、窮まる所有り。況んや委ぬる所、人に非ずして、

愚闇阿私の弊有るをや。願はくは略ぼ周漢の規に依り、以て魏晉の失を救はん」と、疏奏す。納れられず。此章は此事を論じ、其の時勢を知らざることを指摘するなり。
【二】 求路は冉求・子路、並に孔子の弟子。

を所部に行ひ、刑殺・軍旅・賦役・祀典、皆、以て專制するを得。則ち勢、復た爲めに屬吏を建てて以て之を掣するを得ず。其の治まるや、刑賞の・三公州郡に施す者、法・嚴明にして、而して上を誣ひ私を行ふ者、敢て逞しくせず。其の亂るるに迫りてや、三公・州郡、任、其人に非ずして、而して愛憎を以て其屬吏を黜陟す。是に於て、公に背き黨に死するの習成り、民の利病、上聞するを得ず、誅殺横行し、民胥怨激し、而して盜賊讒起す。則ち法敝れて而して必ず更まり、復す可からざるなり。漢の掾吏は、其長官を視ること、猶ほ君のごときなり。難あれば之が爲めに死し、死すれば之が爲めに衰を服し、各其主に媚びて、而して天子有るを知らず。然れば則ち、公斂處父の・成に據りて・墮たず、祝聃の・王を射て肩に中つるを爲さしむるも、皆、自ら命けて忠と爲して而して忌む無かる可し。大倫、明かならず、倒行逆施するも、何の可ならざる所あらんや。且つ其の天子に貢する者は、一に唯だ長吏の・恩を市るにして、而して天子、以て其賢姦を知る無く、抑も考覈するの成憲の以て其愚哲を衡る無し。三公の辟召は、則ち唯だ名譽を州郡に採取す。是に於て、虚譽日に張り、雌黄、口に在り。故に處士の權日に重く、朋黨興りて而して大亂を成す。故に曹孟德、其敵に懲りて而して之を改め、其任を吏部に總ぶ。此れ窮すれば則ち必ず變するの一大機會なり。既に變せり。未だ復た窮せしむ可き者有らず。法、得ざる者有る無きなり。亦、失はざる者有る

【三】 公斂處父が成を墮つを肯ぜざること、左傳定公十二年に出づ。
【四】 雌黄は批評をいふ。

無きなり。先王は、其法を恃ますして、而して其の人を知り民を安んずるの精意を恃む。法の若きは、則ち時に因りて之に禮樂刑政を參し、四海を均しくし、萬民を齊へ、百爲を通ずる者にして、一を以て純を成し、而して互に相裁制す。其百を擧げて其一を廢すれば、百者皆病む。其百を廢し其一を擧げば、一は行ふ可けんや。前人の一得を浮慕し、之を時政の中に夾糅し、而して自ら復古を矜る、何ぞ其の窒がるや。魏晉以下、三公・牧守、生殺兵農の權を操る能はず、教化は専ら己に司らず、而して士自ら其學業を以て、天子の知を邀ふ。乃ち復た之をして辟を省寺府州の衆吏に待たしめば、取舍、恩怨に生じ、奔競、私門に盛にして、此に於て・讎れざれば、自ら彼に媒し、廉恥喪び、朋黨立ち、國、一日も靖んずる能はず。唐の亂るるや、藩鎮各私人を樹てて以て爪牙と爲し、或は朝に登りて以て内應を爲さしむ。是に於て、敬翔・李振起りて而して唐を亡ぼす。他、羅隱・杜荀鶴・韋莊・孫光憲の流の如きは、皆、命を四方に效し、而して唐の用を爲さず、分崩瓦解して、社稷以て傾く。亦、後事の明驗なり。夫れ吏部、一人を以てして士の賢否を周知するは、誠に・能はざる所にして、元同の慮るが如き者なり。然れども士の・選舉に與るを得るや、其の初めて進むに當りて、亦、既に諸科の以て之を試みる有り。君子は人を早きに絶たず、而して士の才能も、亦、事を歴るを以てして増長し、貪廉仁暴も、亦、法に束ねらるるを以てして磨礪し、以て善に勸む。其の法を壞り紀を亂り政を蠹し民を虐する有る者は、則ち固に持憲の臣有りて、準繩を操りて以て其後に議す。若し

夫れ偏材の士、此に長じ彼に短なるの疑有れば、則ち事に因りて旁求し、初めより大臣の薦擧を禁せず。然れば則ち吏部が登進を總括するの法は、固に魏・晉以下、人心事會の趨にして、而して之を行ふこと千年、更易す可からざる者なり。古人の書を讀み、以て當世の務を揣り、其精意を得れば、法の用ふ可からざる無し。此に於てして此の長を見、彼に於てして彼の得を見、一事の效、一時の宜、一言の傳、之に偏據して而して曰はく、「三代の隆、兩漢の盛は、此を恃むなり」と。以て固く守りて而して之を行ふ者は、王安石にして、以て假竊して而して之を行ふ者は、王莽のみ。何を言に易んずるや。人を知り民を安んずるは、帝王の大法なり。之を知るは、其審を求むるなり。之を安んずるは、其適を求むるなり。知る所以、安んずる所以は、一切の法の、時政の變遷の中に竄亂し、王、王を成さず、霸、霸を成さず、而して憤亂せざる可き者に非ざるなり。庸醫は表裏を雜へ、溫涼を兼ね、以て人に飲ましめ、彊者は篤く、弱者は死す。亦傷ましからずや。

中宗 僞周武氏は内に附く。

中宗、位を嗣ぎて兩月、失徳未だ著はれず。而るに武氏、裴炎と與に、亟かに廢して而して之を幽す。三葉全盛の天子、虚器を井竈の間に撥るが如く、其の置く所に任せ、百官戸位し、噤して・敢て言ふ者無し。武氏は

【五】 尙書皋陶謨に、「都、人を知るに在り、民を安んずるに在り」とあり。

【六】 篤は病甚だしきをいふ。

【一】 中宗、我、天下を以て韋玄貞に與ふるも、何ぞ不可ならん」と謂ひ、裴炎、以て太后に白し、帝を廢して廬陵王と爲し、豫王旦を立てて帝と

何を以て此を天下に得たるや。國は必ず恃みて以て立つ所有り。大臣は恃む所なり。大臣、道を乗り、而して天子、以て傾かず。即し其れ姦を懐くも、而も猶ほ天子に依りて以て自ら固くし、唯だ其任重くして而して望隆く、交深くして而して位定まり、休戚相倚り、而して情、固からざる容からざるなり。而して高宗の世は、大に是に異なり。高宗、位に在ること三十四年、尙書令僕・左右相・侍中・同平章事は、皆、輔相の任にして、國の心膂たる者なり。而して乍進み乍退き、其位に尸する者、四十三人、進むは其の自る所を知らず、退くは其の亡ふ所を知らず、一人も高宗の篤く信じて而して固く任する所と爲る者有る無し。大臣の賤しきこと、此に於て極まれり。長孫無忌・褚遂良・于志寧・高季輔・張行成は、太宗の任じて以て己を輔くる所の者なり。貶死し黜廢せられ、以て一日も安んずる能はず。祿位を保ちて以て終を令くするは、唯だ姦を懐くの李勣のみ。是よりして外、韓瑗・來濟・杜正倫・劉仁軌・上官儀・劉祥道の若きは、較や鍊を覆すの傷無くして、而も斥罪旋ち加はり、幸に免るる者も、亦、邊を守るに託して以て禍を免る。其他の若きは、位を竊み祿を懐ふの宵小にして、李義府・許敬宗の、通國の指數する所と爲るを論ずる勿く、即し宇文節・柳爽・崔敦禮・辛茂將・許圜師、(三) 寶德元・樂彦璋・孫處約・姜恪・閻立本・陸敦信・楊宏武・戴至德・李安期・張文瓘・趙仁本・郝處俊・來恆・薛元

爲し、別殿に居り、預る所有るを得ざらしむること、通鑑卷二百三唐則天后光宅元年に載す。參照せよ。此章は此事を論じ、武氏が天子を廢立すること極めて容易なりし所以を説くなり。

【二】寶德元は寶德玄なり。楊宏武は楊弘武なり。

超・高智周・張大安・崔知溫・王德眞・郭待舉・岑長倩、(四) 魏元同の若き者は、皆、節は以て筭庫を守るに足らず、才は以て下邑を理むるに足らず、或は次に循ひて而して升り、或は一言にして而して合ひ、或は歧徑に趨りて而して詭遇し、競ひて相踵ぎて以て、天工を贊く。其の顧命して孤を託し、九鼎を委昇する者に至りては、則ち裴炎・劉景先・郭正一、二三の無頼の徒なり。嗚呼、惡んぞ輔弼に任するの大臣の此の如きの軽くして而も國亡びざる可き者有らんや。夫れ高宗は、柔懦の主なり。柔なる者は、以て合ひ易く、然して以て離れ難きなり。乃ち合ふの易くして而して離るるの亦易きは、何ぞや。惟だ其れ疑ふのみ。疑は己が心の自ら迷ふ所にして、人情の自ら解くる所の者なり。剛にして而して物を責むること已甚しければ則ち疑ふ。柔にして而して自ら信すること據無ければ則ち疑ふ。兩つの者、趣を異にして歸を同じくし、以て敗亡を召くは、一なり。剛なるは、以て邪正を決せずして、而して以て猜伎を行ふ。柔なるは、以て善類を安んぜずして、而して以て讒諛を聽く。猜伎は心に生じ、讒諛は外に興る。是に於てか、人、皆、相とす可く、人、皆、相とす可からざるなり。人、皆、斥く可くして而して誅す可きなり。大臣たる者、(五) 黃閣を視て傳舎と爲し、來去に悠悠として、而して其君親を陌路にすること、亦宜ならずや。孟子曰はく、『王、親臣無し』と。親臣無ければ、則ち以て父母と爲す可からず。裴

【四】魏元同は魏玄同なり。
【五】天工を贊くは、輔相の大臣と爲るをいふ。
【六】黃閣は丞相の聽事の門をいふ。
【七】王親臣無し。孟子梁惠王下篇に出づ。

炎、片語の失意にして、而して中宗を廢すること、蝨を輝中に捫るが如し。復た奚ぞ恤へんや。夫れ相は天工に代る。天の昇ふる所にして、人の歸する所なり。天下、其姓字を知る能はず、逆臣、奉じて著龜と爲すを屑しとせず。豔妻宵小、長く存するの勢を估みて、以て驟に進み驟に退くの鄙夫を役し、談笑して宗社を移すは、一に疑多きの必ず致す所なり。審かに亂源を察し、以て繇りて來る所を知る可し。

天下の大義を伸ぶるも、而も言を執る者、其人に非ざれば、適に以て義を墮り、而して義、遂に復た伸ぶ可からず。齊の桓公、楚の王を僭するを責めず、自ら其の以て大義を伸ぶるに足らざるを反みて、甯ろこれを闕き、而して俟つ所有るが若し。俟つ可き無しと雖も、楚終に惴惴然として、且に之を責むる者有らんとするを疑ふ。天下も亦禹禹然として、之を責むる者有るを幾ふ。故に曹檜の大夫、猶ほ敢て公論を秉り以て謳吟し、而して楚、終に敢て宗周を滅ぼし九鼎を遷さず。義、衰れざるを以てして、未だ遽に墮れざるなり。夫れ齊桓は方伯なり、固に言を執りて義を伸ぶるの人なり。奚爲れぞ不可ならん。然れども不可なる者は、内、其情を省みれば、以て諸侯に雄長として而して之に霸たらんことを求む。果して宗周を恤へて、以て宗周の

【一】李敬業等が、兵を揚州に起し、廬陵王を收復するを以て名と爲し、事成らずして斬らるること、通鑑卷二百三唐則天光宅元年に載す。参照せよ。此章は此事を論するなり。

【二】齊の桓公が楚を伐ちて陞に次ること、左傳僖公四年に出づ。

【三】禹禹は順順なり。

緒を復せんと欲するに非ざるなり。其情に非ざれば、則ち其人に非ざるなり。自ら問ひて而して之を知り、天下、皆、之を知り、亂賊も亦具に之を知る。其情、至らざれば、其人、畏るるに足らず。乃ち徒らに天下に號して、「吾、以て大義を伸ぶるなり」と曰ふとも、天下、與せず、亂賊、憚らず、孤起して援無く、終に以て喪敗せん。則ち亂賊の欲益、炎にして、而して天下の勢、一たび撲ちて、而して復た張る可からざらん。義の衰ひ取る可からずして、而して必ず夫の人の心に本づくこと、亦嚴なるかな。李敬業、兵を起して武氏を討じ、與に事を共にする所の者は、駱賓王・杜求仁・魏思溫にして、皆、職を失ひて怨望し、而して果して中宗の廢せらるるを以て衆を動かすの忱と爲すに非ざるなり。敬業は、功臣の裔を以て、世、其姦を載せ、間隙を窺視し、朝權、屬せず、忿を懷きて以て起る。其の潤洲を取り、金陵に向ひ、以て霸基を定め、而して王氣に應ずるを觀れば、不軌の情、天地鬼神昭鑒して、而して欺く可からず。徒らに建鼓して以て天下に號して曰はく、「吾、霍子孟・桓君山の歌哭を爲すなり」と。内は唐に代るの私を挟み、外は唐を存するの迹を假る。義、取る可きや、則ち宵人の巧譎なる、但だ能く淋漓慷慨して、忠憤の言を爲し、而して即ち天に佑けられ人に助けられん。天は其れ夢夢たらんや。人は其れ胥耳有りて而して心無からんや。是に於て、兵敗れ身死す。而して是に嗣ぎて以後、四海兆人の衆き、一夫も唐の爲めに宗社の淪没するを悲む有る無く、皆、曰はく、「義は伸ぶ可からず。賊は討す可からず。

【四】霍光、字は子孟。桓譚、字は君山。

天、唐祚を移す。抑も將た之を如何せんや」と。大義の墮るるは、敬業の一檄に墮るるなり。情無きの文、巧言して義を破る。真人の涙、姦人の誹笑と爲る。而して日月昏霾し、妖狐晝嘯く、復た誰と與に之を禁せんや。故に敬業の敗るるは、武氏の資なり。敬業の起る、賓王の檄は、必ず敗るるの符なり。忠臣・孝子、私無きの志を以て、已む容からざるの義を伸ぶるや、敗ると雖も、殲くと雖も、我に繼ぎて以て興る者無きを患へず。唯だ孤情の・兩間に在るや、（五） 焜蒿網縊して、百衄百折し、流血、川を成し、積骸、莽の如くなれども、而も奪ふ能はざるなり。羣不逞の徒、義に託して以て盈を求め、而して後に、義、人心に絶ゆ。悲しきかな。

〔二〕 霍光が非常の事を行ひしよりして、司馬懿・桓溫・謝晦・傅亮・徐羨之、託して以て其私を讎る。裴炎、武氏が中宗を廢し豫王を立つるを贊くるは、亦、其故智なり。然らずんば、惡んぞ位を嗣ぎて兩月、失徳未だ彰れず、片言の妄にして、而も之が臣たる者、遽に之を更置すること僕隸の任使の如き有らんや。炎の自ら揣らざるや、其の權と姦との武氏の下に出づること倍徙して算無きを知らず、且つ謂へらく、豫王立ちて、而して己、震世の功に居ると。（三） 其の僅に霍氏の・權に乗ずると、懿・溫の・篡を圖るとの如きを欲するや、皆、知

【五】 焜蒿。焜は香臭を謂ふ。蒿は氣の蒸し出づる貌。香氣が發し揚がるをいふ。

【二】 此章は裴炎を論するなり。裴炎が武后が中宗を廢して豫王を立つるを贊け、後、旨に忤ひて罪を得、都亭に斬らるること、通鑑卷二百三則

る可からず。然れども、時、爲す可くば、則ち進みて天位を窺はん。時未だ可ならずば、抑も以て天下を壓して而して其富貴を永くするに足らん。豈に一たび武氏の用を爲し、而して豫王、宮中に浮寄し、承嗣・三思、己に先だちて而して捷足と爲すを意はんや。其の政を豫王に反さんことを請ふや、懿・溫の心なること、天下後世、目有り心有る者、之を知る。而るに豈に武氏の覺らざらんや。家に甌石の儲無きは、清に似たり。政を豫王に反さんことを請ふは、忠に似たり。從子仙先、死を忘れて以て冤を訟ふるは、義に似たり。此を以てして滔天の膽を挾みて、天子の璽紱を解き、以て更に一人に授くれば、則ち其の是に似て而して非なる者、王莽の恭儉に視ぶるに、誠に・以て過ぐる無し。而して武氏は元后に非ず、己は武氏の姻族に非ず、妄に非分の想を生ずるは、則ち白晝、金を攫み、金を見て而して人を見ず、其愚亦甚だしきなり。炎の姦、讎れずして而して首を都市に授けしよりして後、權姦の詐窮し、後世の佐命の姦、敢て口を伊霍に藉りて以て狂逞する者有る無し。劉季述・苗傅・劉正彦、内豎・武夫を以て、驟に之を試み、而して旋ち誅夷に就き、以て天下を動かすに足らず。炎の誅死せらるるは、天其れ手を武氏に假りて以て 綱常を萬世に正すか。

天后光宅元年に載す。参照せよ。
 【一】 其の僅に云云。其の僅に霍氏が權を専らにするが如くならんことを欲するか、或は司馬懿桓溫が篡を圖るが如くならんと欲するか、皆、知る可からずとの意。
 【三】 綱常は三綱五常なり。

將各其軍を有して而して國疆く、將各其軍を有して而して國亂る。唐の季世、外夷の禍淺く、國屢破れ、君屢奔れども而も亡びず。然れども天下分裂して、以て五代に終る。皆、此繇なり。將各其軍を有す、是に於て監軍設く。中人、軍を監するは、唐の大蠹なり。其始は御史を以て之を監す。中人に較ぶれば愈れりと爲す。然れども即し御史を以て軍を監し、而して軍、敗れざる者は、亦鮮し。既に將に命じて以て兵に將たらしめ、而して必ず御史をして之を監せしむる者は、亦勢の已む容からざるなり。將各其軍を有し、而して驕悖にして以て僭叛する者は、論ずる勿きのみ。即し其れ然らざるも、朝廷の意指、疆場に行はれずして、而して寇を養ひて以て權に席り、惡縮して以て機を失ひ、遷延して以て饑を糜すは、情事の必ず有る所にして、而して國の大患と爲す。天子大臣、坐ながら其困を受くる能はず、則ち之を監軍に委ねて、以て上意を決行せしむ。故に曰はく、已む容からざるなりと。然れども其軍必ず敗れ、未だ爽ふ者有らざるなり。軍を監する者にして、而も將と合へば、則ち何をか監軍に取らん。而して將に資するに口實を以てし、曰はく、『夫の軍を監する者、目撃心知し、而して信に以て必ず然りと爲す』と。軍を監する者にして、而も將と異なれば、是に於て、將、自ら其進止を審かにする能はず、以て之を兵と習はず。敵に於て審かにせざるの人に聽く。傳に之れ有り、曰はく、『將、其人を得たるに、

- 【一】 此章は監軍の害を論ずるなり。
- 【二】 中人は宦官をいふ。
- 【三】 兵と習はず敵に於て審かにせざるの人は、監軍をいふ。

而も剛愎不仁の者をしてこれに參せしむれば則ち敗る」と。軍を監する者は、必ずしも剛愎不仁なるに非ざるなり。而れども御史なる者は、風裁を以て、大吏に憚る無く、文法を持して以て功效を責むる者なり。功效を責むる者は、必ず進むに勇なれば、則ち剛なり。文法を持して、而して憚る所無ければ、則ち愎なり。朝端に居り清晏に習ひて、而して士卒の甘苦と相喻らざれば、則ち不仁なり。業に之に任するに剛愎不仁の任を以てすれば、柔和の士と雖も、亦、其素尙を變じて、而して勉めて決裂を爲す。且つ柔和の士は、固に監軍の任を受くるを樂しません。其の任を樂しむ者は、必ず其の功を喜び競を好み嘗試を以て能と爲す者なり。且つ夫れ朝廷の軍を監せしむるは、其れ必ず意を屬する所有り。天子は速かならんことを欲するの心有り。宰相は功を分つ志有り。計臣は饋餉の難きを恤へ、寇に近きの薦紳は、驅逐の速かならんことを冀ふ。將、寇を養ひ敵を畏るの情無しと雖も、而も在廷、固に其前卻を疑ふ。此を操りて慮と爲せば、則ち少年輕銳にして、智を挟みて自ら矜り、以て元戎を傲忽する者に非ざるよりは、固に之が使たる莫し。敢死の心無く、必勝の謀無く、三軍の生死を矜み全くして以て邦本を固くするの情無く、抑も軍覆り誅を受くるの法の以て其後に隨ふ無く、是の如くにして而も將を撓して以て敗を取らざるや、必ず得ざるなり。乃ち其の之を設くるの繇は、則ち惟だ將各其軍を有し、而して天子大臣、固く之を信する能はざればなり。唐の初、府兵方に建ち、軍政、天子に一統せられ、

【四】 元戎は元帥をいふ。

鉞を授けて而して軍、其軍に非ず、振旅して而して衆、其衆に非ず。故に武氏の猜疑と雖も、而も將に任じて以て貳無し。李孝逸・程務挺、鬪を分ち效を立つるの元戎を以て、之を殺し之を流して、而も敢て命を拒まず。則ち亦、監軍を用ふるを爲す所無きなり。武氏の能く將に將たるに非ざるなり。府兵定まり、軍政一にして、而して指臂の形勢成ればなり。然れども其始には、府兵は、初めて武を用ふるの餘に建ち、而して兵固に競し。則ち將、兵無かる可くして、而して唯だ上の使ふままなり。一再傳して、而して府兵の死する者は死し、老ゆる者は老ゆ。籍を按じて兵を求むれども、而も弱くして、用ふるに堪へざるなり。勢必ず改めて召募を爲し、將に授くるに軍を以てせざるを得ず。故に監軍復た設け、而して中人、之に任ず。庸主伎臣、已む容からざる所の亂政なり。夫れ將に任ずるに軍を以てし、而して將を擇ぶに精し、權を持するに慎み。天子の明威、萬里に行はれ、而して新進にして功を喜ぶの徒を假りて、長子の權を撓さず。夫れ乃ち之を將に將たりと謂ふ。唯だ西漢のみ能く然りと爲す。豈に武氏の速ぶ可き所ならんや。

〔一〕大難を涉り、大功を圖り、時に因りて以て濟ひ、社稷を已に亡ぶるに存し、而して決裂の傷無きは、

【五】李孝逸が施州の刺史に左遷せらるること、通鑑卷二百三則天后垂拱二年に載せ、程務挺が斬らるること、光宅元年に載す。
 【六】長子とは大將をいふ。周易師卦に、「長子、師を帥ふる」とあるに本づく。
 【七】此章は狄仁傑を論するなり。

論者曰はく、「委曲にして以て機權を用ふる者に非ざれば克はず」と。而れども然るに非ざるなり。亦、唯だ大正を持して、以て自ら・撓まざるに處るのみ。機權を以て物を制する者は、物も亦機權を以て之に應ず。君子は固に姦人の險詐に如かずして、而して君子先づ傾く。正を以て自ら處り、撓ます可からざるの地に立ち、而して天時・人事、自ら之と相應ず。故に所謂社稷の臣なる者は、他無し、唯だ正のみ。孔融の・曹操を折きて以て漢を全くする能はざるは、愴慨英多にして、而して準繩に蕩軼する者少からず。操、以て之を倒持する有ればなり。周顛・戴淵、密に・主を匡さんことを謀り、而して王敦に死し、幾ど以て晉を亡ぼさんとせり。夫れ亦自ら咎有り。憤りて而して或は激し、智ありて而して或は詭る。兩つの者は病均しくして、而して智の・詭に流るる者、其敗尤も甚だし。奇姦巨惡にして人を殺すこと、莽の如きの氣餒有りと雖も、而も山喬く嶽峙ち、塞を守りて變せざるの前に至りては、則ち氣之が爲めに斂まり、而して情之が爲めに折く。嗚呼、斯れ狄梁公の・及ぶ可からざる所以なり。或は曰はく、「公の、武氏の心を得て、而して唯だ言を是れ聽き、虎臣を左右に樹てて、而して武氏疑はざる所以は、此れ必ず巽入の深機有り、以て當を武氏に得て、而して後に、己が用を爲さしむるならん」と。公の生平を考ふるに、豈に其れ然らんや。高宗の時に當りて、方に大理丞と爲る。高宗、昭陵の柏を盜伐する者を殺さんと欲す。公、法を持して以て抗爭す。上の怒

【一】塞を守ることは、未だ榮達せざる時に守りし所の道を守りて失はざるをいふ。
 【二】高宗云々の事は、通鑑卷二百二儀鳳元年に載す。

海に加はれども、而も終に・移らず。酷吏横行するの際に及びて、甯州の刺史と爲り、寬仁を以て百姓の心を獲たり。再び豫州に刺たり、越王貞の獄を按じ、密に奏して、斬に坐する者六七百家。當に籍没すべき者五千餘口を保全して之を免す。此れ豈に嘗て・姑く委隨を尙びて・而して世と推し移り・以て曲濟を求むるの心有らんや。其の尤も赫然として日月と光を争ふ者は、江南を安撫して・淫祠一千七百餘所を焚くに若くは莫し。是舉や、夫の輕率にして氣に任ずる者も亦能く之を爲すかと疑はる。而れども固に・能はざるなり。鬼神は、人心に即きて而して在る者なり。一往して而して悍然として以て興り、氣、盛なりと雖も、心の惴惴たる者、之を掣する或るが若く、味味の士民、競ひ起りて而して之を撓ます。道に心服して而して天下共に其心に服する者に非ざれば、未だ踟躇して而して前卻せざる者有らざるなり。故に曰はく、赫然として日月と光を争ふ者なりと。此に繇りて之を思へば、唯だ道を以て心と爲し、心を以て守と爲し、坦然として・疑慮する所無く、其の妖淫凶狠の武氏を視ること、猶ほ夫の人のごときなり、憂ふ可きを見ず、懼る可きを見ず。廬陵を復して而して張柬之等を津要に樹てんことを請ふ。武氏、其情を灼見すれども、而も自ら・違ふ能はず。豈に他有らんや。不正の言無く、不正の行無く、不正の志、無き

- 【四】 狄仁傑が寧州の刺史と爲ること、卷二百三則天后垂拱二年に載す。
- 【五】 狄仁傑が豫州の刺史と爲り、越王貞の獄を按ずること、卷二百四垂拱四年に載す。參照せよ。
- 【六】 通鑑卷二百四垂拱四年、江南道巡撫大使冬官侍郎狄仁傑、吳楚に淫祠多きを以て、奏して、其一千七百餘所を焚き、獨り夏禹・吳の太伯・季札・伍員の四祠を留む。

のみ。或は曰はく、「公苟に特立して自ら正しく、其機権を用ふる所無ければ、則ち胡ご身を潔くして・仕へず、卓然として・能く洩辱する無からざる。乃ち姑く之に事へ、而して後に之を圖るは、則ち抑も權なり。而して正に非ざるなり」と。曰はく、武氏は終に篡ふの理無く、唐は亡ぶ可きの勢無し。天下、慣慣として、之を察せざるなるのみ。三思・承嗣、無頼の小人を以て、淫昏醉夢し、而して市井の 椎埋の黨に結び、聲を逐ひて狂吠す。庸人、之を視れば、車を太行の險に推すが如し。大人・君子、之を視れば、一革の杭す可きの淺者なり。正を乗り之を治めて、而して餘有り。何爲れぞ爲す可きの時を棄て、其の燭亂するに任せ、以て南陽の再び起るを待ちて、始めて王莽を漸臺に梟し、而して中原の流血を貽さんや。天下、正人無くして、而して後に妖亂有り。叢狐・山獠、以て人の視聽を惑はすに足る。武氏も亦猶ほ是のごときのみ。我が馳驅を範し、求めて獲ざる無し。公も亦坦然として之を行ふ。而るに何ぞ機権と之れ云ふに足らん。

- 【七】 椎埋は椎を用ひて人を殺して之を埋むるなり。一説に、冢を發くの事を謂ふと。
- 【八】 一革は小舟なり。
- 【九】 我が馳驅を範す。規則正しく馬を驅けさせること。孟子滕文公下篇に出づ。
- 【一〇】 太后、梁・鳳・巴の蠶を發し・雅州より・山を開き道を通じ・出でて生光を撃ち、因つて吐蕃を襲はんと欲す。正字陳子昂、上書して之を諫むること、通鑑卷二百四則天后垂拱四年に載す。參照せよ。此章は此事を論するなり。

夷狄の・中國を蹂るは、夷狄の・餘力有るに非ず、亦、必ずしも固く獲るの心有るに非ざるなり。中國、之を致すなるのみ。之を致す者、二有り。其利を貪ると其功を貪るとなり。其貨賄を貪り、而

して來享・來王を以て美名と爲す。是に於て、關を開きて以て之を延き、中國を玩びて而して吾が饒富を羨ましめ、以て竊掠の心を啓く。故に周公、越裳の貢を拒み、而して曰はく、「徳、及ばざれば、其貢を享けず」と。徳能く及ぶと謂ふ者は、吾が利を分ちて以て之に賚ひ、吾が養養を受けしめて、而して父老子弟、役使を効すを樂しみ、以て叛くに忍びざるなり。然らずして、其利を貪り、而して彼且つ利を以て餌と爲し、吾が臣民の志を惑はせば、則ち猝に起るも、而も天下且つ之を利賴して、以て與に争はず。且つ其の吾が錦綺珍華に垂涎して、而も遂ぐるを得ざる者は、毒を畜ふること已だ深く、發すれば遏む可からざるなり。契丹・女直、皆、始め貢を以て來り、而して終に相侵滅するは、其の必ず然る者なり。一なり。不毛の土を貪り、而して土を開き遠きを服するを以て功名と爲し、是に於て絶險を度越し、沙磧を踰え、崇山に梯し、幽箐を爰り、以て奇捷を徼む。不幸にして敗るれば、則ち之に尾して以て入る。幸にして勝つも、而も饋餉相尋ぎ、舟車相接し、木を抜き險を夷かにし、水に梁し氷を凌ぎて、坦道を爲さしむ。蔦賈曰はく、「我能く往けば、寇も亦能く往く」と。此を推して之を言へば、我能く往けば、寇固より能く來ること、審かなり。故に光武、關を閉ちて、而して河湟鞏固なり。天地、險を設けて、以て華夷を限り、人力、通せざることを、數百里にして、而して世を隔つるが如く、目阻たり心灰し、戎心の自ら戢まる所なり。中國の形勢は、東には巨海有り、西には崇山有り。山の險は、海の十一に敵せざるなり。然るに、胡元、舟を泛べて以て倭を征し、數萬の生靈を海島に委し、而して示すに巨浪の濤ぐ可きを以てす。然る後に、倭即ち乗じて仍りて以て中國を犯し、垂れて嘉靖に至りて、東南の害、曠古未だ有らざる所と爲す。巨海すら且つ然り。況んや山の實を蹶みて以て行き、相躡みて以て進む者をや。天險を剽夷し、以て匪類の横行を啓くは、其の必ず然る者なり。又一なり。二つの者、害同じくして、而して貪君・佞臣の、厭足を知らざるの心に出づるは、一のみ。吐蕃の、唐の患を爲すこと、禍、臨洮に止まれば、則ち力を専らにして以て之を捍ぐや、猶ほ易し。武氏、梁鳳・巴の蟹を發して雅州より道を開きて以て之を撃たんと欲す。陳子昂曰はく、「邊羌を亂し、隘道を開き、奔亡の衆を收めて郷導と爲して以て蜀を攻めしむるは、是れ寇に兵を借し、而して賊の爲めに道を除ひ、全蜀を擧げて以て之に遺るなり」と。其言、偉なり。事、暫く止むも、而も此議既に出で、邊臣潛に之を用ひて以て功を徼む。嚴武・韋阜、小しく勝つと雖も、而も終に大害を貽す。明かにして而して計に熟する者は、終始の全局を見、禍福の先幾を洞き、永鑒と爲す可し。然るに後世の君臣、猶ほ・悟らず。天維□し、地□坼くること、自りて來る有り。

【一】崇山は高山なり。今の湖南省大庸縣の西南に崇山と名づくる山あり、堯の時、驩兜を放つ所なれども、この崇山は高山の意に用ふるなり。

【二】梁は橋なり。

【四】胡元云云。皇朝の元寇の事なむ。

【五】倭云云。謂はゆる倭寇なり。

陳子昂は、詩を以て唐に名有れども、但に文士の選なるのみに非ざるなり。明君を得て以て其才を盡さしめば、馬周に駕して而して姚崇に顔頰せん。以て大臣と爲して可なり。其の間道を開き吐蕃を撃つを論ずること、既に經國の遠猷なり。且つ武氏が諸王を戕殺し・凶威方に烈なるの日に當りて、宗室を撫慰して各自自ら安んぜしめんことを請ひ、其虓怒に櫻れて而も畏れず。抑も酷吏の濫殺の惡を陳べて、伸理を爲さんことを求め、天下の敢て言はざることを言ひ、而して賊臣凶黨、害を加ふる能はず。固に以て其心を服して而して其魄を奪ふ者有り。豈に冒昧して擇ぶ無くして而して身を以て虎吻に試みんや。故に曰はく、以て大臣と爲し社稷に任じて而して可なりと。載ち武氏の世を觀るに、人、其首領を保せず、宗族の者、岌岌たらざる蔑きなり。而して子昂、蘇安恆・朱敬則・韋安石と、皆、羣凶を犯し、正論を持して而して撓まず。李昭徳・魏元忠・李日知は、貶竄せらるると雖も、而も終に傅游藝・王慶之・侯思止・來俊臣等と同じく顯戮を受けず。是に繇りて之を言へば、則ち武氏は滔天の惡を懷くと雖も、抑も何ぞ嘗て正を秉りて以て其妄を抑ふ可からざらんや。而して高宗方に没し、中宗初めて立つの際、舉國の臣、項を縮め

【一】此章は、陳子昂が但に文士の選なるのみに非ずして、以て大臣と爲し社稷に任じて可なることを論じ、次に高宗が一の骨鯁の臣を得る能はざりし所以を説くなり。

【二】通鑑卷二百四則天后永昌元年、三月壬子、太后、正字陳子昂に、當今、政を爲すの要を問ふ。子昂退きて上疏して以爲はく、「宜しく刑を緩くし、徳を崇び、兵革を息め、賦役を省き、宗室を撫慰し、各自自ら安んぜしむべし」と。辭婉に意切に、其論甚だ美なり。凡そ三千言。

【三】陳子昂が獄官の濫殺の惡を陳べて、伸理を爲さんことを求むること、通鑑永昌元年に載す。

頭を容れ、以て武氏を樂推し、其君を廢奪し、異議する者無し。嚮に子昂等の・廷に林立する有らしめば、裴炎・傅游藝、其れ能く姦慝を讎りて以て九鼎を移さんや。夫れ人才の盈虚は、上の好惡を視る。以て之を作す無ければ、其氣必ず委む。以て之を榮する無ければ、其體必ず戻る。乃ち武氏、殺を嗜むの淫嬖を以てして、而も人を得るの盛なること此の如し。高宗、貞觀の餘澤を承け、永徽の初治有りて、而も流俗風靡し、一の骨鯁の士を得る能はざるは、何ぞや。善を善とすれども而も用ひず、惡を惡とすれども而も去らず、目塞がりて而して闇く、耳塞がりて而して聾し、其の以て生人の氣を挫くに足ること、更に誅殺よりも甚たしきなり。人の・心有る、之を獎めて而して勸む、故に盛世の廷には正士多し。之を激して而して亦起る。故に大亂の世には忠臣有り。鍼石を廢して以て癰を養ひ、而して後に、一の痿痺の風俗を成す。則ち高宗の柔闇にして、以て人心を壞り天下を毒すること、武氏の淫虐よりも劇しきは、亦宜ならずや。唐を滅ぼす者は文宗なり。宋を滅ぼす者は理宗なり。唐の復た開元に興るは、尙ほ太宗の未だ斬えざるの澤か。然らずんば、何を以て高宗の三十餘年の 噎噎の陰に堪へんや。

【四】弊は矯正するをいふ。

【五】永徽は高宗の年號。

【六】噎噎は陰晦の貌。

【一】通鑑卷二百四則天后天授元年、二月辛酉、太后、貢士を洛城殿に策す。貢士の殿試、此より始まる。此章は此事を論ずるなり。

【二】南宮は尙書省なり。

(一)貢士を殿廷に策すること、武氏より始まる。既に之を南宮に試み、又、之を殿廷に試みる。大臣

に任ずるに士を選ぶを以てし、誠を推して以て信せず、而して軒に臨むを以て其甲乙を易ふ。終に未だ殿廷の士を得ること。南宮に優るを見ず。徒らに以て恩遇を士に市り、而して大臣の心を離す。故に宋に至りて、富鄭公、請ひて之を罷めんと欲す。其説、是なるのみ。然りと雖も、貢士の策は漢武の賢良に策問するに異なりと謂ふ勿かれなり。貢士の取舍は、人才の進退の大辨なり。其始に輕んずれば、則ち復た之を後に重んずるを得ず。天子は、天の職を以て、天の才を求めて、而して之を登進す。使し之を有司に委ねて、躬親ら以て之に泄ますんば、則ち人を玩びて而して以て天を褻さん。其弊や、士愈々輕くして、而して貢舉愈々濫ならん。又奚ぞ可ならんや。此に道有り。試事を南宮に付し、而して拔く所の者、其文を緘して以て之を上に獻じ、上、大臣と與に公閱して、而して其甲乙を定めば、疑はず。褻さず。賢を進むるの中道を得るに庶からん。惜しいかな、富公の言、此に及ばざるや。士の科に應じて來る者は、賢愚雜りて而して人數冗なり。故に之を所司に授け、以て其不經不達の冒味を汰し、而して天子親ら其甲乙を定むれば、則ち以て文を崇び、爵を重んじ、天秩を敬し、人才を獎め、而して敢て輕んせざるを示す。此れ亦、知り易く行ひ易きの道なり。而るに武氏より以來、千餘年に迄るまで、選舉を議する者、言、公車に滿てども、而も計ること此に及ばざるは、後世の人心の心、以て大に武氏に異なる無ければなり。夫れ武氏は、婦人を以てして天下を竊む。唯だ士心の己を戴かざらんことを恐れ、而して

【三】富鄭公は宋の名臣富弼なり。

て有司の權を奪ひ、私惠を士に霑ぎ、己に感じて而して君父を忘れしむ。固に、姦を懷き慝を負ふ者の固然なり。後世の人心、天命を承け、先猷を續ぎ、君と作り師と作り、私恩以て固結するを待つ無きに、而も大臣と延攬を争ひ、以て天下を籠絡し、顧つて、心膂をして猜疑し、互に、相委卸せしむ。亦諄らずや。天子にして、而も貢士を收めて私人と爲さんと欲す。何ぞ舉主・門生が私を懷きて以て相市するを怪しまんや。此れ朋黨の興る所以にして、而して人に主に事ふるの誼繚りて替るる所なるを以てなり。

【四】心膂は大臣をいふ。

【五】凡そ其事に任せざるを、皆、卸と曰ふ。委卸は自己の責任を他人に負はすること。

【一】通鑑卷二百四則天后天授元年、九月丙子、侍御史波の人傳游藝、關中の百姓九百餘人を帥る、關に詣りて上表す、「請ふ國號を改めて周と曰ひ、皇帝に姓武氏を賜はらん」と。太后、許さず。游藝を擯んで給事中と爲す。是に於て、百官及び帝室の宗戚、遠近の百姓、四海の酋長、沙門・道士、合はせて六萬餘人、俱に上表す、游藝の請ふ所の如くせん」と。此章は此事を論ずるなり。

【二】邱民に得て天子と爲る。孟子盡心下篇に出づ。

王莽の後、天下の士民を合はせて、功德を頌し、篡奪を成さんことを勸むる者、再び武氏に見はる。傅游藝、一たび顯秩を授けられ、而して上表して、唐を改めて周と爲さんと請ふ者、六萬人。功、漢・唐の若く、徳、湯・武の若きも、未だ此れ有るを聞かざるなり。孟子曰はく、「邱民に得て天子と爲る」と。其れ三代の餘、風教尙ほ存し、人心猶ほ樸にして、而して直道枉らざるの世なるか。後世の若きは、教衰へ行薄く、利を私し權に乘じ、爵餌す可からざるの士無く、利罔す可からざるの民無し。邱民も亦惡んぞ恃むに足らん

や。盜賊、君たる可ければ、之を君とす。婦人、君たる可ければ、之を君とす。夷狄、君たる可ければ、之を君とす。孔子曰はく、『天下、道有れば、則ち庶人、議せず』と。後世の庶人の議は、大亂の歸なり。且に之が食を與ふれば、且に之を調歌し、夕に之が衣を奪へば、夕に之を詛咒す。恩、必ずしも深からず、怨、大に在らず。之を激すれば則ち以て興り、盡く其故に迷ふ。利、目睫に在り、而して禍、信宿に在れば、則ち利を見て而して禍を忘る。陽に其欲を制し、而して陰に其安を圖れば、則ち欲に奔りて而して安を棄つ。贅壻、妻を得て、而して他人を謂ひて父母と爲し、猶民、賄を受けて、而して廉吏の貪汚を訟ふ。上、與に之を懲らす無く、益進めて而して之を聽く。不肖者、其の惑はし易きを利として而して之を盡はす。邱民の・天常に違ひ至性に拂るや、至らざる所無し。而るに『之を得て天子と爲る』と云ふ可けんや。賢を以て不肖を治め、貴を以て賤を治め、上は天下は澤にして、而して民の志定まる。澤は下流の委なり。天は固に其推崇を待つ無きなり。斯れ則ち萬世不易の大經なり。

【三】 天下道有れば則ち庶人議せず。論語季氏篇に出づ。

【五】 周易履卦象傳に、「上天下澤は履なり。君子、以て上下を辨じ、民志を定む」とあり。

【六】 委は末なり。禮記に、「或は原なり、或は委なり」とあり。

逸民の名は、君子の甚だ珍とする所なり。商・周、年を歴ること千歳にして、而も魯論授くるに其名を以てする者七人。則ち固に湯・武と頡頏して、不世出の英と爲す。流風、世を善くし、清和の極を立つ。其人に非ざれば、豈に任に勝へんや。祿を辭して歸老し、身家を保ち、美名を要め、田園の樂に席り、遂に之を許して逸民と爲さば、則ち莽は周公と爲す可く、操は文王と爲す可く、朱泚・黃巢は、無道の君を逐ひたれば、湯武と爲す可きなり。武攸緒は、武氏の族なり。逆后に依りて而して起り、功の録す可き無くして、將軍の號を竊み、安平王・茅土の封を冒し、攸暨等と與に、武氏の篡に乗じて、袞冕を繼し、而して南面して孤と稱すること凡そ六年。唐の子孫、殺さるる者、囚せらるる者、殆ど遺類無し。而して攸緒兄弟、皇族を以て自ら居る。知らず、此六年の内、何の面目ありて、以て百僚の上に尸居する。而して猶ほ自ら矜りて曰はく、『恬澹寡欲なり』と。將た誰を欺かんや。扈衛に官して而して侯王に位す。天下の多欲を極むる者と雖も、亦、厭足せん。猶ほ『寡欲』と曰ふ。將に必ず天子と爲りて而して後に多欲と爲さんとするか。蓋し是に

【一】 通鑑卷二百五則天后萬歲通天元年、右千牛衛將軍安平王武攸緒、少とき志行有り、恬澹寡欲なり。中嶽に封するに扈從して還るや、即ち官を棄てて嵩山の陽に隠れんことを求む。太后、其の詐ならんことを疑ひ、之を許し、以て其の爲す所を觀る。攸緒、遂に嶽陰に優游し、冬は茅椒に居り、夏は右室に居り、一に山林の士の如し。太后の賜ふ

所及び王公の遺る所の野服器玩は、攸緒、一に皆之を置き、田を買ひ、奴をして耕種せしめ、民と異なる無し。此章は、武攸緒を論じ、其の逸民と稱するに足らざることを説くなり。

伯夷、叔齊、虞仲、夷逸、朱張、柳下惠、少連」とあり。

至りて、武氏の勢已に浸く衰へ、三思・承嗣は、淫昏にして、而して懿・操の才に非ず。武氏、天下の必ず唐に歸するを知り、而して意已に革まり、年を踰えて中宗召されて東都に返る。攸緒、禍の且に及ばんとするを畏れ、身を引きて以て禍を避け、安榮尊富に嵩山の下に席り、(一)祿産の誅を免脱す。福は則ち諸武と之を共にし、禍は則ち身を全くして以て衆に違ふ。小人に就きて之を論ずれば、三思・承嗣の愚は、猶ほ哀矜す可くして、而して攸緒の狡は尤も甚だしきかな。三思・承嗣をして曹丕・司馬炎たらしめば、攸緒、儼然として懿親を以て其社稷を保たん。其れ肯て峯陰溪側に就き、冬は茅椒にして而して夏は石室ならんや。之に予ふるに隱逸の名を以てするは、名何ぞ賤しきや。法を以て之を論ずれば、其殊死を免して可なるのみ。流放の刑は、曲げて貸を爲す可からざるなり。

【一】 祿産は呂祿・呂産、漢の呂后の一族、后崩じて後、誅せらる。
 【二】 狄仁傑が張柬之・敬暉等を推薦すること、通鑑卷二百七則天后久視元年に載す。參照せよ。此章は此事を論じ、狄公が張柬之・敬暉の大に任す可きを知りし所以を説くなり。

人を知るの哲は、其の難きこと久し。狄公の、張柬之・敬暉を知り、付するに唐の宗社を以てするは、何を以て其の任に勝ふるを知るや。夫れ人の就す所の業、其器の堪ふる所を視る。器の堪ふる所、其量の函るる所を視る。量の函るる所、其志の持する所を視る。志、持する能はざる者は、善に志すと雖も、而も以て動き易し。志、動き易ければ、則ち織芥の得失可否、一たび其情に觸れて、

而して氣以て勃興す。識は之を以てして遠きに及ばず、才は之を以てして大に及ばず。苟くも其功名を見はす可き有れば、即ち規りて以て量と爲し、事、量に溢るれば、則ち張皇して而して畏縮す。此の若き者は、之に授くるに大を以てすれば、(二)枵然として・給せざるは、必ず然る所なり。夫れ宗社の淪亡せるを以てして、而して女主宣淫し、姦邪窺伺し、嗣君幽暗に、刑殺横流し、天下、頸を延ばし踵を企てて、以て光復を望む。此れ亦最も之が情を動かし易きなり。則ち拔起の功を立てて以て陰霆の日月を反さんと欲するは、進取に鋭なる者に非ざれば能はざるに似たり。狄公の公門は多士にして、而して此義奮して歎興るの人を得んと欲せば、夫れ豈に難からんや。然れども此より前なる者、李敬業・駱賓王、此を以て敗を致し、徒らに以て逆讎を増し、而して壯夫の氣を沮む。其成敗、已に・觀る可し。故に慷慨英多にして生を捐て節を效すの情有りと雖も、公は與せざるなり。

張柬之は、蜀州の刺史と爲り、奏して姚州の戍を罷め、瀘南の諸鎮、一切廢省し、南夷の往來を禁ず。敬暉は、衛州の刺史と爲り、突厥、兵を起し、河北を取らんと欲す。諸州、民を發して城を修む。暉、收穫を捨てて而して城郭を事とするを欲せず。罷めて・田に歸らしむ。公、此に於て、乃ち、以て二公の器量を得る有り、而して其の以て大に任す可きを知る。之を持して・發せざる者は、之を藏すること已だ固きなり。之に居るに重きを以てする者は、之を發すること輕からざるなり。之

【一】 枵然は空虚なる貌。
 【二】 張柬之・敬暉の事は並に通鑑卷二百六聖曆元年に載す。

を斂むるに密を以てする者は、之を出すこと測られざるなり。無益の功名を爲さざる者は、成り難きの險阻を避けざるなり。故に武氏、之に任じて而も疑はず、羣姦、之を疑へども而も敢て動かさず。臣民、胥、其の事を擧ぐるの必ず克つを信じ、而して樂しみ附きて以て成る有り。善く人を觀て而して之に任ずる者、此に於て之を求むれば、失ふ者鮮し。

文王世子の篇を讀みて、而して知る、古者、天子・諸侯の元子、日に寢門に侍して、而して衣食を損益し、皆、親ら其事を執り、庶人の父子に異なる無きことを。天性の恩、既に尊位を以てして孝養の禮を隔てず、抑も且つ高きに居るを以てして倡ふ。乃ち大位危疑し、姦邪窺伺するの日に當りて、顧命を受け、大寶を傳ふる、亦、相與に衽席の側に面授し、徳、儉せずして而して道立ち、道、失はずして而して禍も亦消す。皇なるかな。

【一】通鑑卷二百七則天后長安三年、宮尹崔神慶、上疏して曰はく、「臣愚謂ふに、太子、朔望の朝參に非ず、應に別に召すべき者は、望むらくは墨敕及び玉契を降さんことを」と。太后甚だ之を然りとす。此章は此事を論ずるなり。文王世子は禮記の篇名。

及ぶ可からざるのみ。後世、子道の衰ふるは、豈に盡く其子の不仁なるならんや。君父、先づ、以て之を致す有るなり。宮嬪に嬖寵多く、盛年已に逾邁して、而も少艾、前に盈つ。是に於て、不肖なる者は、猜妬を以て疑を懷き、即し其の賢なる者も、亦、嫌疑を以て禮と爲す。太子、別宮に出で、而して朝見、度有り、侍立、時有り、問安、節有り、或は旬を経月を累ぬれども、而も君父の前に至る

を得ず、毛裏の恩を離析し、虚しく尊嚴の制を離し、性を戕ひ倫を斃り、之を能く改むる莫し。故に其の害たるや、父子、親しますして、而して讒間起り、嬖寵、權を怙みて、而して宦寺張る。秦政の扶蘇に於ける、晉惠の太子適に於ける、隋高の太子勇に於ける、坐して姦賊に困しみ、之を召せども爲めに召さず、之を誣ふれども白かにする能はず、之を殺せども知る能はず、而して禍亂極まる。道は二つ、仁と不仁とのみ。父の慈を絶ち、子の孝を禁じ、尙ほ安んぞ與に禍福を問ふに足らんや。已む無くば、則ち崔神慶が武氏に請ふが如く、太子、朔望の朝參に非ずして、應に別に召すべき者は、手敕・玉契を降し、以て姦慝を防がん。此れ三代以下、仁衰へ恩薄きとき、必ず廢す可からざるの典なり。神慶の、此を言ふは、諸武の、旨を假りて以て太子を召して而して之を害せんことを慮るなり。其人は不肖なりと雖も、其言の、功たるは亦偉なり。然らずんば、夜半一人傳呼し、而して太子、白刃を踏みて以て瘖死するも、何に従りて其眞僞を知らんや。後世の人君、疏睽疑貳の勢に處るとき、姦を防ぎ禍を杜ぐに、建てて永制と爲して可なり。

【二】太后武氏徙りて上陽宮に居ること、通鑑卷二百七唐中宗神龍元年に載す。此章は此事を論じ、中宗の章后は斬るを得可きも、則太后には刃を以て擲ふ可からざることを説くなり。

罪は其惡に因りて而して之が等を爲すなり。而して惡と罪とは、亦、異なる有り。故に先王の、刑

を制する、惡と罪と、相値はざる者有り。其惡甚だしけれども、而も以て辜に當つ可からず。其の未だ甚だしからざれども、而も以て曲げて宥す可からず。之が理を酌み、之が分を參し、諸を萬世に垂れて、而して守る可し。惻惻として惡を疾み、遂に大法に置きて以て人情を快くす可きに非ざるなり。武氏の惡は、韋氏に浮ぐることも多し。鬼神の容れざる所、臣民の共に怨むる所にして、萬世、其腥聞を聞き、而して劔を按じて以て起つを思はざる無し。韋氏の惡は、未だ是の如きの甚だしきにあらざるなり。然れども罪を以て言へば、則ち韋氏の罪を以て之を武氏に加ふ可からず。法は、以て人の怒を快くし、人の憤を平げ、人の怨を釋き、人の惡を惡むの情を遂ぐる者に非ざるなり。以て彝倫を敘し、名分を正し、民志を定め、禍亂を息め、萬世の法と爲す所の者なり。故に唯だ父と君とを弑するの賊は、其子よりの外、人、皆、得て之を殺す。苟に其の梟獍たれば、則ち他の惡は聞ゆる無く、人は餘怨無しと雖も、而も必ず、貸す可からず。元宗起ちて韋氏を宮中に斬るは、允なり。凡そ唐室の臣民、嘗て母后を以て韋氏に事ふる者、手刃して以て之を誅す可からざる無し。武氏の若きは、則ち毒・天下に流れ、唐宗を殲戮し、惡已に極まり、神人の怨已に盈つと雖も、而も唐氏の臣、曾て面を改めて之を奉じて君と爲す者、刃を操りて以て相鬪ふ可からず。況んや中宗は其子にして、而して張柬之は其相なるをや。已む無くば、則ち中宗を房州に銅し、豫王を廢して皇嗣と

【一】元宗は玄宗なり。玄宗が韋氏を宮中に斬ること、通鑑卷二百九唐睿宗景雲元年に載す。

爲すの日には、猶ほ、誅す可きなり。中宗歸りて而して皇太子の封を受け、柬之、太子を奉じて以て幸臣を誅するときは、武氏を殺す可きの日に非ざるなり。之を別宮に遷し、其の自ら斃るるを俟つ。法を行ふことは是の如くにして、可なるのみ。柬之に許すに武氏を殺すを以てし、且に北面して而して夕に戈を操り、其子を奉じて以て其母を殺し、而して「法の宜しく伸ぶべき所なり」と曰はば、亂臣賊子、因縁して以て起り、何ぞ言の執る可き無きを患へん。而して更に孰か與に致詰せんや。武氏を惡む者は、柬之の誅を行はざるを責め、惡を惡むの心を快くせんことを求め、而して法の伸誦を恤へず。又、何ぞ取らん。唯だ加ふるに則天皇帝の稱を以てし、而して三思等をして仍ほ祿位を竊ましむるは、則ち刑を失へるなり。文姜は、躬づから弑するに非ずして、但だ與り聞くのみ。哀姜は、弑に與り、而して弑する所の者は其子なり。春秋には、夫人の稱を奪はず。齊桓の哀姜を討するを許し、而して魯人をして法を伸べしめず。則ち中宗君臣、刃を武氏に加ふるを得ざるや、明かなり。以上、皆、武氏の時の事。

【三】文姜の事は左傳桓公十八年に載す。

【四】哀姜の事は左傳閔公二年に載す。

【一】通鑑卷二百八唐中宗神龍元年、太后が上陽宮に遷るや、太僕卿同中書門下三品姚元之、獨り嗚咽涕泣す。桓彥範、張柬之謂ひて曰はく、「今日豈に公の涕泣する時ならんや。恐らくは公の禍、此に由りて始まらん」と。元之曰はく、「元之、則天皇帝に事ふること久し。乍ち此に辭違す。悲、忍ぶ能はず。且つ元之、前日、公に従ひて姦逆を誅せしは、大臣の義なり。今日、君君に

武氏、上陽宮に遷ざるや、姚元之、涕泗嗚咽す。是を以て、出でて毫

州の刺史と爲る。張東之・敬暉、惡んぞ以て元之の智術を察するに足らんや。武氏は廢せられ、二張は誅せられるれども、而も諸武は磐石よりも安し。中宗の淫昏なるは、之を性に得、疾疾を成し、而して其の此清晏を長くする能はざるを悟らざるなり。衆人は知らざれども、而も智者は先づ之を見る。元之の智なる、死するに垂なんとして、而も以て張説を制す可し。方に・功を圖り險を濟るの日に在り、百憂千慮、周覽微察し、早く・五王の命の・諸武の手に懸かるを知り、固に・身を以て其戈矛を試みるを欲せず、一涕を以て諸武に謝し、而して遠く引きて以て出づ。故に其後、五王は駢せ戮せられるれども而も元之は安し。或は正を持して以て功に居り、或は智を用ひて以て免れんことを祈る。忠直の士は、智士の爲を屑しとせず、而して通識の士は、婞直の節を尙ばず、其の相爲めに謀らざるや、久し。或は曰はく、『蔡邕は一たび歎じて而して刑を受く。元之、慮らず、智も亦疏なり』と。曰はく、邕は卓を誅するの謀に與らず。而して元之は興復の計を贊く。五王、怒ると雖も、邕の罪を以て元之を罪するを得ず。元之何ぞ憚れん。邕は董卓の辟を髡鉗の中に受け、而して王允は卓に因りて顯るるにあらす。元之は、武氏に庸ひらると雖も、東之は固に武氏の相なり。

別るるも、亦、人臣の義なり。罪を獲と雖も、實に甘心する所なり。是日、出でて亳州の刺史と爲る。此章は此事を論するなり。

【二】張は張易之・張昌宗。【三】五王。侍中齊公敬暉を以て平陽王と爲し、桓玄範を扶陽王と爲し、中書令漢陽公張東之を漢陽王と爲し、南陽公袁恕己を南陽王と爲し、特進同中書門下三品博陵公崔玄暉を博陵王と爲し、知政事を罷め、金帛鞍馬を賜ひ、朝堂に朝せしむること、通鑑卷二百八神龍元年に載す。

【四】婞直は剛直なり。

元之、憚る無くして、武氏を稱して舊君と曰ふ。武氏は豈に但に元之のみの舊君ならんや。執りて以て辭と爲し・苛責するに蔡邕の罪を以てするを得ざるは、元之の熟審して而して嫌無き所の者なり。夫れ其の自ら全くするに詭りて、而して貞槩、立たざるは、誠に・忠と爲すに足らず。而して五王は、國歩の傾危するに際して、二豎子を誅し、一老嫗を廢し、謀、崇朝に定まり、事、指顧に成り、補天浴日の艱難有るに非ず、乃ち得意にして以て居り、相位に環列し、土を裂きて王と稱し、鳴豫して以て翺翔し、心、憚悞を忘る。則ち以て大臣の・膚を孫り咎を引くの忱・陰雨苞桑の計に視ぶれば、道亦徧せるなり。其母を廢し、其子を立て、姦人未だ翦らず、宗社飄搖す。涕く可からざるなり。亦、未だ笑ふ可からざるなり。又、惡んぞ元之の涕は、以て五王の終に窮し、而して唐社の未だ甯日有らざるを悲むに非ざるを知らんや。

【五】補天浴日は、功勳の大きなに喩ふるなり。女媧が天を補ふこと淮南子に見え、羲和が日を浴すること山海經に見ゆ。其の回天の力有るを言ふなり。

【六】鳴豫。周易豫卦初六に「鳴豫、凶」とあり。

【七】膚を孫るは、詩幽風狼跋篇に、「公、碩膚を孫る」とあるに本づく。膚は美なり。遜遁して成功の大美を避くるをいふ。

【八】陰雨は詩幽風鴉鶯篇に、「天の未だ陰雨せざるに追ひ、彼の桑土を徹し、牖戸を綯繆す」とあるに本づく。苞桑は周易否卦九五に「其れ亡びなん其れ亡びなん苞桑に繫る」とあるに本づく。

狄公と張東之とは、皆、古の大臣の貞有り。故に志相輸し、信相孚するなり。中宗の初めて復す
 るや、薛季景曰はく、『産祿猶ほ在り。草根復
 た生せん』と。而して東之は諸武を誅せず、上
 をして自ら之を誅せしめて、以て天子の威を張
 らんことを欲す。斯言を以て斯心を體するに、
 念深く禮謹み、一己の功名を薄しとし、一王の
 綱紀を正す。端人正士の絳る所、功名の士に異
 なること遠きなり。中宗の與に爲す有る可から
 ざるに、而も揣るを知らざるは、闇に非ざるな
 り。趙汝愚曰はく、『社稷、靈有らば、當に此
 患無かるべし』と。人臣は其の爲す可き所を爲
 し、而して謹みて臣節を守り、天子と威福の柄
 を争はず。此を知るのみ。其の濟らざらんか、
 社稷の不幸なり。榮辱生死は、又何ぞ恤へん。
 且つ中宗の淫昏をして是の如きの甚だしからざらしめんか。春秋已に富み、曾て位を、終を受くるの

【一】 通鑑卷二百八唐中宗神龍
 元年、二張の誅せらるるや、洛
 州の長史薛季昶、張東之、敬
 暉に謂ひて曰はく、『二凶は除
 かるも雖も、産祿猶ほ在り。
 艸を去るに根を去らずんば、
 終に當に復た生ずべし』と。
 二人曰はく、『大事已に定ま
 る。彼は猶ほ机上の肉のごと
 きのみ。夫れ何ぞ能く爲さん。
 誅する所已に多し。復た益す
 可からざるなり』と。季昶歎
 じて曰はく、『吾、死所を知ら
 ず』と。朝邑の尉武強の劉幽
 求も亦、桓玄範、敬暉に謂ひ
 て曰はく、『武三思猶ほ存す。
 公の輩、終に葬地無からん。
 若し早く剛らざるば、臍を噬
 むとも及ぶ無からん』と。從

はす。武三思、上官婕妤に通
 じ、又、韋后に通じ、武氏の
 勢復た振ふ。張東之等、數々
 上に諸武を誅せんことを勸
 む。上、聽かず。東之等、或
 は牀を撫して歎憤し、或は指
 を彈じて血を出して曰はく、
 「主上、昔、英王たる時、勇烈
 と稱せらる。吾が諸武を誅
 せざりし所以は、上をして自
 ら之を誅せしめ、以て天子の
 威を張らんことを欲せしなる
 のみ。今反つて此の如し。事
 勢已に去りぬ。知んぬ復た奈
 何せん』と。此章は此事を論
 するなり。
 【二】 趙汝愚の本傳は宋史卷三
 百九十二に載す。

日に正す。乃ち既に二張を斬り、復た諸武を誅するは、王鉄、手に在り、唯だ己の爲す所のまよまよにし
 て、命を待つ所無し。貞を懷きて主に事ふる者、自ら怵惕して、而して敢て甯んせず。固に、薛季景
 のごとき、利害を以て心に居く者の能く知る所に非ざるなり。劉幽求曰はく、『三思尚ほ在り。公等、
 終に・葬地無からん』と。何等の事を成して、而して早く葬地を以て其心に繋くるや。絳侯の盡く
 諸呂を誅するや、文帝尚ほ藩服に在り、而して國に君無し。中宗の遠らざ
 ること咫尺の比に非ざるなり。然れども絳侯且つ吏に對するの辱を免れ
 ず、而して幾ど保たざらんとせり。中宗にして果して爲す有るや、東之、
 天子の命を待たずして、廣く誅戮を行はば、又、以て其勳名を保つに足ら
 んや。乃ち其の淫昏なること彼が如きなり。其後、三思、誅に伏し、且
 つ太子の首を割きて以て宗廟に獻す。宗楚客復た起りて而して唐を亂し、
 相王幾ど免れざらんとせり。則ち諸武、誅すと雖も、未だ五王が走狗の
 烹を免るるを得るを見ざるなり。均しく之れ免れずんば、臣節を乗りて以
 て大難を蒙るは、尤も心に疚しき無きにあらずや。論者、季景、幽求の言の用ひられざるを惜み、而
 して東之の愚なるを嗤ふ。其愚には及ぶ可からざるなり。豫め禍福を謀る者は、以て貞士の心を見る
 に足らざること久し。唐には能臣多くして、而して端士鮮し。東之に於て、取る有り。狄公と 芥珀

【三】 絳侯は漢の周勃。
 【四】 武三思・崇訓、誅に伏し、
 太子重俊の首を以て太廟に獻
 じ、及び三思・崇訓の柩を祭
 ること、通鑑卷二百八景龍元
 年に載す。
 【五】 宗楚客の事、亦、通鑑景
 龍元年に載す。
 【六】 芥珀は芥と琥珀となり。
 琥珀は芥を引くなり。

の投有る所以なり。

(二) 李日知・魏元忠・唐休璟・韋安石は、武氏の世に當りて、酷吏の威を折き、宣淫の魂を斥け、凶豎の頑を制し、興復の志を懷き、撻伐の功を張り、皆、自ら命けて偉人と爲し、而して天下の屬望する所と爲る者なり。其暮年に及びて、韋氏の淫昏の世に、潦倒し、宵小と與に、旅進旅退し、三事の位に尸し、參養に濡需し、殆ど鄙夫に異なる無し。嗚呼、士の名義を、桑榆に保たんと欲するは、誠に是の如きの易からざるか。義は、往くとして人と並び立たざる無き者なり。且に之を取れば義且に立つ。夕に之を取れば義夕に立つ。天下、之に服し、而して己も亦、以て自ら見はるるを樂しむ。夫れ然れば則ち辱む可く窮す可く死す可くして、而も息む所無し。故に曰はく、「怯夫も義を慕ひて、勉めざる無し」と。若し夫れ險阻の餘に立ち、疇昔を回念し、而して復た自ら其昔の危かりしを歎するや、則ち百鍊の剛、必ず繞指の柔有り、終始を相爲す者なり。武氏の・人を殺すこと取らざり。殺すこと愈々慘にして、

- 【一】 此章は、李日知・魏元忠・唐休璟・韋安石が武氏の世に當りては、剛強にして、人の屬望する所と爲りしが、韋后の時に至りては、末路甚だしく振はざる所以を論するなり。李日知・魏元忠・唐休璟・韋安石の事は、通鑑則天皇后紀・中宗紀に散見す。
- 【二】 潦倒は老いて羸れたる
- 【三】 旅進旅退は衆人と共に進退するをいふ。
- 【四】 三事は三公なり。
- 【五】 濡需は須臾の間に儉安するをいふ。
- 【六】 桑榆は晩年をいふ。
- 【七】 劉琨の詩に、何ぞ意はんや百鍊の鋼、化して繞指の柔と爲らんとは」とあり。

而して人愈々激す。激して以て義を爲すは、必ずしも僞に出づるに非ざれども、而も義、終に固からず。武氏已に老い・殺心已に滅し・韋氏繼ぎて起り・柔姦にして酷ならざるに迫りて、之を激するや甚だしからずして、而して義の固からざる者、潜に消し暗に餒えて、以て亡に即く。是に於て、後起の英、已に其衰頹を笑ふや、顧みて夷然として曰はく、「此れ吾が少壯のときの嘗て爲す所にして、而して今は爾らざる者なり」と。則ち一たび茶然として以て退き、而して復た興る可からず。故に君子は、之を養ふに靜を以てし、之を持するに堅を以てし、大小輕重の宜を審かにし、而して終始を一念に參し、激する無きなり、斯に隨ふ無きなり。柔を知り剛を知り、百夫の望なり。夫れ乃ち之を精義以て用を利し、而して志渝らずと謂ふなり。

- 【八】 柔を知り剛を知り萬夫の望。周易繫辭傳の語。
- 【一】 此章は、唐の中宗の時、朝廷甚だしく亂れたれども國亡びざりしは、黨禍無きが爲めなることを論するなり。

(二) 唐、顯慶より景龍に迄るまで、五十有五年、朝廷の亂極まれり。艶妻、跡を接し、昏主死亡して而も悟らず。嬖倖の・淫を宣べ、酷吏の・殺を恣にすること、古今未だ有らざる所なり。唐の懿僖・宋の徽欽を取りて之を繋るに、十、一に敵せず。然るに彼は速かに亡びて而も此は猶ほ安きは、其故何ぞや。人の邪正は兩立せず、政の善惡は並び行はれず、純なれば則ち治まり、雜なれば則ち亂るは、固より然る所なり。然りと雖も、尤も其の相激し相反して而して交、已甚しきを爲すを惡むな

り。已甚しき者は小人の伎毒なり。進みて君子を陥れて以て其類に反す。是に於てして、國、之が爲めに空しく。國既に空しく、乃ち君子の政を取りて、宗社生民の存亡死生の繫る所を論ずる無く、抑も必ずしも其心の欲せざる所に非ざるも、而も榮して之に反して以て其忿怒を洩らし、推して以て言語文字の合はざる者に及ぼし、皆、架して以て罪と爲し、而して之を死亡に坐す。天下乃ち口を箝し筆を絶ちて、以て同惡相扇ぐの勢を成す。此れ唐宋の亡ぶる所以にして、漢末の黨錮の禍と、一轍に出づるが若きなり。武韋の世、長孫無忌・褚遂良より、忠を以て誅夷の禍を蒙るは、亦、憚なり。然れども是人を殺せば、則ち禍、其人に盡く。其の汲引する所と爲るものと、事を同じくする所の者とは、安處して、驚く無きなり。則ち苟くも力めて姦邪の讒怒に觸れざれば、猶ほ綽乎として其れ以て自ら居る有り。若し夫れ貞觀・永徽の善政は、之を釐定して修明する能はずと雖も、初めより姦邪の變易するを聽さず。武韋の自ら異議を爲して以て典常を亂り衆志を盡はす所の者は、喪祭の虛文・選舉の冒濫のみ。邊疆の守・賦役の制は、猶ほ是れ太宗の遺教なり。君子を殺せども、而も其類を蔓引せず。故に斬艾すること憚なりと雖も、而も陳子昂・蘇安恆・李邕・宋務光・蘇良嗣の流、猶ほ懼を抒べ昌言するを得て、而して誦する所無し。乃至、正を守りて・阿らず、忠を效して・貳せざること、狄仁傑・宋璟・李日知・徐有功・李昭徳の如きは、皆、上位に列して、而して時に其志を伸ぶ。其の力を中外に宣ぶる者は、則ち劉仁軌・裴行儉・王方翼・吉頊・唐休璟・郭元振・姚元之・張仁愿、

悉く掣曳する所無く、以て功名を立つ。乃至、楊元炎・張説・劉幽求・諸人は、事を同じくして俱に起れども、而も害を被むる者相及ばず。姦邪、權を執ると雖も、終に賢臣の登進の路を礙げ、天下を驅りて以て淫慘に一ならず。則ち亂は自ら亂なり。亡は自ら亡びざる可きなり。或は之を推き、或は之を扶け、兩つながら相拵はず。而して天下猶ほ席りて以て安きなり。夫れ小人の毒の・撲つ可からざる者は、君子と名を争ふよりも甚だしきは莫し。君子の自ら貽るに感を以てする者は、小人と氣を競ふよりも甚だしきは莫し。武・韋・太平の淫虐方に逞しくするの日、小人は其欲を得るを利として、而して自ら小人に安んじ、君子は自ら其誠に靖んじて、而して小人を抑ふるを待ちて其君子を伸ぶるを求めず。故に小人の毒淺くして、而して君子の志平かなり。

【一】楊元炎は楊元琰なり。
【二】太平は太平公主。

水火、争はず、其毒、烈しからざるは、固より然る所なり。君子、名を惜むこと已甚しくして、而して氣、之の實なり。氣は小人の恃みて以て物を凌ぐ者なり。君子、名を惜むこと已甚しくして、而して氣、之に乗す。小人、是に於て、榮名の己を去るを恥ぢ、而して飾説して以て譽を干む。然る後に、公忠正直の號、皆、小人の弋獲する所なり。一旦、志を得て以て逞しくすれば、則ち盡く君子を取りて、題するに姦黨を以てして、而して之を誅殛し、其祿位を空しくし、私人を招致し、而して朝廷倏ち其故を易ふ。其の敗露するに及びて、直道乍ち伸び、義激し氣矜る者、抑も其術を用ひて以て敗類を割絶す。數十年の中に、起伏相互り、風靜なれども而も波猶ほ息まず、君、適信する無く、吏、適守

する無く、民、適從する無く、乃至、邊疆の安危の機・小民の膏血の資を取りて、且には此、夕には彼、以て各、其施を快くす。瘡癥の炎は火を抱きて而して寒は氷を履むが如きなり。嗚呼、鐵を鍛ふる者、屢、其錐を反し、病を療する者、疾く其、梃附を易へば、其の折れて以て亡びざるや、豈に幸ふ可けんや。甚だしきかな、氣を使ひて而して名に矜る者の害の烈なるや。宋の仁宗は、賢主なり。呂夷簡・夏竦は、大姦に非ざるなり。相激して以て争ひ、而して石介、詩を以て棺を斲るの僂を受く。流波の蕩かす所、百年にして息まず。罪の加ふ可き無きに、而も蘇軾、文詞を以て禍を取る。罪の討す可き有るに、而も蔡確も亦歌詠を以て刑を論ず。免役は民に殃するの稗政に非ざるに、而も司馬公必ず速かに一朝に改む。維州は宗社の急圖に非ざるに、而も李文饒、堅く其偏見を持す。君子の乍ち升ると雖も、亦且つ以て怨を斂めて而して國家の大計を妨ぐ。況んや小人の驟に進み、唯だ人は是れ苛に、唯だ政は是れ亂るる者は、又、傾危の・旦夕に在るを恤ふるに違あらんや。唐の武・宣、宋の神・哲の、與に爲す有る可きや、顧つて高宗の柔闇・中宗の狂惑なるに如かず。其朝右の人と邦國の政とを觀て、知る可し。國は黨禍無ければ亡びず。人君たる者、之を其幾に弭む。奚ぞ禍發して而して以て救藥する無きを待たんや。

【四】梃附は竝に藥の名。

【五】李文饒の傳は宋史卷四百二十三に載す。

【一】通鑑卷二百九唐睿宗景雲元年、臨淄王隆基（即ち後の玄宗）、諸韋を誅せんとするや、或るひと隆基に謂ふ、「當に相王に啓すべし」と。隆基曰はく、「我が曹、此を爲し、

臨淄王の・韋氏を誅するや、相王に啓せず。豪傑の識、君子の道に闇合する者有り。此類是なり。臣は命を君に受け、子は命を父に受け、敢て専らにする勿きは、正なり。諸を心に信する者、理に逆ふに非ず、事を成す者、心に疚しからざれば、則ち君父、加ふるに尤を以てすと雖も而も避けず。唯だ豪傑のみ心を以て師と爲して、而して之を事に斷す。夫れ君子の、乃心を靖んじて以て義を制する者も、亦此の如きのみ。推して聖人に至り、舜の告げずして而して娶るも、亦此の如きのみ。理は人の心に生ずる者なり。心は理に合はざる有れども、而も理は心に協はざる無し。故に豪傑にして而も聖賢と爲す可からざる者は有り。未だ豪傑の識無くして而も聖賢と爲す可き者有らざるなり。臨淄王曰はく、「事、成らすんば、身を以て死し、以て王を累はさじ」と。亦、未だ以て其の必ず然るを信する有らざるなり。然れども相王の温厚柔巽を以て、身を刑殺横行するの日に全くするは、則ち亦、其の或は然らんことを冀ふ可きのみ。且つ臨淄の・事を擧ぐる微かりせば、王も亦岌岌たり。宗楚客・葉靜能、日に・王を殺し韋氏を奉じて以て唐の祀を奪はんことを謀る。韋氏、誅せずんば、王は固に・再び凶嫗の手に至き能はざらん。臨淄、言ふに忍びざるのみ。實は則ち謂ふ、「事、成らすんば、王危からん。事を擧げざるも、王亦危からん。必ず危きの勢を以て、王を全くして而して大統を嗣がしめんことを求

以て社稷に殉す。事成らば、福、王に歸せん。成らすんば、身を以て之に死せん。以て王を累はさざるなり。今、啓して從はれなば、則ち王、危事に預らん。從はれずんば、將に大計を取らんとす」と。遂に啓せず。此章は此事を論ずる也。

【二】舜が告げずして娶ること孟子離婁上篇に出づ。

む。勢、兩立せず。徒に王の優柔にして而して成算を撓さんことを畏る。告げなば則ち兵、起すを得ざらん。甯ろ告ぐる無からん。以て社稷を安んじ、以て亂賊を討じ、以て王を顛危に救ふは、此舉に在り」と。崔日用、業に宗楚客の・王を害するの謀を以て告ぐ。而るに猶ほ需遲して・決せざらんや。故に臨淄の・告げざるは、孝子の道なり。一事一念に即きて之を言へば、大舜の告げずして娶るは、奚ぞ必ずしも遠からんや。是を以て、臨淄の與に大に爲す有る可きを知るなり。葺亂の世に生れ、聲色狗馬の中に馳逐し、而して與に遊ぶ所の者は、王裾の流なり。故に濁亂に終りて、而して其天葬を虧く。亦、不幸にして教を君子に奉せざるか。

國譯讀通鑑論卷二十一終

國譯讀通鑑論卷二十二

睿宗

(一) 國、正論無ければ、以て立つ可からず。睿宗、武韋の禍に死せし者を表章し、太子重俊これに與る。韋湊、之を斥けて亂賊と爲し、其節愍の諡を奪はんと請ふ。論の正なる者なり。重俊の惡は、但に 嗣贖の比のみに非ざるなり。或は曰はく、「韋氏、誅せずして、而して中宗弑せらる。禍、南子よりも深し。三思、産祿の誅を逸れて、而して天下を亂る。惡、宋朝よりも劇し。重俊、之を誅す。嗣贖に視ぶれば愈れりと爲す」と。曰はく、然るに非ざるなり。君子の・惡を惡むや、其意を誅す。而して刑を議するや、必ず其の已に成るの罪を以てし、而して其の未だ事あらざるに先だちて早く施すに重辟を以てす可からず。三思、篡を武氏の世に謀り、既に・成らず。韋氏の・弑を行ふは、重俊の死後の二年に在り。其時に當りて、篡弑未だ形はれず。而して其の必ず然らんことを億り、以て兵を稱げて闕に嚮ひ、刃を君の母に加へんと欲するは、其れ可ならんや。且つ夫れ重俊の起るは、果して社

【一】 故の太子重俊に諡して節愍と曰ひ、太府少卿萬年の韋湊、上書して之を非とする。と、通鑑卷二百十唐睿宗景雲元年に載す。參照せよ。此章は此事を論するなり。

【二】 嗣贖の事は左傳定公十四年に載す。

稷の危きを憂へて・君父の爲めに 莽に伏するの賊を除くに非ざるなり。韋氏、其の出す所に非ざるを以てして之を惡み、三思・崇訓、其惡を逢へて、而して之を廢せんと欲す。重俊、平かならずして、而して一朝の忿を快くし、立つを得ざらんことを恐れて、而して兵を持して君父を脅して以て之を争ひ、鞍に據りて・下らず。目に君父無し。更に嫡母に何か有らんや。其惡の至る所を充たせば、商臣・劉劭を去るや、幾くも無し。但に 劄の・醜聲を惡みて逆行するが如きのみ非ざるなり。則ち重俊の惡は、劄よりも浮ぐ。奚ぞ韋氏・三思の罪を以て之が 末滅を爲す容けんや。韋氏は淫縱にして以て上を盡はし、三思・崇訓は逆を懷きて以て逞しくせんことを思ふ。其の已に露はるるや、人、得て之を誅す。但に臨淄王のみに非ざるなり。其の未だ露はれざるや、唐、社稷の臣有り。韋氏を廢し諸武を討するは、法の行ふを得る所なり。而して獨り重俊は則ち不可なり。申生は自ら靖んずれども、而も諛して孝と爲すを得ず。重俊は何の節の稱す可きあらん。而して奚ぞ感むに足らんや。夫れ韋氏・三思の宗社を危くせんことを謀るは、重俊が兵を興すの名なり。苟くも其名有らば、子、以て父を犯して而して母を殺すを得んには、亂臣賊子、誰か則ち名無からん。而して大逆安んぞ戡まる所あらんや。韋濩の論は、大に人紀を正して而して亂萌を杜ぐ所以なり。惜しいかな、睿宗の知りて而も決する能はざるや。

- 【三】 莽に伏す。周易同人卦九三に、戎を莽に伏すとあり。
- 【四】 楚の太子商臣が成王を弑すること、左傳文公元年に載す。
- 【五】 末滅は輕滅する也。
- 【六】 晉の太子申生が死すること、左傳僖公四年に載す。

る能はざるや。

(一) 情を奪ふの言、廷に揚りて、人子の心、室に喪ふ。蠅蚋、生を嘔ますして而して死を嘔むは、以て之を召く有るなり。而るを況んや 紛呶として自ら辯じ、以て公論と相仇するをや。史嵩之・李賢・張居正・楊嗣昌の惡、天に滔りて、而して道る可き無し。唐、蘇頲の情を奪はんと欲す。李日知、睿宗の命を銜みて、頲の家に至りて之を諭す。日知、其の哀毀せるを見て、敢て言を發せず。人の子、此に於て、豈に更に言の諸を口に出す可き有らんや。耳、命を聞きて而して心裂け、目、客に對して而して神傷む。人且に自ら疾みて曰はんとす、『斯言や、胡爲れぞ我の前に至る。君、我を諒とせず。我の・臣たること、知る可し。友、我を恤まず。我の・子たること、知る可し。我は誠に禽獸ならんか。而して吾が親をして禽獸の子有らしむるに忍びんや。敦趣して已ますして而して我の固辭するを待つに至りて、罪已に天に通ずるなり。又從ひて之が辭を爲し、以て苟

【一】 通鑑卷二百十唐睿宗景雲元年、十一月庚午、許の文貞公蘇瓌薨す。制して其子頲を起復して工部侍郎と爲す。頲、固辭す。上、李日知をして旨を諭さしむ。日知、終坐、言はずして還り、奏して曰はく、臣、其の哀毀するを見、言を發するに忍びざりき。其の限絶せんことを恐るし。上、乃ち其の制を終るを聽す。此

章は此事を論するなり。

【二】 紛呶は争ひて辯する也。

【三】 史嵩之の傳は宋史卷四百十四に載す。李賢の傳は明史卷百七十六に載す。張居正の傳は明史卷二百十三に載す。楊嗣昌の傳は明史卷二百五十二に載す。

【四】 敦趣は甚だしく催促する也。

くも留まらんことを冀はば、則ち犬豕も其餘を食はじ。人を問はざるなり」と。夫れ人の惡は、吹求を待ちて而して始めて始めて顯るる者有り。吹求を待たずして而して著はれざる無き者有り。情を奪ふの惡は、一言以て之を折く。一峯・念菴・幼元の參劾するは、其れ猶ほ贅辭ならんか。子曰はく、「女安くば則ち之を爲せ」と。奚ぞ辯するに足らんや。親を喪すること蘇頌の若き者可なり。

太平公主、太子を危くせんことを謀る。宋璟・姚元之、東都に於て安置せしめんと請ふ。睿宗曰はく、「朕は唯だ一妹のみ。豈に遠く東都に置く可けんや」と。悲しいかな其の之を言ふや。武氏の・唐宗を殄ち・其子を慘殺して而も恤へざりしより、是に於て、高宗の子姓より、上は兄弟に及ぶまで、芟夷して盡くるに嚮なんとし、僅に存する所の者は三人のみ。父は闇にして、其生を庇ふ能はず、母は憎にして、之を死に置くを難らさず。又、繼ぐに韋氏・宗楚客の淫凶を以てす。睿宗と公主と、其の中宗と同じく刃を受けざりしは幸なり。

- 【一】 太平公主、益州の長史竇懷貞等と、結びて朋黨を爲し、以て太子を危くせんと欲す。
- 【二】 姚元之、宋璟、公主を東都に於て安置せんと請ふ。睿宗曰はく、「朕更に兄弟無く、惟だ
- 【三】 我に答ふるの言。
- 【四】 太平公主、益州の長史竇懷貞等と、結びて朋黨を爲し、以て太子を危くせんと欲す。
- 【五】 姚元之、宋璟、公主を東都に於て安置せんと請ふ。睿宗曰はく、「朕更に兄弟無く、惟だ
- 【六】 羅洪先。幼元は幼女なり。
- 【七】 女安くば則ち之を爲せ。論語陽貨篇に出づ。孔子が幸

太平一妹のみ。豈に遠く東都に置く可けんや」と。命じて蒲州に安置せしむ。太子、太平公主を召して京都に還らしめんと請ふ。之を許す。事は通鑑卷二百十唐睿宗景雲二年に載す。參照せよ。此章は此事を論するなり。

【一】 原隰の哀まる。詩小雅常棣篇に「原隰哀矣、兄弟求矣」とあり。朱子は、戸を積みて原野の間に哀聚すと雖も、亦惟だ兄弟のみ相求むと爲すなり、と註す。

隰の哀まる、伊れ誰か相惜まん。凋殘して已に盡き、僅に二人を保つ。詩に云はすや、「將に恐れんとし將に懼れんとす、惟だ吾と汝とのみ」と。況んや其の同氣の親に在るをや。故に姚宋の言は、社稷の計なり。睿宗の盡然として心を傷ましむるも、亦、詎ぞ一旦に決す可けんや。公主の悍戾に習ふや、耳は牝雞の晨するに習ひ、目は傾城の哲に習ふ。貞士すら且つ其貞を保せず。而るを況んや婦人をや。其の宮闈を蔑視し、廢置の權を操るは、朝章家法、亦、未だ遽に責むるに順を以てす可からざる者なり。然りと雖も、豈に遂に以て之を處する無からんや。公主の・太子を忌むや、尙ほ惡怒を含みて而も未だ發せず。竇懷貞、遠州の長史を以て、遽に不軌の心を起し、其邪を導きて而して之が爲めに黨を結び、俄にして侍中に遷り、三品に同じく、左僕射平章軍國重事と爲る。是に於て、崔湜・蕭至忠・岑羲競ひ起り、比附して以て相を取る。李日知・韋安石、衰老庸沓して、而して能く正す無し。劉幽求、孤立して以て争ひ、而して流竄、之に及ぶ。斯時に於てや、姚宋、大臣に位し、物望を繫ぎ、睿宗の密勿に與るを得。夫れ豈に早く懷貞の惡を聲して以て湜・羲・至忠の姦を弭む可からざらんや。而るに黨援未だ削らず、遽に睿宗の患難倚存の一妹を取りて、國法を正して以て之を擯斥せんと欲す。睿宗の心戚みて、而して羣姦の計得たり。懷貞・湜・羲・至忠無ければ、則ち公主の惡は、以て

- 【一】 將に恐れんとし云云。詩小雅谷風篇の辭。
- 【二】 牝雞は晨する無し。牝雞の晨するは、惟れ家の索くるなり」とあり。
- 【三】 傾城の哲。詩大雅瞻卬篇に、「哲婦は城を傾く」とあり。

發するに足らず。徒らに公主を遠ざけて、而して羣姦、位に在れば、翟第方に蒲州を涉り、召命せられて旋ち京邸に還るは、其の必ず然るの勢なり。睿宗の・公主に忍びざるは、性の正なり。情の已む容からざるなり。患難與に偕にするは、義の忘る可からざるなり。懷貞の輩の・唐に於けるが若きは、九牛の一毛なるのみ。徳望の・人心を繋ぐ無く、勳勞の・社稷に在る無し。流放竄殛、且に命下りて而して夕に辜に伏するは、一の白簡の勞のみ。姚宋何を憚りて爲さざるや。卒に睿宗をして其恩を保つ能はず、元宗をして其孝を全くする能はず、公主をして死を免る能はざらしめ、羣姦は惡已に盈ちて、而して始めて誅に就き、唐の社稷又岌岌たるは、姚宋、其咎を辭する能はず。唐初の習氣、士大夫、其類を過惜して而して相容忍し、賢姦竝び列して而も相妨げず、甯ろ罪を天子に得るも、而も怨を僚友に結ばず。宋璟の剛を以てするも、免る能はざるなり。元之の智、以て全きを圖るには、又、何ぞ望まん。

按察使の設は、景雲二年より始まる。李景伯・盧備の言を觀れば、則ち遣はす所の者は御史なり。時に議して、天下を分ちて十道と爲し、道ごと

【六】翟第は古の諸侯の夫人の車の飾なり。雉の羽を以て車の前後の障蔽と爲すなり。
 【七】白簡は彈劾の章奏をいふ。
 【八】元宗は玄宗なり。
 【九】通鑑卷二百十唐睿宗景雲二年、時に使を遣はして十道を按察せしむ。議者以へらく、山南の所部闊遠なりと。乃ち分ちて東西道と爲す。又、隴右を分ちて河西道と爲す。六月壬午、又、天下を分ちて汴・齊・兗・魏・冀・并・蒲・鄆・涇・秦・益・緜・遂・荆・岐・通・梁・襄・揚・安・閩・越・洪・潭の二十四都督を置き、

一使を遣はして按察せしめ、又、二十四都督に分ちて、所部の刺史以下の善惡を糾察せしむ。嗣ぎて景伯・備が「生殺の柄は、任太だ重し。用ふること其人に非ざれば、害を爲すこと小ならず」と上言するを以てして、之を罷む。之を罷むるは、誠に是なり。而して景伯・備が「御史は秩卑しく望重し。姦宄自ら禁せん」と謂ふは、則ち未だ當らざる者有り。何ぞや。官の・人を得ると得ざるとは、秩の崇卑に繫らざるなり。唐の刺史は、漢の太守なり。郡を守りて、而して刺察の任を兼ね、其權重し。任重く秩尊くして、而も卑秩の者をして其上に臨みて以て之を制せしむれば、則ち爵輕し。爵輕ければ、則ち以て事を立つるに足らずして、而して規避して以て責を免る。刺史、規避の心を懷けば、則ち下吏、之を侮り、豪民、之を脅し、而して刑政、修まらず。新進の士は、識、以て大體を持するに足らず、而して毛擊して以て風裁に詫るを樂しむ。賢者は、私意に任じて、而して國計民生の深遠の永圖を虧く。不肖者は、權利を貪りて、而して綱を持し領を掣げて匡扶するの至意無し。秩卑しき者、望奚ぞ重からんや。徒らに浮薄を獎めて、以て牧守の心を灰にす。故に景伯・備の言は、治理の經に非ざるなり。卿貳に命じて以て行かしめ、但だ任するに糾察を以てし、而して授くるに生殺・兵

各、所部の刺史以下の善惡を糾察せしむ。惟だ洛及び近畿の州は、都督府に隸せず。太子右庶子李景伯・舍人盧備等上言す、都督は、殺生の柄を專らにし、權任太だ重し。或は用ふることに其人に非ずんば、害を爲すこと細ならず。今、御史は秩卑しく望重し。時を以て巡察せば、姦宄自ら禁ぜん」と。其後、遂に都督を罷め、但だ十道按察使を置くのみ。此章は此事を論ずるなり。
 【二】毛擊は細碎なる事を攻撃するをいふ。

戎・財賦の權を以てせずんば、又、何ぞ任太だ重くして而して専私にして害を爲すを之れ憂へんや。按察使の設は、後世、之に踵ぎ、而して其法、二有り。一は專官なり。一は特遣なり。專官は、之に任すること久しくして、而して其地に官す。其利や、久しく任すれば、則ち以て深く民情を究め、博く吏治を考ふるに足り、偶爾の風聞・警然として乍ち見るの得失を以てして急に奨抑を施さず。其害や、郡邑と習處して而して相狎れ、不肖の吏、徐ろに訥合を圖りて以て糾劾を避く可し。特遣は、出使すること時有り、復命すること程有り。間行して亟かに返り、吏と親します、事、參糾に止まり、他に適掌無く、使畢りて仍ほ其官に復す。其利や、職、專司有り、威、獨り伸ぶる有り、狎習比昵の交無く、調停遷就の弊無し。其害や、風土未だ諳んせず。利病、親します、乍然の聞見に據りて、臧否を一朝に定め、賢者は氣に任じ、而して不肖者は私を行ふ。此二つの者、利害各半す。而して其利を收め其害を免るれば、則ち特遣に如くは無く、而して之を緩くするに期を以てし、之を大臣に任じ、而して以て升遷の秩と爲さず。則ち天子の・時を以て巡るに代りて、而して民、勞せず、諸侯の述職に代りて、而して事、廢せず、時に因り宜を制し、慎みて人を擇び、而して法を飭ふるに簡を以てす。斯れ中を得るの道と爲すか。若し夫れ都督に過任し、之をして畸重ならしめば、則ち天下且に朝廷有るを知らずして、而して唯だ都督有るを知らんとす。節度、疆を分ちて、而して唐室以て裂け、行省、命を制して、而して元の政、綱あらざるは、皆、此條なり。則ち景伯、備の之を認めんことを請ふは、誠に定論なり。

元宗

治道を言ふ者、法に至りては、之を言ひ難し。有宋の諸大儒、敗類の貪殘なるを疾み、民生の困瘁せるを念ひ、率ね威嚴を尙び、吏治を糾虔す。其持論既に然り。而して官に臨み吏を馭するや、亦、貧弱を扶け豪猾を鋤くを以て己が任と爲す。甚だしきは則ち醉飽の徳、簾幃の失、書箴の餽も、其舉劾を用ひざる所無く、用つて輿論の心を快くす。然りと雖も、儒者を以てして、暗に申韓の術を用ふ。將た仁恕寛平の言、堯・禹・湯・文・孔・孟、其れ亂を奨むるの過有るか。仁にして而して弱、寛にして而して縱、情を崇びて以て法を弛げ、姦を養ひて以て民を病ましむるは、誠に過なり。然れども其過をして果して國に害あり、果して民を賊はしむれば、則ち先王既に之を經に著はし、後世抑も之を守るに律を以てす。經に違ひ律を破り、悅を衆に取り、而して自ら陰徳を矜るは、則ち誠に過なり。其過を謝せ

【一】元宗は玄宗なり。
 【二】通鑑卷二百十唐玄宗開元元年、晉陵の尉楊相如、上疏して時政を言ふ。曰はく、夫れ法は簡にして能く禁するを貴び、罰は輕くして必ず行ふを貴ぶ。陛下、方に至徳を興崇し、大に新政を布く。請ふ、一切、碎密を除去し、小過を察せざらんことを。小過、察せざれば、則ち煩苛無く、大罪、漏らざざれば、則ち奸慝を止む。簡にして犯し難く、寛にして能く制せしめば、則ち善からんと。上、覽て之を善しとす。此章は此事を論するなり。

んと欲せば、抑も豈に毛舉癩求して、人を隱曲に察し、憎民の已む無きの怨讒を聴き、士大夫の平かならざるの指撻を信じ、薦紳を辱むるに全くし難き名節を以てし、中材以下を責むるに忍ぶ可からざるの清貧を以てし、織芥の聰明を矜り、櫻難きの威武を立てんや。老氏は、慈を以て寶と爲し、無爲を以て正と爲す。治を言ひ學を言ふ者の諱む所なり。乃ち君子の言に、寛と曰ひ、簡と曰ひ、人に忍びすと曰ひ、哀矜して喜ぶ勿れと曰ふが若きは、自ら老氏の旨趣と相似たれども、而も固に科を同じくせず。之を如何ぞ羞惡是非の激發を以て其惻隱を妨げんや。人の腰領を絶てば、死する者は復た生く可からず。人の竄逐を輕しくすれば、棄つる者は復た收む可からず。人の名節を壞れば、辱むる者は復た榮す可からず。唯だ夫れ大に無道なる者は、怙終放恣にして、自ら死に趨き、而して我之を殺すに非ず。自ら辱を貽り、而して我之を辱むるに非ず。其欽恤を容るる所無きのみ。苟くも其れ然らず、法の中に於て、之を字櫛して而して句比し、法の外に於て、之を言吹して而して行索し、酒漿婢妾の失をもて、陥れて以て身を終へば、當世の・全人有る者、其れ能く幾くぞや。惡、衆の惡むに非ず、害未だ人に及ばざるに、其已往を咎め、其將來を億らば、其人、罰を受くと雖も而も服せじ。公議、亦、或は然りとし、而して或は否すとするに、堅く持して以て必ず行はんと欲せば、抑も自ら訓せん。徒らに繁密の深文を爲し、終に以て沮撓して而して決せずんば、一往、

【三】字櫛句比は法文の字句を以て一一比擬するをいふ。
【四】言吹行索は言行を一一深く穿鑿するをいふ。

惡を惡むの銳氣、亦、何ぞ姦を懲すに濟らん。而して祇に以て朝廷を辱め當世の士を羞ぢしめんか。夫れ寛と曰ひ、忍びすと曰ひ、哀矜と曰ふは、皆、帝王の・法を用ふるの精意なり。然れども縱弛にして姦を藏するに疑あり、而して専ら用ふ可からず。要を以て之を言へば、唯だ簡のみ其れ至れるか。八口の家、簡ならざれば、則ち婦子喧争す。十姓の閭、簡ならざれば、則ち胥役旁午す。天下に君とし、萬民を子とし、而して臣民と勃谿の怨を治むるは、其れ亦陋なり。簡は寛仁の本なり。敬以て簡を行ふは、正に居るの原なり。敬は君子の自ら治むるにして、微疵を以て大徳を累はさず。簡は民に臨むの上理にして、苛細を以て紛争を起さず。禮は庶人に下らず。君子の修を以て小人の刑辟を論す可からず。刑は大夫に上らず。胥隸の禁を以て君子を責むるに逡巡を以てす可からず。早く其嚴刻の源を塞ぐは、法を鞠むる者の善く斟酌を爲すに在るのみ。元宗初めて政を親らするや、晉陵の尉楊相如上言して曰はく、『法は簡にして能く禁ずるを貴び、刑は輕くして必ず行はるるを貴ぶ。小過、察せざれば、則ち煩苛無く、大罪、漏れざれば、則ち奸慝を止む』と。斯言や、老氏に倚らず、抑も申韓に流れず、洵に治道を知るの言か。後世の・君子たる者、十の九は申韓と爲る。此に鑒みれば、其失、拵ふ可からざるのみ。

【一】通鑑卷二十唐玄宗開元元年、左拾遺曲江の張九齡、姚元之が重望有りて上の信任する所と爲るを以て、奏記して其の詔諭を遠ざけ純厚を進めんことを勧め、曰はく、君侯が相國の重きを職とし、人を用ふるの權を持せしよりして、淺中弱植の徒、已に頸を延べ踵を企てて至り、親戚に詔ひて以て譽を求め、賓客に媚びて以て容れられんことを取

(二) 夫れ苟くも自ら其志行を全くして以て國に效さんと欲すれば、則ち淫朋に黨するを樂しみて以て官常を敗るは、必ず其の爲すを欲せざる所なり。乃ち身を立つること玷くる無くして、而も邪佞に於て、終に得て遠ざけず、究に比匪を以て傷を受け、勢、如何ともす可き無きに成り、而して正志、伸びず、修名、累有る者、抑も何ぞ多きや。張九齡、忠清を抱きて以て終始し、復乎として一代の泰山喬嶽の風標と爲り、李林甫が目を側つる所と爲り、而して冥寥に遊びて以て鎗戈を消す。其の始めて奏記を姚崇に進むるを觀て、以て其の己を行ひ物を待つの大端を得可きなり。其言に曰はく、『君侯登進して未だ幾くならざるに、淺中弱植の徒、已に頸を延べ踵を企てて至る。豈に才有らざらんや。失ふ所は恥無きに在り』と。至れるかな、其の之を言ふや。夫れ鴻才偉望を以て、一旦、天子の知を受け、爰に三事を立て、隆隆炎炎として海内を熏蒸し、物望の歸すること、夏雲の轟興し、春流の奔湊するが如きは、言を待たざる所なり。斯時に於てや、求むる所有りて而して進む者も進み、求むる所無くして而して進む者は、志、求むるに在り、而して其隱を窺見するに難き無し。求むる所無くして而して進む者は、徐ろにして之を察するに、果して、求むる所無きなり。是れ其れ我の善を樂しみ、自我を成に玉にし、以て共に力を國家

る。其間豈に才有らざらんや。失ふ所は恥無きに在り』と。元之、其言を嘉納す。此章は此事を論するなり。
【一】比匪は匪人に比擬するなり。周易比卦六三に、之に比するは匪人とあり。
【二】三事を立つは、三公と爲るをいふ。
【三】我を成に玉にすは、我を玉成するなり。

に宣ふる者たるか。是に於て、之と偕にするを樂しみ、而して因りて以て自ら失ふ。夫れ惡んぞ求むる所無くして而して進む者の、熏蒸の氣の鼓動する所と爲るを知らんや。特り我其の何を求むるかを知らざるのみならず、彼をして自ら問はしむるも、亦、其の何を以て芸芸として自ら釋てざるかを知らざるなり。他無し。淺中の者は、其量の此に止まり、而して弱植の者は、自ら以て立つ無く、人を待ちて而して起る者なり。俄にして勢、此に在れば、則ち此に集まり、俄にして勢、彼に在れば、則ち彼に移る。害、及ばざるに、而も其故を避くるや驚くが如く、福、及ばざるに、而も其新に奔るや醉へるが如し。君子、小人、一たび伸び一たび屈するは、數の常なり。言、之が爲めに其臧否を易へ、色、之が爲めに其鬻笑を易へ、趾、之が爲めに其高下を易ふ。則ち凡そ以て方に屈するを抑へて而して方に興るを揚ぐ可き者、用ひざる所無し。
【五】芸芸は多き貌。
斯人と居りて、而も上は吾が君を病ましめず、下は吾が民を病ましめず、中は他日の恥辱を貽さざる者鮮し。故に天下の賤む可く惡む可くして、君子の之を遠ざくること必ず夙くする者は、唯だ此の風に隨ひて以て驅り、波に隨ひて以て逝き、中淺くして、而して事會の恆無きを知らず、植弱くして、而して中心の執る所を守らざる者なり。教衰へ行薄きの日に生れ、物望の歸する彼の位を履み、習尚已に然り、速かに易ふる能はずんば、惟だ門を杜ち迹を卻け、甯ろ怨謗せしむるも、與に周旋する勿くして、以て自ら風軌を立つる有るのみ。天下方に亂れて而して兵を言ひ、天下初めて定まりて而し

て禮を言ひ、時、用に急にして而して財を言ひ、乃至、教興り道顯れて而して相倣ひて以て性學を談ずるは、皆、中の淺く、植の弱くして、以て君子の修名を玷くに足り、而して或は一たび時に違へば、則ち唇を反して相詆り、而して餘力を遺さざる者なり。乍ち與に周旋して、其の旅進を容れ、一たび其の顛倒する所と爲れば、而の國を病ましめ、而の身に累し、而の名を敗らざらんと欲するも、其れ得可けんや。司馬溫公の之を蔡京に失するは、唯だ此を察するの未だ精しからざればなるのみ。九齡は唯だ早く此に曙かなり。故に清節にして、濁流に染まず、高蹈して、鉗網に傷はれず。其詩に曰はく、『弋者何の慕ふ所あらん』と。慕ふ可き無きなり。鴻飛の冥冥たるは、雲達に翔りて而して天下に羽儀たる所以なり。

- 【一】 弋者何の慕ふ所あらん、張九齡の感遇の詩の句。此詩は唐詩選にも載す。
- 【二】 此章は宋璟・盧懷慎・張九齡の清貞の士たるを贊美するなり。
- 【三】 沒世は永久なり。

唐には才臣多し。而して清貞なる者は少しも槩見せず。貞觀には士多しと稱すと雖も、未だ焉に與る有らず。其後、陸贄・杜黃裳・裴度の如き、言を立て功を立て、赫弈として、沒世に垂るれども、而も甯靜淡泊は、固に其志行の及ぶ所に非ざるなり。唯だ開元の世に、清貞を以て宰相に位する者三あり。宋璟は清にして而して勁、盧懷慎は清にして而して慎、張九齡は清にして而して和、聲色を遠ざけ、貨利を絶ち、卓然として有唐三百餘年の中に立ち、而して朝廷乃ち廉恥有るを知り、天下乃ち

藉りて以て父安に、開元の盛なること、漢・宋、及ぶ莫し。然らざりせば則ち議論は肆しと雖も、法制は詳かなりと雖も、而も永徽以後の奢淫貪縱の風、革むる能はざりしならん。抑も大臣にして清節を以て著聞する者は、類ね多くは刻覈にして、而して其下たるに難く、才臣を掣曳して、以て爲す有るを得ざらしむ。亦、國民の利に非ざるなり。漢・宋の世には、多く之れ有り。孤清にして而して以て物を容るるに足らず、執競して而して以て事を集すに足らず。其の才臣に於けるや、水火の相息して而して、密雲屯結の雨ふる能はざるが如きなり。乃ち三子の清は、又、是に異なり。勁なる者は自ら彊め、慎なる者は自ら持し、和なる者は流れずして、而も固に・争はざるなり。故に璟は、姚崇と、操行は異なれども、而も國を體することとは同じ。懷慎は、益・孤介を以て自ら旌して而して崇の設施を礙げんと欲せず。九齡は、毀譽の外に超然として、李林甫と偕にして、而も自ら失はず。終に・與に競はざるなり。唯だ然り、而して才臣は己を以て嫌と爲さず、己は必ず才臣を替えて以て自ら其素履に矜らず。故に其清や、漢・宋の猜急の流の、國計民生を度外に置き、而して但だ涇渭を苞苴竿牘の間に争ふに異なり。嗚呼、偉なるかな。楊震や、包拯や、魯宗道や、軒輅・海瑞や、姚崇・張說・源乾曜・裴

- 【三】 周易小畜卦に「密雲、雨ふらず」とあり。
- 【四】 素履は、私欲汗濁無き行履。周易履卦初九に「素履、往きて咎無し」とあり。
- 【五】 涇渭は清濁をいふ。
- 【六】 包拯の傳は宋史卷三百三十六に載す。
- 【七】 魯宗道の傳は宋史卷二百八十六に載す。
- 【八】 軒輅の傳は明史卷二百五十八に載す。海瑞の傳は明史卷二百二十六に載す。

耀卿の間に處らしめば、能く金、治に躍り、氷、胸に結ぶ勿からんや、否や。治、與に襄す無く、功、與に立つる無く、徒らに朋黨を激して以て人主の厭憎を啓くは、又、何ぞ頼らん。夫れ三子の能く清にして而も激せず、以て永く其身を保ち、廣く國に益するは、抑も道有り。士の始めて進むや、猥鄙の性成り・腥羶に附くを樂しむ者に非ざるよりは、則ち一時の名の歸する所、望の集まる所、争ひて其門庭に託し、以て自ら清流の選に處る。其志、皆、嘉す可きが若く、其氣、皆、用ふ可きが若きなり。而して清を懐くの大い臣、遂に之を欣受して、以て臭味と爲す。是に於てか、和平の度、未だ中に損せざるに、而も激揚の情、遂に衆に移され、競ひて相獎め、而して交、相持す。則ち邊圉の安危の大計・黎民の生死の遠圖・宗社の興衰の永慮有りと雖も、皆、其激昂の衆志に勝たず、而して但だ流品を分ち、畛域を爲し、以て槩して廢置を爲す。夫れ豈に清貞を抱く者の始念の斯の若きならんや。唱和迭に増し、勢已に成りて、而して挽く能はざるなり。是に於てして、三子者の器量の遠きを知るなり。其身は辱められず、其志は飢げず、昭昭然として日月を掲げて行く者は、但だ以て其固然の儉徳に率ふのみにして、而して此を以て天下を歆召し・名節を奉じて標榜と爲さず。士、固に得てこれに附く無し。矜らざるなり。亦、黨せざるなり。黨せざれば則ち争はず。嗚呼、士、田間に起り、淡を

【九】 金治に躍るは、莊子に出づること前に註せり。今、強ひて爲す有らんとするに喩ふる也。氷胸に結ぶ。出典未だ詳かならざれども、漢高祖功臣頌の「周苛慷慨にして、心、氷を懐くが如し」などの意にて、慷慨凜烈たるをいふならんか。

食ひ處を衣るは、固に其の素より然る所なり。其の世祿の子たるが若きは、則ち抑も舊徳の食む可き有り、而して交誼の憂無く、先聖の書を読み、四民の上に登る。則ち身心を以て錐刀羶藏の中に陷るを屑しとせざるは、豈に其れ特行と爲さんや。物に損する無けれど、而も固に益する所無し。亦、惡んぞ以て傲岸して予雄なりとして而して建鼓して以て清流の譽聞を求むるに足らんや。天下の事は、自ら天下と之を共にす。智者は其謀に資り、勇者は其斷に資り、藝者は其材に資る。彼は我に驕るに多才を以てす可からず。我も亦彼に驕るに獨行を以てす可からず。上は君に效し、下は物に逮び、其正を持して而して厲しからず、其慎を致して而して浮ならず、其和を養ひて而して戻らず、天下乃ち清貞の大い臣有るに頼る。二、磽确たる者は、又何ぞ頼らんや。故に君子、素志を秉りて以て朝に立つには、三子を學べば斯れ可なり。伯夷の廉有るも、而も驕り且つ吝なるは、亦、人道の憂なり。

【一〇】 交誼は彼此相懇責するをいふ。

【一一】 通鑑卷二百一十一唐玄宗開元三年、京兆の尹崔日知、貪暴不法なり。御史大夫李傑、將に之を糾せんとす。日知反つて傑の罪を構ふ。十二月、侍御史楊錫、延奏して曰はく、「若し剝奪の司、奸人をして得て恐喝せしめば、則ち御史臺、廢す可し」と。上、遂に傑をして事を視しむること故の如く、日知を貶して歙縣の丞と爲す。此章は此事を論するなり。

二、姦人、發かれ、而して姦を發く者を誣ふるに罪を以てするは、其罪、貫されず。兩つながら俱に姦有り、而して人の發くに因りて、還つて相爲めに發くは、則ち後に發かる

る者の罪は、姑く置きて論ずる勿きも、而も先に發かるるの姦は、罪、貫ざるに在り。誠に彼の姦有るや、奚ぞ早く其罪を聲らして以て之を論奏せずして、而して己の慝已に彰るるを待ちて乃ち相反噬するや。京兆の尹崔日知、貪墨不法にして、御史李傑、之を糾す。日知反つて傑の罪を構ふ。傑の罪の有無を論ずる勿きなり。傑は日知の言を以てして坐す可からず。日知は傑を誣くを以てして寛にす可からず。元宗、楊場の言を納れ、傑を釋して而して日知を竄するは、允なり。然りと雖も説有り。御史・京兆の尹は、皆、法吏なり。尹の貪暴なるは、御史の必ず糾す所なり。御史、輦轂に汰縦なるは、尹も亦習知すれば、官守を執りて以て之を論劾す。假令、傑、官箴を敗り、姦宄を藏し、以て下、尹の權を撓め、日知の必ず己の愆を隨するを知り、而して先づ其過を撿拾して、以て之を鉗制せば、將に亦、唯だ傑の搏撃するままたにして、而して日知の舌を捫せんとするか。則ち楊場が云ふ所の「糾彈の司、姦人得て恐喝せば、則ち御史臺は廢す可し」とは、亦偏に臺臣の黨を護るにして、而して平を持するの論に非ざるなり。夫れ日知の罪は、傑を構ふるを以てして減す可からざるは、固よりなり。而して傑の罪の有無は、抑も以て察せざる可からず。傑果して罪無くば、則ち日知既に貪暴を以て法に抵り、而して之を益すに賢を誣ふるの惡・等を加ふるの罪を以てせん。但に貶して丞と爲して而して其辜を蔽ふに足るのみにあらず。若し傑にして罪有るや、亦、日知を糾すの故を以てして槩して察を加へざる可からず。今、場は

【一】元宗は玄宗なり。

傑の罪の有無を辨せず、但に臺臣を護るを以てして而して傑を護る。且つ開元の始に當りて、羣賢、皆、以て自ら見はるる有り。而して傑は聞ゆる無し。傑の傑たること、亦、知る可し。場、御史臺の爲めに綱紀を存し、而して朝廷の爲めに賢姦を別たす。平允の論に非ざるなり。天子、虛衷にして以て刑を詳かにすれば、則ち姦人、自ら・姦を藏する所無し。士人、己を正しくして以て世を匡せば、則ち小人、自ら・喙を置く能はず。又、恐喝を禁じ反構を斥くる一切の法を以て天下を彈壓す可き者に非ざるなり。

【二】通鑑卷二百二十二唐玄宗開元六年、夏四月戊子、河南の參軍鄭銑・朱陽の丞郭仙舟、甌に投じて詩を獻す。敕して曰はく、「其文理を觀るに、乃ち道法を崇ぶ。時用に至りては、事情に切ならず。宜しく各々好む所に從ふべし」と。竝に官を罷め、度して道士と爲す。此章は此事を論ずるなり。

君、臣と諛を爲せば、則ち朝に章無し。朝に章無ければ、則ち邪佞玩れて而して巧に其慝を讎る。故に道を以て物を裁する者を聞く。其次は則ち法を以て下を禁ず。道、揆る可からず。法、飭ふる所無く、君、其臣に諛して、而して以て淺人の慶快に資す。慶快する者は、淺人なり。之に乗じて以て交、諛する者は姦人なり。道法の君子は、其の以て天下に君たるに足らざるを知る。而して奚ぞ快しとせん。鄭銑・郭仙舟、甌に投じて詩を獻じ、游僊の旨を述べ、以て上聽を媮す。法を按じて之を竄殛し、或は姑く貸して之を斥罷するは、允なり。堂堂として天下の君と爲り、道を秉りて以て法を飭へて姦を懲らし邪を止むる能はず、乃ち之を度して道士と爲し、

聊か之と諛して、以て淺人の一笑に供す。然れば則ち貪人聚斂せば、之に金粟を賜ひ、淫人、蕨を勸めば、昇ふるに少艾を以てせんか。且つ銑と僊舟と、勅を奉じて道士と爲る。惡んぞ其の栩栩然として徒衆を集め、樓觀を建て、鉛汞を采り、以て得意を鳴らし、而して厚利を獵せざるを知らんや。元宗の此を爲すは、聊か以て諛するなり。小人、天子の諛を得て、而して諛を以て榮とし、無知の者、競ひて之を榮とす。未だ數年ならずして、張果・葉法善・邢和璞、天子の廷に輻輳するは、此れ之を致すに非ずや。君、以て其臣に諛す可ければ、臣抑も其君に諛す可し。交相諛すれば、則ち上、章無くして、而して下、忌む無し。蕭瑀は大匠なり。太宗、其の出家するを聽す、亦、諛なり。此れ唐の政無き所以なり。論者、之を快とし、以て姦を懲らして而して俗を警むるに足ると謂ふ。國憲・官箴・法律・刑紀、皆、用ひざる可くして、而して諛を以て姦を懲らさば、天下其れ誰か警めんや。淺人の快とする所は、君子の稱するを羞ぶる所なること、久し。

姜皎、逆を誅するの功に與る。元宗、宋璟の諫を聞き、之を放ちて田

勸

- 【一】少艾は年若き美人。
- 【二】栩栩然は得意なる貌。
- 【三】元宗は玄宗なり。
- 【四】蕭瑀が出家せんと請ふこと、通鑑卷百九十八唐太宗貞觀二十年に載す。
- 【五】通鑑卷二百一十一唐玄宗開元五年、初め上、微なりし時、太常卿姜皎と親善なり。寶懷貞等を誅するに及びて、皎預りて功有り。是に由りて寵遇せられ、群臣、及ぶもの莫し。常に臥内に入出し、后妃と榻を連れて宴飲す。賞賜、紀するに勝ふ可からず。弟晦も亦皎の故を以て、吏部侍郎に累遷す。宋璟言ふ、「皎兄弟、權寵太だ盛なり。之を安んずる所以に非ず」と。上も亦以て然りと爲す。秋七月庚子、晦を以て宗正卿と爲し、因りて制を下して曰はく、「西漢の諸

に歸らしめ、制を下して曰はく、「南陽の故人は、優閑なるを以て自ら保てり」と。其の劉幽求・鍾紹京に於ける、胥此道なり。國に徇ふは、亦、其の爲す可き所を爲すのみ。此を過ぐれば、未だ以て憎惡を明主に召かざる者有らず。若し猜忍の君に遇へば、則ち里克・甯喜の・刑に服する、亦、其の自ら取るにして、而して但に其君の刻薄を咎む可からず。此に明かなれば、君は有功の臣を待つ所以を知り、臣は節を立てて而して身を全くする所以を知る。此篇疑ふらくは脱誤有らん。

經國の遠圖は、通識に存す。通識なる者は、事の繇りて始まる所・弊の繇りて生ずる所・害の繇りて去る所・利の繇りて成る所に通じ、以て恩を廣む可く、以て宜を制す可く、以て姦を止む可く、以て國を裕にす可くして、而して威、允ならざるは無し。是に於てか、而ち獨斷有り。通識有りて而して其獨斷を成し、一旦毅然として之を行へば、大に流俗を駭かし、而して庸主・具臣、目前の損益を規る者は、則ち固に其爲を測る莫くして、而して見て、重く損有りと爲す。宋璟が太府の粟及び府縣の粟十萬石を發して之を糶し、民間の

- 將、權貴なるを以て、全からず。南陽の故人、優閑なるを以て自ら保てり。皎は宜しく田里に放歸すべし。散官勳封は、皆故の如し」と。此章は此事を論ずるなれども、後半、缺けて全からず、惜むべし。
- 【一】元宗は玄宗なり。
- 【二】開元二年、劉幽求・鍾紹京、怨望するに坐して貶せらる。
- 【三】晉の惠公が里克を誅すること、左傳僖公十年に出づ。傳襄公二十七年に出づ。
- 【四】通鑑卷二百一十二唐玄宗開元七年、太府及び府縣に敕して、粟十萬石を出して之を糶し、以て人間の惡錢を斂め、少府に送りて銷毀す。此章は此事を論ずるなり。

惡錢を斂めて少府に送りて銷毀するが如きは、是のみ。粟を民に散じて而して其値を取るは、以て仁の惠と爲すに足らずと疑はる。君、民と市するは、以て義の宜と爲すに足らずと疑はる。粟を以て錢に易へ、而して之を銷毀し、徒らに値を民に取り、而して上に實無きは、其の國を病ましめて而して貧ならしむと疑はる。一旦、之を爲せば、測る可からずして、而して庸主・具臣を駭かす可く、言を聞きて而して舌を縮むるは、固より其の必ず然る所なり。實を以て之を求むれば、夫れ豈に然らんや。値を取れども有せずして、而して十萬の粟を・食を待つの人に散ずるは、三つひや費さざるの惠なり。下、惡錢を積み、將に敵壞に隨はんとし、上、餘粟有り、將に紅朽を成さんとし、而して兩つながら之を易ふるは、事の宜を制するなり。乃ち國に大利有る者の若きは、則ち尤も・淺見褊衷の知り易き所に非ざるなり。惡錢の・天下に公行するや、姦民、國と利を争ひ、而して國、恆に勝たず。惡錢充斥すれば、則ち官鑄、行はれず。人情、輕きに趨きて而して重きを厭ふ。國錢の・私鑄に勝つ能はざること久し。惡錢、人間に散積し、消歸する所無く、而して人の之を決棄せんと欲するや、日、人に人を刑すと雖も、而も止む可からず。粟を發して以て惡錢を收むる者は、人をして其利を喪はずして而して之を出すを樂しましむるなり。銷毀すること多しと雖も未だ盡きず。而れども民、上の・十萬の粟の値を捐てて之を一炬に付するを見れば、則ち終に泯滅に歸せんことを知り、而して藏するを肯せず。數年の間ならずし

【一】 論語堯曰篇に「君子は惠にして而も費さず云云」とあり。

て、棄捐を待たずして、而も自ら其の何に往くかを知らず。惡錢、行はれざれば、則ち國錢重し。國錢重ければ、則ち鼓鑄日、に興り、姦民、逞しくするに足らずして、而して利權、一に歸す。之を行ふこと十年にして、其利、百倍す。十萬の粟の資、暗に之を償ひて、而して贏餘、算無し。又、豈に國を富ますの永圖に非ずや。乃ち其時に當りて愚者は測らざるなり。吝者は決せざるなり。三つひや元宗の・姚崇・蘇頌の協恭なるに倚任するに非ざりせば、則ち環の言出でて而して訕笑之に隨ひしならん。國計を司りて而して大體を知る者の難きは、小人、環堵の識を以て、目睫の錙銖を惜み、出だすに吝にして、而して納るるに急に、徒らに以て民を削り怨を斂め、暗に本計を十年の後に耗して、而して之を吮ること蜜の如きなり。王安石の以て宋を病ましめし者は、此なり。耕さずして而して穫を思はば、盜を爲さんのみ、乞を爲さんのみ。盜と乞とは、其れ與に國を託す可けんや。

【二】 黃帝、昏姻を正しくして而して父子定まる。周禮に、父在せば、母の爲めに齊を服し、以て黃帝の精義を體し、而して性を正しくして以て情を節す。聖人に非ざれば、能く制する莫きなり。武氏、婦を崇びて以て夫に充

【一】 通鑑卷二百二十二唐玄宗開元七年、秋閏七月、右補闕盧履冰上言す、「禮に父在せば母の爲めに服すること周年。則ち三年とす。請ふ其舊に復せん」と。上、其議を下す。左散騎常侍褚無量、履冰の議を以て是と爲す。諸人爭論し、連年、決せず。八月辛卯、敕す、「今より、五服、並に喪服傳文に依らん」と。然れども主大夫、議論すること猶ほ息

し、而して改めて斬衰と爲す。是に於て、三從の義毀れて、而して宮闈、醜を播き、禍、宗社に及ぶ。開元七年、勅して、五服竝に禮傳に従はしむ。乃ち士大夫、議論紛起し、各其意に従ひ、先聖の典に迷ひ、時王の命に逆ふ。褚無量歎じて曰はく、『俗情膚淺なり。一たび其制を紊らば、誰か能く之を正さん』と。傷ましきかな。之を言へども而も能く知る無きなり。之を知れども而も能く信する無きなり。之を信すれども而も能く従ふ無きなり。聖人も以て訓を垂るるに足らず、天子も以て法を行ふ能はず。天下の、人心を綱し・天理に悖る者、俗よりも甚だしきは莫く、膚淺よりも悪しきは莫し。而して姦邪悖逆なる者はこれに與らず。是の如き有るかな。姦邪悖逆の・法を壞り紀を亂るや、其悪著はれ、其辨、堅き能はず、勢盡き情窮まり、身に及びて止み、以て天下後世を亂る無きなり。俗は則ち是に異なり。其の始めて之が倡を爲す者は、亦、姦を懐くなるのみ、亦、邪を行ふなるのみ。亦、王章に悖り天理に逆ひて以て其私を逞しくするなるのみ。乃ち相沿ひて末流の汜濫を成せば、則ち見て以て非と爲せども、而も亦其是有るなり。見て以て逆と爲せども、而も亦其順有るなり。其の是に似て而して人情に順なるは、何ぞや。人、溺るる所有らざる莫くして、而して利以て歸と爲せばなり。夫れ人の・愛を用ふるや易くして、而して敬を用ふるや難し。情を知る者は衆くして、而して性を知る者は少し。養に於けるや恩とせられ、而して徳に於ては憚らる。皆、溺るるなり。而して但に此のみならざるなり。出でて禮を大庭に議し、入りて可否を妻子に謀る。是に於てして、父の・母と其尊親を同じくするを得るは、亦、僅に存するの法紀然らしむるなるのみ。然らずんば、母を伸べて以て父を抑へ、父には齊して而して母には斬するは、又、豈に其の爲す可き所・爲すに忍ぶる所の者に非ずや。是に於て、繼父を親みて而して繼母を薄んじ、母の黨を怙みて以て本支を賊ひ、茫然として幾と誰氏の子たるかを知らず。何ぞ仁義を知らん。其利を享くる者を以て徳有りと爲す。猶ほ且つ自ら孝慈に詗りて、以て天下を倡率す。中國の・□ならざる、人の・□ならざるや、幾何ぞや。天性は密に藏する者なり。聞見を引き以て心に歸し。心を潜めて以て性を體し・性に順ひて以て理を窮むる者に非ざれば、喻る能はざるなり。膚淺にして以て人倫に交はり、十姓百家の浮動の志氣、天理に違ひ、而して姦邪悖逆なる者の情と相合するは、必ず然る所なるのみ。故に曰はく、『悪は俗よりも大なるは莫し、俗は膚淺よりも偷なるは莫し』と。無量の歎、之を千年に垂れて、而も帝王、正す能はず、士大夫、行ふ能はず。嗚呼、人道の淪亡する、吾、其の終る所を知らざるのみ。

ます。之を行ふこと各其意に従ふ。無量歎じて曰はく、「聖人、豈に母の厚きを知らざらんや。厭降の禮は、尊卑を明かにし戎狄を異にする所以なり。俗情膚淺にして、聖人の心を知らず。一たび其制を紊らば、誰か能く之を正さん」と。此章は此事を論ずる也。
【一】三從。儀禮に、婦人には三從の義有り、專制の道無し。故に未だ嫁せざれば父に従ひ、既に嫁すれば夫に従ひ、夫死すれば子に従ふ。
【二】膚淺は淺薄なり。

くして、而して敬を用ふるや難し。情を知る者は衆くして、而して性を知る者は少し。養に於けるや恩とせられ、而して徳に於ては憚らる。皆、溺るるなり。而して但に此のみならざるなり。出でて禮を大庭に議し、入りて可否を妻子に謀る。是に於てして、父の・母と其尊親を同じくするを得るは、亦、僅に存するの法紀然らしむるなるのみ。然らずんば、母を伸べて以て父を抑へ、父には齊して而して母には斬するは、又、豈に其の爲す可き所・爲すに忍ぶる所の者に非ずや。是に於て、繼父を親みて而して繼母を薄んじ、母の黨を怙みて以て本支を賊ひ、茫然として幾と誰氏の子たるかを知らず。何ぞ仁義を知らん。其利を享くる者を以て徳有りと爲す。猶ほ且つ自ら孝慈に詗りて、以て天下を倡率す。中國の・□ならざる、人の・□ならざるや、幾何ぞや。天性は密に藏する者なり。聞見を引き以て心に歸し。心を潜めて以て性を體し・性に順ひて以て理を窮むる者に非ざれば、喻る能はざるなり。膚淺にして以て人倫に交はり、十姓百家の浮動の志氣、天理に違ひ、而して姦邪悖逆なる者の情と相合するは、必ず然る所なるのみ。故に曰はく、『悪は俗よりも大なるは莫し、俗は膚淺よりも偷なるは莫し』と。無量の歎、之を千年に垂れて、而も帝王、正す能はず、士大夫、行ふ能はず。嗚呼、人道の淪亡する、吾、其の終る所を知らざるのみ。

【四】上の□は夷ならん。下の□は禽ならんか。
【五】密に藏す。周易繫辭傳の語。
【一】通鑑卷二百十二唐玄宗開元八年、上、諸王に禁約し、群臣と交結せしめず。光祿少卿駙馬都尉裴虛己、岐王範と遊宴し、仍ほ私に圖讖を挾む。戊子、虛己を新州に流し、其公主を離す。然れども範を待つこと故の如く、左右に謂ひて曰はく、「吾が兄弟自ら間無

(二) 魯の莊公を論ずる者曰はく、『母、制す可からざれば、其侍御の人を制す』

と。此を以てして、不順の父母に事ふるは、未だ善を盡くさざるなり。以て之を不令の兄弟に施せば、則ち義正しくして而して恩全く、道、これに尙ふる莫し。舜、吏をして象の國を治めしめ、而して其民を暴するを得ず。聖人も亦是の如きのみ。元宗の能く此に及ぶを謂はざるなり。駙馬都尉裴虛己、私に岐王に従ひて遊び、圖讖を挾み、坐して新州に流され、其婚を離さる。法嚴にして、而して貸す所無し。岐王に於ては、則ち此を以て疑を懐かずして、而して之を慰安すること故の如し。夫れ虛己、邪説を挾みて以て私に交はり、而して岐王、之を容る。王豈に罪無からんや。而して虚己の辟既に伸ぶれば、則ち王の門に遊ぶ者、咸、畏忌するを知る、深宮に生長するの帝子を以て、宦官・宮妾の間に居り、且に歌ひ夕に飲み、以て其邪心を戢む。固より、威を加ふるを待たずして、而して自ら侯服に安んず。左吳・趙賢無かりせば、則ち淮南、逆を謀る能はざりしならん。宇文述・楊素無かりせば、則ち楊廣、嫡を奪ふ能はざりしならん。張公謹・尉遲敬德無かりせば、則ち太宗、兄を殺す能はざりしならん。天下の亂は、功名を徵幸する者の從與に釀成する者、類ね然るなり。博望啓して、而して戻太子の項、湖城に縣かり、天策開きて、而して隠太子の血、元武に流る。事成れば、則ち禍、國

し。但だ趨避の徒、強ひて相託附するのみ。吾、終に此を以て兄弟を責めざるなり」と。此章は此事を論ずるなり。魯の莊公の母文姜が齊侯に通ずること、左傳に詳かなり。

【一】舜が弟象を封じ、吏をして其國を治めしむること、孟子萬章上篇に出づ。

【二】元宗は玄宗なり。下同し。

【三】元武は玄武なり。門の名。

に及び、成らざれば、則ち殃、身に及ぶ。元宗日に諸王を鬪雞吹笛の間に遊ばしめ、而して雷霆の威を以て、亟かに之を挑激の小人に施す。諸王、其令祚を保ち、王室、震驚する所無し。亦休ならずや。燭亂の姦を殛逐する能はず、繼ぎて乃ち其同氣を摧殘するは、睿宗が、寶懷貞を縱して、而して僅に一妹を存し、終に以て心を傷ましむる所以なり。周公、頑民を以て管叔に授くるは、固に舜の・象に與けるや・天子の吏を以て其國を治めしめ、而して永く其恩を保つに如かざるなり。故に曰はく、聖人は人倫の至なりと。其一端に法れば、以て倫を盡くす可く、以て亂を已む可し。堯舜の道は、人、皆、學ぶ可し。亦、之を爲すのみ。

漢の太守は、古の諸侯を去るや幾くも無し。【一】辟除・賞罰・兵刑・賦役、皆、以て專制するを得、而して縣令、命を聽くこと、其臣の如し。故に宣帝詔して曰はく、『我と天下を共にする者は、其れ二千石か』と。太守の權重ければ、則ち縣令の任輕し。故に天子は二千石の予奪に詳かにして、而して治道畢く擧る。唐宋以降は、府州有りて以て縣を統べ、稟承稽核の任有りと雖も、而も誅賞廢置の權は、得て専らにせず。縣令、皆、自ら其意を行ひて以て其民に令す可し。是に於て、天下の治亂、生民の生死、惟だ縣令の

【二】辟除は人を召辟して官に敘任するなり。

【三】頑民は周に服せざる殷の遺民をいふ。

【四】通鑑卷二百十二唐玄宗開元九年、京官の五品以上なるもの・外官の刺史・四府の上佐に敕し、各々縣令一人を擧げしめ、其政の善惡を視、擧者の賞罰を爲す。此章は此事を論ずるなり。

仁暴貪廉を是れ視、而して縣令の重きや甚だし。元宗、在京の官の五品以上・外官の刺史・四府の上佐に救して、各縣令を擧げしむ。誠に之を重んずるなり。之を重んずること之を擧ぐるの始に於てし、必ず將に以て保任して功罪を分たんとす。其の得るや、但だ、治具を文飾するの士を得るのみ、意弱にして咎を免れ、而して以て民を利する無し。其の失ふや、舉主、連坐の罰を畏れ、而して互に相拏蔽して、以て其姦を蓋ふ。則ち保擧の法は、以て官常を肅にし民生を澤するに足らざること、固よりのみ。之を重んずるは、豈に徒に選舉の日に在らんや。夫れ縣令の任は重くして、而して其秩は則ち卑し。故に後世多く以て、筮仕の官と爲す。才不才、前效の驗す可き有るに非ざるに、先づ辨じて而して克く其職に副はしめんことを欲するは、人を知るの鑒を具ふる者と雖も、未だ易からざるなり。然れども、士、初めて一命を受け、初めて一邑に試みらるるに當りては、苟くも胥史に繇りて途を異にして升るに非ざれば、則ち其の清議を畏れず、甘んじて敗類と爲り、以て國を病ましめ民を虐する者、固に鮮し。以て之を激する無ければ、其濁、懲りず、以て之を揚ぐる無ければ、其清、展びず、上官に軋れば、其用、登らず、責むるに奔趨を以てすれば、其節、立たざるは、夫れ亦、上の之を用ふる所以の者に存するなるのみ。憲紀を重んじて以て、其の若はざるを糾すれば、則ち戒むる所有るなり。清要を懸けて以て其拔擢

- 【三】元宗は玄宗なり。
- 【四】保擧は保證して選舉するなり。
- 【五】筮仕は始めて仕官するをいふ。
- 【六】若はすとは道に順はざるをいふ。
- 【七】清要は高位高官をいふ。

を待てば、則ち勸むる所有るなり。成法の外に、許すに地に因りて民に便するを以てすれば、則ち權、任す可きなり。供頓驛遞の役は、之を簿尉に委ね、而して襄役の勞を效さざれば、則ち節、礪く可きなり。夫れ然れば則ち賢者は志得、而して不才者も亦勉めて自ら惜む。其の尤も不肖なる者の若きは、固に比類して相形はれ、愆尤、見易し。法を持して以て其後に議すれば、亦、稂莠の除き難きを患へず。何ぞ未だ試みざるの前に於て、保す可からざるの始終を以て、薦擧する者を繩し、而して責むるに知り難き所を以てするを事とせんや。開元の制、乍ち之を行ひて、以て上の意の重んずる所を昭示するは、可なり。據りて以て法と爲せば、弊即ちここに在り。重んずるとは、之を用ふることに重きなり。一たび選舉して而して賢に任じ民を養ふの道を畢る可きに非ざるなり。之を用ふること重くして、而して治、幾ふ可し。

兵を罷むれば必ず、歸る所有り。兵罷められて而も歸る所無ければ、則ち盜を爲し亂を爲す。張說、麟州の叛胡を平げ、奏して邊兵二十萬人を罷め、而して天下帖然たり。蓋し其の罷むる所の者は、府兵なり。府兵は故農人なり。歸りて而して其田を田とし、其廬を廬とし、父子夫婦、穹室粟

- 【一】通鑑卷二百二十二唐玄宗開元十年、是より先、緣邊の戍兵、常に六十餘萬。說、時に強寇無きを以て、奏す、二十餘萬を罷め、農に還らしめんと。上、以て疑と爲す。說曰はく、「臣、久しく疆域に在り、具に其情を知る。將帥苟くも以て自ら衛り、及び役使して私を營むのみ。若し敵を禦ぎ勝を制するには、必ずしも多く冗卒を擁して以て農務を妨げず。陛下、若し以て疑と爲さば、臣請ふ、闔門百口を以て之を保せん」と。上乃ち之に従ふ。初め諸衛府の兵、成

薪の間に相保つ、故に帖然たるなり。是に於てして、府兵の徒らに以て天下を毒し、而して國の危亂に救無きを知ること、審かなり。説の言に曰はく、「臣久しく疆場に在り、具に其情を知る。將帥苟くも以て自ら衛り、及び役使して私を營むのみ」と。夫れ民の兵たるに任ふる者は、必ず佻宕にして、戢まらず、死を輕んじて而して勞を憚るの徒にして、然る後に、酒を釀み牛を推するの利を貪り、而して之に任ずるに死を效すを以てす可し。夫れ府兵の初め、租庸の免を利とし、而して自ら樂しみて兵と爲る。或は亦其材勇の堪ふ可きなり。其後に造びて、籍に著はして、而して委卸す可からざれば、則ち視て、已むを獲ざるの役と爲し、而して柔弱愿樸なる者、皆、涕を垂れて道に就き、以て行伍に赴く。此の若き者は、其鈍儒の材、既に役を爲すに任ふれども、而も兵と爲るに任へず、死を畏るれども、而も勞を憚らざれば、則ち役を爲すを樂しみて以て鋒鏑を避け、之を役すれば、命を受けざる無し。驕貪の將領、何の恤ふる所ありて、而して役して以て私を營まざらんや。團隊の長、之を役す。偏裨、之を役す。大將、之を役す。邊を行るの大員、之を役す。乃至、純袴の子弟、元戎の僕妾、之を役す。幕府の墨客、過從の游士、彈箏・擊筑・六博・投瓊・調鷹・飼犬の徒、

丁より軍に従ひ、六十にして免す。其家、又、雜徭を免れず、浸く以て貧弱にして、逃亡して略ぼ盡く。百姓、之に苦しむ。張説建議す、請ふ、壯士を召募し、宿衛に充て、色役を問はず、優に之が制を爲さん。進退する者、必ず争ひ出でて募に應ぜん」と。上、之に従ふ。旬日にして、精兵十三萬を得、分ちて諸衛に隸し、更番に上下せしむ。兵農の分るること、此より始まる。此章は此事を論するなり。【一】穹窿は家屋の間隙を塞ぐなり。詩爾風七月に「穹窿して鼠を熏す」とあり。

皆、得て之を役す。兵と爲る者、亦、欣然として、奴隸と爲るを願ひて、以て一日の生を偷む、嗚呼、府兵なる者は、惡んぞ兵有るを得んや。百萬の井疆の耕耨の丁壯を擧げて奴隸と爲すのみ。縱遣して田に歸らしむれば、奴隸の良人と爲るを得るが如し。而るに何ぞ帖然たらざらんや。疆悍にして役を受けざるの氣無く、偷安にして役を恤へざるの情有り。其の役す可きの資有るに因りて、而して幸に其の役を效すの利を收む。行きては則ち邊臣に役せられ、居れば則ち長吏に役せらる。一時、役以て身を終ふるを審かにせず、先世、役の後裔に及ぶを謀らず。天下の兵に苦しむや、矢石相加はり。骹骼返らざるを待ちて、而して後に怨毒胸に填つるにあらす。是れ張説の奏して罷むる所の二十萬人は、一人の・戦守の用に供す可き無く、徒らに此二十萬の農民を、拈除を奉じ、虎子を執り、毬場を築き、負荷に供するの下に苦しめしなり。故に軍一たび罷めて、而して元宗、其民を勞して而して國を弱くするを知るなり。而して兵を募りて分ち隸するの議行はれ、漸く改めて長従と爲し、漸く改めて驍騎と爲す。窮するの必ず變する、尙ほ須臾も待つ可けんや。而して論者猶ほ、元宗・張説の・制を改むること古法に異なるを責む。君子の道に従事し、以て法を垂れ制を定め、而して國を保ち民を安んずる者、宜しく此の如きの鹵莽なるべからざるなり。患ふる所の者は、法の弊已に極まり、習相沿ひて而して革め難く、與に更張すと雖も、害猶ほ相襲ぐなり。故に説が邊兵を罷めし

- 【三】井疆は田畝をいふ。
- 【四】骹骼は死人の骨をいふ。
- 【五】拈除は掃除なり。虎子は便器なり。
- 【六】元宗は玄宗なり。下同じ。

よりして、邊空しく、長從・曠騎の制未だ定まらずして、而して其用を收めず。邊將、之を承けて、私人を畜ひ、番兵を養ひ、自ら軍府を立て、以て天寶の亂を釀す。蓋し府兵調成の日より、早く已に天下の兵無きを睥睨し、而して一旦撤歸するや、芻糧の贏餘、唯だ其の爲す所のままにして、而して朝廷固に之を能く詰る莫きなり。數十年の府兵の流禍にして、而して制を改むるの初之を受けたるに、乃ち擧げて過を召募に歸するは、胡ぞ人情を度り事理に循はず、而して耳を充ぎ目を塞ぎ、以て浮游の説に任じ、輕しく天下の事を談するや。

一議なり。而して私を以て其間に與すれば、則ち私を成して而して道を害す。唐・宋以下の稱する所の、大體を持し遠圖を務むるの大臣、未だ公私を雜へて以て國事を議せざる者有らず。故に伎主・姦臣、之を倒持して、以て相撓まして而して相脅す。元宗、宰相と、廣州の刺史裴仙先の

【一】通鑑卷二百二十二唐玄宗開元十年、前の廣州都督裴仙先、獄に下る。上、宰相と、其罪を議す。張嘉貞、之を杖せんと請ふ。張説曰はく、「臣聞く、刑は大夫に上らずと。其の君に近きが爲めなり。且つ廉恥を養ふ所以なり。故に士は殺す可く、辱む可からず。臣竊に北邊を巡るとき、姜皎を朝堂に杖せしを聞けり。皎は、官、三品に登り、亦、微功有り。罪有りて應に死すべくば則ち流さん。奈何ぞ輕しく答辱を加へ、卓犖を以て之を待たん。姜皎の事は往き、復た

追ふ可からず。仙先は狀に據れば流に當る。豈に復た前失を蹈む可けんや」と。上深く之を然りとす。嘉貞、悅ばず、退きて説に謂ひて曰はく、「何ぞ事を論ずるの深きや」と。説曰はく、「宰相は時來れば則ち之と爲る。若し國の大臣、皆、管辱す可くば、但だ恐らくは行くゆく吾が輩に及ばん。吾が此言は仙先の爲めにするに非ず。乃ち天下の士君子の爲めなり」と。嘉貞、以て應ふる無し。此章は此事を論ずるなり。

【二】元宗は玄宗なり。

罪を議す。張嘉貞、之を杖せんと請ふ。張説曰はく、「刑は大夫に上らず。其の君に近きが爲めなり。且つ廉恥を養ふ所以なり」と。其言聽し。允に國體を存し臣節を勸むるの評議と爲す。既にして又曰はく、「宰相は時來れば則ち之と爲る。大臣、皆、管辱す可くば、行くゆく吾が輩に及ばん」と。此れ宋人の「人主をして手滑かならしむる勿かれ」の説と同じ。苟くも此心を懷きて以て此説を倡へ、之を上下に傳へ、之を史策に垂れなば、人主將に曰はんとす、「士大夫、自ら其類を護り、以て上に抗して而して害を避くるは、蓋し古今の通習なり。其の國體を存し士節を獎むるを爲すは、皆、假りて之が辭を爲すなり。信す可からざるなり」と。賈誼、貴き大臣を辱めざるを以て文帝を諫む。亦、説と略ぼ同じ。而れども誼は、新進の小臣にして絳灌の伍に非ざるを以て、自ら昌言して諱む無かる可し。説は、行くゆく我が輩に及ばんとの心を懷き、同官と噂查して以て語る。則ち人主をして聞かして、而して後世の臣主猜防の釁を開く可からず。念一たび移りて、而して言隨ひて答を得。過は豈に大に在らんや。且つ夫れ士の殺す可くして辱む可からざるは、己に在るなり。挾持して以て上の我を法に寬にするを觀ふに非ざるなり。之に居るに淡泊を以てし、之を行ふに甯靜を以てし、賄賂の門を絶ち、子弟の汰を飭め、游客の邪を謝し、黨同の争を息め、朝右に卓然たれば、奚ぞ管辱を之れ憂ふるに足らん。誠に過有るや、則ち身を引きて以て罪を待たん。言庸ひられざるや、則ち祿を辭して以て歸耕せん。萬一、昏暴の主に遇

【三】噂查は語聲雜查する也。

ひ、婦寺・權姦の忌に觸れ、而して辱、免れざるに在らば、則ち高忠憲龍攀の「池水、心を明かにして肢體を全くし、以て先人に地下に見えん」といふが如くならん。又、其の不幸なるは、固に義命の適然にして、辱と雖も而も榮なる者なり。規規然として計ること他日の及ばるるに及び、而して人主を制するに我を辱めざるを以てす。士大夫は門庭を有し、而して君は其喜怒を有する能はず。暴君の其猜忌を益して、偏に其の欲せざる所の者を以て之に加ふるを怪しむ無きなり。説は自ら其識の遠きに及ぶを詔る。而れども君子より之を觀れば、何を以て胥史の雄の・其長吏を鉗制し・抜く可からざるの根株を爲すに異ならんや。天下の公理、私を以て之を亂れば、則ち公理奪はる。君臣の道喪ぶるは、唐・宋の大臣、自ら之を喪ぼすなり。是に於てして、廷杖詔獄の禍、原を燎きて、而して撲つ可からざるなり。

春秋に、晉、諸侯に商任に盟ひて、以て欒氏を錮するを紀す。其の撫有する能はずして而して又重

【四】高樊龍攀は明の無錫の人、

萬曆の進士、熹宗の時、官左都御史に至る。魏忠賢、政を亂すや、引き去る。崔呈秀、之を殺さんと欲す。自ら池に沈みて死す。嘗て顧憲成と、學を東林書院に講じ、操履篤實、實に一時の儒者の宗たり。世、高顧と稱す。崇禎の時、太子少保を追贈し、諡を忠憲と賜ふ。本傳は明史卷二百四十三に載す。

【五】原を燎くは火勢の盛なる

【一】通鑑卷二百二十二唐玄宗開元十一年、秋八月癸卯、敕す、「前に逃人を檢括せしむ。煩擾を成さんことを慮る。天下大同なり。宜しく各々樂しむ所に從ふべし。所在の州縣に令して安集し、其生業を遂げしめよ」と。此章は此事を論ずるなり。

【二】晉、諸侯に商任に盟ひて以て欒氏を錮すること、左傳襄公二十一年に載す。

ねて之を人の國に禁するを譏りて、已甚しと爲すなり。封建の天下は、國各其人を私す。其國を去れば、則ち其人に非ず。是に於てして、封疆の界有りて以て之を域る。而して碩鼠の詩に曰はく、「逝きて將に女を去り、彼の樂土に適かんとす」と。亦、去るを挾みて以て其君に抗し、上下交相疑貳す。衰世の風、止む可からざるなり。天下にして一王ならば、何の郡何の縣にして、一王の土に非ざらん。守令と爲る者、暫く相事使すれども、而も固に其民に非ず。民は天子の民に非ざる無きなり。土或は瘠せて而して養に給せず、吏或は虐にして而して其生を恤へず、政或は其土の肥瘠に任せずして、而して一槩に之を行ひ、以て其瘠を困しむ。是に於てか、故土を去り版籍を脱して而して他に之く者有り。要するに、耕者をして耕し、工者をして工し、賈者をして賈せしめば、何ぞ大同の世に損せん。而るに之を目けて逃人と曰ふは、有司の者の諛辭なり。惡んぞ聽くに足らんや。

民は籍に服せざる者有らしむ可からざるなり。客勝ちて而して主疲るるは、公ならざるなり。而して新集の民は、驟に役す可からざる者なり。生未だ定まらずして而して力堪へざるなり。若し夫れ之を檢括して、而して故土に押還するは、尤も苛政なり。民、已むを得ずして遠く徙る。之を抑へて、還らしむるは、之を死に致すなり。開元十一年、州縣に敕して、逃人を安集せしむるは、之を得たり。特り未だ其の之を安集する所以の者奚若を問はざるなり。安集の法は、必ず・從りて來る所を供せ

【三】碩鼠は詩魏風の篇名。

【四】諛辭は偏頗なることば。

【五】供は事に因りて審問して自ら其情形を述ぶるなり。自白すること。

しめ、而して其故籍を除き、以て比閭宗族の代輸を免じ、然る後に、業とする所に因りて、而して徐ろに其賦役を定むれば、則ち四海の内、均しく王民と爲り、實、損せず。而して逃人の名、奚ぞ以て立つるに足らんや。然れば則ち邑に逃亡有るは、其守令を罪す可きか。曰はく、未だ可ならざるなり。地の肥磽は既に其の固より然るなり。征徭の繁簡、従りて來る所の者、一日に非ざるなり。轉徙の敵を問ひて、而して其政を平かにす。守令の能く専らにするとともに、非ず、乃ち撫治の大臣の任する所なり。邑に新附の民多きは、其守令を賞す可きか。曰はく、未だ可ならざるなり。守令の賢不肖は、能く版籍の民に及びて、而して之を新附に加ふる能はず。若し其の小惠を以て人の來徒を誘ふ者は、又、法の許す所に非ざるなり。曠土無く、曠民無く、法禁を解きて以て在る所に任せ、而して士なる者は仕へ、農なる者は氓ならば、安集の令は、猶ほ贅設と爲さんか。

- 【六】代輸は他人が本人に代りて租税を輸納するをいふ。
- 【七】氓は民なり。
- 【二】京兆の尹裴耀卿が河に循ひて倉を置きて通漕せんと請ふこと、通鑑卷二百十三開元二十一年に載す。參照せよ。此章は此事を論ずるなり。

唐に才臣多し。唯だ其の通ずるを知るなり。裴耀卿の漕運に於けるは、萬世の法と爲す可き者に非ずや。水を鑿ぎて以て舟を行はるは、舟を易へて以て水に就くに如くは莫し。險を冒して以て便を求むるは、時に因りて而して險を避くるに如くは莫し。徑行して以て速かならんことを求むるは、轉遞して以て相續ぐに如くは莫し。江河各、其理を一にし、南北の舟工、各、其習を一にし、水の漲落、各、其時を一にし、舟の大小、各、其制を一にす。唯だ通ずるを知らざるや、一舟を以てして數千里の曲折を歴、崖闕く水深くして、而も之を限るに少載を以てし、灘危く積淺くして、而も之を強ふるに巨艘を以てす。是に於てして、閘を修むるの勞、撥淺の擾、守凍の需遲、決隄の阻困有り。洪流を引き以て地を蝕し、水性を亂して以て天に逆ひ、生民を勞劬し、國帑を糜費し、強ひて其徑行直致の拙算を遂ぐ。近世の漕渠の如きは、江・淮・汶・泗・河・濟・漳・沽を歴、日を曠しくし久しきを持し、民を疲らし國を耗し、其害、言ふに勝ふ可からず。皆、唯だ意を是れ師として、而して物理に達せざる者なり。天下の務を成す者、天の雨陽に因り、地の險易に就き、人の智力に任じ、其の爲す可き所を爲し、物を強ひて以て自ら任せざれば、則ち以て繁難を理め、艱危を試み、盈虚を通じ、偷窳を督し、盜侵を禁じ、勝たざる無きなり。宋より以後、議論猥多にして、而して用ふ可からざる者は、唯だ、一切の術を以て勝を天時・人事・物力に求めんと欲し、而して強ひて以て己に従ふのみ。唯だ唐、才臣有り。之を後世に方ぶれば、何ぞ述ぶるに足らんや。

- 【一】閘は水門なり。河中に版を設けて水を漕へ、時に啓閉して以て舟を通ずるなり。
- 【三】撥淺は水の淺き處をさらへて深くすることなるべし。
- 【四】守凍は凍結したる河水の溶くるを待つなり。
- 【五】江淮汶泗等は皆水の名。

帝王の法を立つるの精意の、名實に寓する者は、皆、仁義に原本して、以て民の志を定め、民の行を興し、天下を進めて以て極に協はしむ。其用は隠にして而して化以て神なり。固より封建・井田に在らざるなり。井田・封建は、時に因りて而して一切の法と爲す者なり。三代の貢擧の法は傳はらず。唯だ周の制の散見する者、大略の考ふ可き有り。任するに其職を以てし、正すに其名を以てし、其の民を善に納るるの心を寓し、之を習ひて而して相因りて以て行を興さしめ、且つ以て人君が天下に君師たるは徒に民産を會計して以て利用を求むるのみに非ざることを昭示す。故に之を領するに司徒を以てし、而して冢宰・宗伯には、偏任せず。其意深遠にして、百世と雖も師とす可きなり。夫れ貢擧は一事にして、而して兩道ここに兼ね。天下の才を選び、天下の事を任じ、以て政を修めて而して國を保ち民を甯んず。此れ一道なり。君子を小人に別ち、之を榮するに爵を以てし、之を養ふに祿を以てし、天下をして善に相勸ましめ、而して善者をば抑へず、不善者は以て懷む。此れ又一道なり。兩つながら俱に道にして、而して民に勸むるに善を以てするの意は、尤も聖人の汲汲焉たる所なり。人、善に勸み、國以て保ち、民以て甯きは、此れ本末の序なり。故に冢宰は、治に任ずる者なり。宗伯は、已に登り已に進むの賢才に任じて、其軌物を修むる者なり。而して賢を選むる

【一】 通鑑卷二百十四唐玄宗開元二十四年、舊制に、考功員外郎、貢擧人を試するを掌る。進士李權といふもの有り、員外李昂を陵侮す。議者以へらく、員外郎は位卑しく、衆を服する能はずと。三月壬辰、敕す、今より、禮部侍郎に委ね、貢擧人を試せしむ」と。此章は此事を論するなり。

【二】 軌物は法度なり。

の職は、一に之を司徒に任ず。徒の言たる、衆なり。君子・野人を合はせて、皆、其司あり。君子の教を司り、以て野人の則を立て、而して天下萬有の衆庶、皆、仰沐風化して以て、誠和を成す。徒は豈に司り易き者ならんや。乃ち其の之を鼓し之を舞はし、之を揚げ之を抑へ、刑を待たずして而して民自ら戒め、禮を待たずして而して民自ら賓するは、則ち唯だ選擧の權を操りて、以て之が樞機と爲し、一に之を司徒に授け、而して天下咸天子の心を諭りて曰はく、「上の我を收し我を養はしめて、而して我を疆理する者は、吾の善にして而して咸君子の道に若はんことを欲するに匪ざるは莫し。故に選擧、司徒に領せらる」と。其措意の深切にして而して、宏通なる、誠に萬世不易の至道なるか。唐の舊制、貢擧は考功に掌らる。是れ但だ官の爲めに人を擇びて、而して賢を衆に求むるに非ず。開元二十四年、改めて以て禮部侍郎に授く。

【三】 誠和。誠も和ぐ也。

【四】 宏通は弘通なり。

是れ貢擧を以て文治を縁飾するの事と爲し、而して浮華升進して、民の行、興らず。風俗の陵夷する、暗に上の表著する所に移りて、而して知らず。名の存する所、實の趨く所、未だ爽ふ者有らざるなり。貢擧の司徒に領せられざるよりして、而して貢擧輕し。一人の子奪私して、而して兆民の公理廢す。司徒の貢擧を領せざるよりして、而して司徒輕し。但だ天子の頭會箕斂の俗吏と爲り、而して上天の君に協ひ倫を敍するの天秩を承くるに非ず。士、浮華に競ひて、以て其實行を棄て、民、賦役に迫られて、以て其恆心を失ふ。一の職を分ち事を任ずるの間、名に循ひ實を責め、治亂の大司こ

に存す。良法改まりて而して精意亡ぶ。孰か復た先王の仁義の大用、其の苟くもせざること此の如きを知らんや。善く古を師とする者は、凡そ此類をば、忽焉にして察せざるを容す勿きなり。其他、時に因り士に随ひて以て一切の法を立つる者は、固に變通して以て其化裁を行ふ可き者なり。而して又、何ぞ成法に之れ必ずしも倣はんや。

李林甫の太子瑛及び二王を譖殺するは、壽王の地を爲すなり。武惠妃

薨じ、壽王の寵漸く衰ふ。而して林甫、私恩を樹て權勢を怙まんと欲し、

志、終に・移らず、之を謀ること愈、恨り、之を持すること愈、堅く、

凡そ以て主聽を熒惑し、邪計を曲成す可き者、尤も惠妃未だ死せざるの前

よりも劇し。其の己の死生禍福の樞機たるを以てなり。以て當を得可き者

は、用ひざる所無し。然るに元宗、終に、忠王の年長じ學を好むを以て、

高力士が間に乘じて片言するを聞き、儲位遂に定まり、林甫、能く一喙を置く莫し。此に縶りて之を

觀れば、姦邪、自ら・君を得るを詔り、廷臣を劫して以て己を懼れしむる、其の誇誕にして實無きの

伎倆、榮ね・知る可し。徒に元宗の中載未だ甚だしく淫昏ならざるのみに非ざるなり。即し極めて闇

懦なるの主も、一に姦臣の然然否否するを聽き、而して唯だ其の牽曳するまよなるは、亦、情の必ず

能はずして、而して勢の得可からざる者なり。且つ姦臣の狐媚して以て身を容るるは、抑も豈に董

卓・高澄が、上を威脅して以て必ず己の志に徇はしめ、而して君をして懟怨せしむるが若くならん

や。唯だ其意の爲さんと欲する所を前に探り、其事の自りて成る所を後に秘し、凡そ其君の用舎従違

を擧げて、皆、早く測りて、而して其の必ず爾るを知り、乃ち以て衆に號して曰はく、「天子は固に

未だ然らず、而して吾能く之をして然らしむるなり」と。恩は其恩にして、威は其威なり。羣工・

百姓、命を勅旨既に下るの餘に待ち、親ら顧問を承くるを得ず、則ち果して、恩威の・一に姦臣に出

で、而して人主は唯だ其の牽曳するまよなるを信ず。乃ち以て天下を恐喝

し、籠絡して而して己に歸せしむ。其姦を斥けんと欲する者有りと雖も、

敢て發せざるなり。然れば則ち苟くも忠智の士有り、其術の僅に此に出づ

るを知らば、則ち武氏の悍淫にして、周來侯索が驟に天憲を銜み、諸武

二張が内廷に密侍するを以てして、而も攻撃する者、傷はれず、按殺する者、憚る無く、直言して、

之を斥遠せんと請ふ者、反つて・任使せらる、況んや其の亂ること武氏の世に非ず、猶ほ與に言ふ

【一】 玄宗が李林甫の譖を信じて太子瑛・鄂王瑒・光王琚を殺すこと、通鑑卷二百十四唐玄宗開元二十五年に載せ、玄宗が高力士の言を聞きて忠王璿(後の肅宗)を立てて太子と爲すこと、開元二十六年に載す。參照せよ。此章は此事に就きて論するなり。
【二】 元宗は玄宗なり。

【三】 羣工百姓は百官をいふ。
【四】 周來侯索は、周興・來俊臣・侯思止・索元禮なり。
【五】 二張は張易之・張昌宗なり。

益迷ふ所以なり。悼むに勝ふ可けんや。

天寶元年、十節度使を置く。其九は、皆、西北の邊徼なり。唯だ河東の一鎮のみ、太原に治し、較や内地に居る。別に嶺南經略・長樂・東萊・東牟の三守捉有り、亦、皆邊なり。而して權抑も輕し。

畿輔・内地・河雒・江淮・汴蔡・荆楚・兗泗・魏邢の若きは、咸、武備を弛べ、苟安を幸ひ、而して沿邊の節鎮に倚りて、以て旦夕の虞無きを冀ひ、外疆く中枵しく、亂亡の勢成る。蓋し一行が兩戒の説を立てしより、

文を用ひ武を用ふるの國を分つ。是に於て、輕きに居りて重きを御し、枝を彊くし幹を弱くするの術行はれて、而して自ら其鞏固を託る。元宗

の世に方りて、吐蕃・突騎施・奚・契丹、倔強にして、賓せずと雖も、而も亦、屢、挫衄して以て退き、本、防禦を用ふ可き者無し。故無くして、大患の邊に在るが若く、專

征の權を邊將に委ぬるは、其失計、固に、言を待たざるなり。即し外寇をして果して彊く、侵陵して相迫らしめば、抑も必ず内に重旅を屯し、時を以て敵に應じ、而して重師を塞上に棲む容からず。寇

を玩び防を失ひて一たび敗れしめば、以て繼ぐを爲す無し。況んや周・漢の亡ぶるは、遼先づ内に潰ゆるをや。覆車、遠からず。豈に盡く四裔に縶らんや。寇の、内に起るや、能く亟かに數萬人を聚

- 【一】 天寶元年、十節度・經略使を置き、以て邊に備ふるこ
- 【二】 元宗は玄宗なり。
- 【三】 賓は賓服する也。

めて以て天下に横行するに非ず。其の或は爾る者は、又、皆、烏合にして、而して撲滅し難からざる者なり。唯だ中原空しく其れ人無ければ、則ち旋ち滅び旋ち起り、而して彈壓する所無し。邊兵を撤して以て入り討せば、必ず重く吾が民を虐げ、而して人心離叛せん。偶一たび折喪せば、勢に乗じて以て潰卒を收め、席卷して以て行き、而して邊兵、皆、賊の用を爲し、然る後に、鼓行して而して無人の境に入り、更に、一矢を挟みて以て之に抗する者有る無く、社稷の邱墟たらんこと、旦晩の間

に在るのみ。夫れ、祿山の亂に、兩河・汝雒・淮楚の間に、大臣有りて重旅を屯し、其の關に入るの背を拊ち、而して之に迫るに前卻兩難の勢を以てせしめば、賊其れ敢て輕しく函谷を窺はんや。封常清、一身

兩臂にして、市人を倉卒に募り、以て賊に禽を授く。其の必敗と爲るや、疑無し。二顔の河北に起り、張許の睢陽を守る、皆、市人を率ゐ

て以て戰ふ。賊の望みて目笑する所の者なり。李郭、九門を出でて克捷すと雖も、而も潼關の敗を救はず。此を觀れば、則ち其腹心を虚しくし、以て彊援を四末に樹つる

は、一朝瓦解せば、大厦旋ち傾き、勢、必亡に在り、拯救す可き無きは、必然の券なり。且つ重兵の邊に在るや、兵の彊弱、朝廷、得て知らざるなり。將の忠姦、中樞、得て詰らざるなり。兵は唯だ其將の恩威を知るのみにして、而して天子有るを知らず。將一たび其の守る所を失ひ、而して自ら放

- 【四】 折喪は敗戦なり。
- 【五】 安祿山の亂は、通鑑卷二百七十七天寶十四年以下に載す。
- 【六】 二顔は顔真卿・顔杲卿。
- 【七】 張許は張巡・許遠。
- 【八】 李郭は李光弼・郭子儀。
- 【九】 四末は四方の邊境。

ちて游兵と爲り、潰えて而して散じ、靡きて而して降り、戈を反して而して内訌す。豈に徒に祿山、
 闕を犯し、天子、蜀に奔るときのみ、然りと爲さんや。楊劉一たび潰え、而して朱友貞、匹馬、投
 ずる無し。恆州一たび軋れ、而して石重貴、身を束ねて縛を待つ。種師道入り援けて振はず、而
 して宋徽父子、孤城に憑りて以て獲に就く。千古敗亡の一軌、犬戎遽に
 起り、烽火、援無かりしより、其の來ること久し。東漢の黎陽の屯、差や、
 恃む有りと爲す。乃ち其の亡ぶるや、亦、邊疆く腹弱きを以てし、而して
 山東の義旅、董卓の胡騎に敵せず。後の天下を保たんことを謀る者、諸
 を鑒みざる可けんや。

唐の政の終らざる者、凡そ三つ。貞觀なり、開元なり、元和なり。
 而して天寶と開元と、其治亂の相差ふこと、尤も縣絶すと爲す。夫れ人の

- 【一】 宋友貞の事は通鑑五代梁紀に載す。
- 【二】 石重貴の事は通鑑五代晉紀に載す。
- 【三】 種師道の傳は宋史卷三百三十五神衛傳に附載す。
- 【四】 犬戎云々の事は周の幽王の時の事なり。
- 【五】 此章は唐の太宗・玄宗・憲宗の政の終を善くせざる所以を論するなり。

志を持して以て修能を務むるは、亦、其始を難しとするのみ。血氣未だ定まらず、物誘ひて遷り
 易く、智未だ開けず、守未だ固からず、得失貞淫治亂の故、未だ熟嘗せず、而して其驕情を生じ易
 し。其の年富み・力強く・見聞益・廣きに及びて、浮蕩の志氣已に斂まり、聲色の娛樂已に厭き、
 而して好修の成效、居る可き有れば、則ち靡にして淫に、玩びて而して弛び、繼にして而し

て暴なること、皆、日に損して以て善に嚮ふ。此れ中人の恆なり。太甲・成王、終に令主と爲るは、
 亦、此のみ。唐の三君は、既に能く自ら克ちて、以て治を氣盈ち血溢れ識淺く情浮ぶの日に圖る。功
 已に略ぼ成り、效、自ら喜ぶ可くして、而して躁烈の客氣且つ衰へ、漁色耽遊の滋味已に飢き、乃ち
 改めて而して逆行すること、少年の狂蕩の爲の若きは、此れ又何ぞや。是に於てして、徳を修むると
 功を立つると、其分量の至る所、各、涯涘有り、而して原委相因ることを知るなり。夫れ苟くも徳
 を修むるを以て心と爲さんか。徳は無盡の藏なり。未だ之を見ざれば、則ち一善成りて、而して已に
 餘有るが若く、天下の吾が善を妨ぐ可き者、相引きて以て遷り、而して自ら覺らず。既に之を見、
 既に之に習へば、仁、熟せざれば心に安んぜず、義未だ精しからざれば用
 に利あらず、浩乎として其れ涯無く、森乎として其れ犯す可からず、齷齪
 乎として相引きて以て深密なること、高山に登るに愈、陟りて而して愈、其の峻なるを見るが若く、
 自ら釋つるを容るる勿きなり。故に患ふる所の者は、始の自ら振はざるなり。繼ぐことの自ら省みざ
 るなり。而して其終の自ら保せざるを患へざるなり。師保、前に在り、疑丞、後に在り、古人の遺文相
 督して而して假さず。一たび其精意を窺ひ、從はんと欲して而も繇末ければ、則ち未だ日に高明に
 進まずと雖も、而も其故歩を失はざる可し。奚ぞ末路の猖狂を憂へんや。苟くも其れ功を立つるを
 以て心と爲し、而して徳は己に在りて而して事に在らざるを知らざらんか。則ち功は有盡の規なり。

【一】 原委は本と末と也。

内賊未だ除かざれば、之を除きて而して内、清きを見る。外寇未だ戢まらざれば、之を戢めて而して外、甯きを見る。百姓未だ富まざれば、之を富まして而して人、其生を有つ。法制未だ修まらざれば、之を修めて而して國、其典有り。夫れ既に内には肘腋の姦無く、外には跳梁の敵無く、野には流亡鮮く、而して朝には綱紀有れば、則ち此を過ぎて以往は、復た奚をか事とせんや。志大にして而して盈つるを求むれば、則ち荒遠の功を貪る。心満ちて而して自得すれば、則ち晏安の樂を愉む。願ふ所の者は是に在り。行ふ所の者は是に及ぶ。成る所の者は是に止まる。復た奚をか事とせんや。邪佞進み、女寵興り、酣歌恆舞し、而して曰はく、「民と樂を同じくす」と。深居晏起し、而して曰はく、「無爲にして自ら正し」と。火を積薪に厝くの説を進むる者、見る可きの徴無く、蟻穴金堤の慮を抱く者、苛求の責を被る。智淺き者は、深からしむ可からず。志小なる者は、大ならしむ可からず。度量、涯有り、淫溢すれば必ず汎るは、蓋し必然の勢なり。是を以て、古の聖王は、治を後にして而して學を先にし、徳を貴びて而して功を賤み、之を天下に望む者は軽くして、而して之を身心に責むる者は重し。故に耄修益、勤め、死して而して後に已む。以て天下の爲めにするに非ざるなり。己の爲めにするのみ。己の爲めにする者は、功、居るを欲せず、名、立つを欲せず。天子を以てして、而も巖穴の士に殊なる無し。志、日に専らに、氣、日に斂まり。欲、日に憺忘し、心、日に内守す。則ち但だ其始の未だ正しからざるを患ふるなり。師保、之に任ずるなり。其終の永からざるを患へざるなり。見る可きの功勳無ければ、則ち成を告ぐるの逸豫無きなり。唐は功を以て國を立て、而して道徳の旨は、天子より、以て學士・大夫に至るまで、置きて・講せず。三君の終らざるは、以有るかな。

(二) 大義は易ふ可からず。顯道は誣ふ可からず。苟且因仍して、能く改むる者無きも、終に人心に隠る容からず。而して不幸にして、徳薄く望輕きの口より發し、又、或は織曲邪妄の説を以て之に附會し、遂に以て天下に伸びず。君子の重く歎ずる所なり。商・周の徳は、萬世の懷ふ所、百王の師とする所なり。祚已に訖れども、而も明禋、廢す可からず、子孫、替る可からざるは、大公の道なり。秦、西戎に起り、詐力を以て天下を兼ね、先王の道法を蔑ろにし、海内争ひ起り、相統一せず、殺掠相尋ぎ、人民、主無し。漢祖、秦を滅ぼし項を夷げ、法網を解き、征徭を薄くし、以て天下と更始す。徳を略して功を論ずれば、湯武の下に在らず。漢祚既に終り、

【一】 通鑑卷二百十六唐玄宗天寶九載、八月辛卯、處士崔昌上言す、「國家宜しく周・漢を承け、土を以て火に代るべし。周・隋は皆閭位なり。當に其子孫を以て二王の後と爲すべからず」と。事、公卿に下して集議せしむ。集賢殿學士衛包上言す、「集議の夜、四星、尾に聚まる。天意昭然たり」と。上乃ち命じて殷・周・漢の後を求めて三恪と爲し、韓・介・鄭公を廢す。昌を以て左贊善大夫と爲し、包を虞部員外郎と爲す。此章は此事を論ずるなり。

曹魏以下、二百餘年、南には司馬・劉・蕭・陳氏有り、皆、竊なり。北には五胡・拓拔・宇文有り、皆、夷なり。隋氏始めて中原の族姓を以て天下を一にすれども、而も天倫絶え、民害滋す。唐、羣盜

を掃ひて、中國の主と爲り、積重の暴政を滌ぎ、兆民に予ふるに安を以てす。漢に嗣ぎて興り、功も亦、漢と等を埒しくす。天下の生、一たび治まり一たび亂る。帝王の興るや、治を以て相繼ぐ。奚ぞ必ずしも手づから相授受せんや。道相承くるなり。若し其の亂るるや、則ち天下、君無し。而して治むる者は原、亂に繼がず。故に夏の末造に、（三）章・顧・昆吾有り、暴君に乗じて霸たり。殷の將に殄えんとするや、（三）崇・密、臂を攘げて争ふ。周の已に衰ふるや、六國・彊秦・陳涉・項籍、兵を挾みて以て逞しくす。漢の已に亡ぶるや、曹・吳・司馬・劉・蕭・陳・楊・五胡・索虜・宇文、割裂して僭號す。皆、（三）聿孝の光にして、前は西に没するの日に繼がず、後は東に生ずるの月を啓かざる者なり。若し一時の僭割して鄰に乗じて自ら雄とする者を以て、帝王授受の統系と爲す可くば、則ち（三）三・擊・崇・密は、商・周の紹嗣する所と爲す可し。而れども豈に天の許す所、人の懷ふ所ならんや。王者、先代を褒崇し、其後裔を隆び、事守を修めしめ、待つに賓客を以てするは、豈に『我に授くるに天下を以てす』と曰ひて、而して其私に報ゆるならんや。徳は以て天下に君たるに足り、功は以て黎民を安んずるに足り、六畜を統一し、百年を治安し、復た賢子孫有り、相繼ぎて以て治を飾り、禮樂を興し、教化を敷き、人道を存し、禽獸に遠ざかり、天人に大造ある者、忘る可からざれば、則ち天下と與に之を尊び、而して人心の大順に合す。唐、古の帝王の徳意に法り、

【一】章は家章。顧は顧伯。夏殷の時の侯國なり。
 【二】崇密は二國の名。殷の時の諸侯。
 【三】三擊とは家章・顧伯・昆吾をいふ。

三恪の封を崇ばんと欲せば、自ら應に商・周・漢を以て帝王相承けて而して治むるの緒と爲すべし。是れ易はらざるの大義、誣ひざるの顯道なり。武徳より、天寶に至るまで、百餘年なり。禮を議するの臣、能く昌言して以て釐正する無く、猶ほ拓拔・宇文の偏隅の族・楊氏の悖亂の支を奉じて、元后父母の淵源と爲す。何ぞ其の陋なるや。天寶九載、乃ち殷・周・漢の後を求め、立てて三恪と爲し、而して拓拔・宇文・楊氏の封を廢す。已に晚しと曰ふと雖も、堂堂乎として、久しく溷がるの墜典を擧げ、百王の準則を立つ。亦、偉なるかな。乃ち天子の能く念ふ所に非ざるなり。大臣の能く正す所に非ざるなり。儒者の能く議する所に非ざるなり。而して人微に言輕きの崔昌に出で、又、『土を以て火に代はる』との（五）五徳の推遷を以て、鄒衍の邪説を襲ひて之に參し、儒たること衛包の如き者、抑も『四星、尾に聚まる』との無稽の言を以て【五】五徳は木火土金水の五行の徳なり。

徴と爲し、元徳・顯功・民心・天理の秩序を闡きて、以て來茲者に播告して、永式と爲す能はず。之に主たる者は、又、李林甫なり。故に林甫死して、楊國忠の黨、又、起りて之を撓ます。此に後れて、其義を伸ぶる能はざれば、聖帝明王の祀廢、永く世に絶ゆ。亦傷ましからずや。唐の既に亡ぶるや、朱溫は盜を以て、朱邪臬振雞は夷を以て、劉知遠・郭威は、瑣瑣たる健兒にして、海内を瓜分し、而して僅に中州に據り、帝と稱し王と稱すれども、丞尉よりも賤し。宋に至りて而して後に、治教修明にして、賢君相嗣ぎ、以て天下の君師と爲る。是れ周・漢と唐とに於ける、猶ほ手づから授くるがごと

きなり。曾ち・治統を推原して自ら休美に躋る能はず、而して姑息の恩を以て、獨り柴氏を崇ぶ。名儒林立すれども、此議、聞く無く、大義隠れ、顯道息む。垂れて劉伯溫・宋景濂に及びて、復た乾坤の綱紀有るを知らず、劉・李・趙氏の裔を求めて以て王家に賓と作さんことを請ふ能はず。曾ち李林甫にだも之れ若かず。豈に千古の遺憾に非ずや。然りと雖も、人紀は終に絶ゆる容からず。王道は永く弛ぶ容からず。豪傑の士、其義を申べ、明斷の主、行に決すること、夫れ豈に難からんや。敬みて以て之を來哲に俟つ。

(一) 秀なる者は必ず士、樸なる者は必ず農、標にして而して悍なる者は必ず兵なり。天與の才、習ひて其性を成し、移す可からざるなり。此を之れ天秩と謂ひ、此を之れ人官と謂ふ。帝王の、人物を分ち理めて而して各其所に安んずる所以の者は、此のみ。唐の府兵は、世に著く。垂れて百年に及びて、其材質に違ひ、強ひて・戎に即かむ。是に於てして、中國、兵無し。安祿山、蕃騎を以て河を渡り、無人の境に入り、直に潼關を叩く。豈に中原の民、一に皆脆弱にして、臂を奮ひて以て興る可き無からんや。顔魯公、一たび平原に振ひ、旬日の間にして、勇士萬餘人を得たり。是に

- 【六】 劉基、字は伯溫、宋濂、字は景濂。
- 【七】 劉は漢、李は唐、趙は宋の氏なり。
- 【一】 此章は、唐の府兵の制度の、人の性に違ひ、人の長を棄て、人の短を強ひ、徒らに其兵を弱くし、復た其農を情ならしむる惡制度なることを論ずるなり。
- 【二】 顔魯公は顔真卿なり。顔真卿が兵を平原に起すこと、通鑑卷二百七十七天寶十四載に載す。

於て、盧全誠は饒陽に於てし、李奐は河間に於てし、李隨は博平に於てし、而して顔常山の收むる所の河北の義旅、凡そ二十餘萬。張睢陽、羅邱に糾合する所の者、一日にして數千人を得たり。皆、血を蹀みて以て賊と死命を争ふ。斯れ固より三數公の忠勇の激する所なり。而れども豈に此數十萬の比屋の民、皆、義憤、胸に填ち、國難を拯はんことを思ふ者ならんや。標輕驚悍の材、誠に・當を得て以て自ら效さんことを思ひ、未を負ひ義を披くを樂しまず、甯ろ身を忘れて以て一に其材質を逞しくす。農に任へずして而して兵に任ふるは、性以て成り、情以て定まるなり。然れば則ち府兵の故紙に拘り、曠騎の・虛文たるを疑ひ、天下の材勇を隴首に困しめ、蕩洗游閑にして、抑も農民の利を收めざる者多し。其性に違ひ、其長を棄て、其短を強ひ、徒らに其兵を弱くし、復た其農を窺にす。唐安んぞ兵と民と有るを得んや。唯だ其れ天下の材勇を收めて以て國の用を爲す能はず。故に天下に散在し、而して天下、皆、以て之を收むるを得。忠なる者は之を以て其忠を效し、邪なる者は之を以て其邪に黨す。各募る所の主帥有るを知り、而して順と逆とは、唯だ其馬首を是れ瞻る。是に於てか、藩鎮の勢成り、而して唐は共主なりと雖も、亦、與に碁立して以て相敵す。延きて五代に及びて、天下分崩し、互に相吞滅す。固に幽燕の叛逆の倡ふる所なれども、抑も河北・山東の義兵の啓く所なり。夫の高僊芝、封常清の迫りて兩都に募る者の若きは、則ち市井の罷民にして、初め

- 【三】 顔常山は顔杲卿なり。
- 【四】 義旅は義勇兵。
- 【五】 張巡が真源に起ること、通鑑卷二百八唐肅宗至德元載に載す。

より・重輕を爲すに足らざる者なり。民、府兵の害に懲り、召募の・朝廷に出づるを聞けば、則ち一たび籍に登りて而して子孫の禍を貽さんことを畏る。固より、河北・山東・離離の牧守の號召して、人、就くを樂しみ、而して能く其死力を得るに如かざるなり。天下を宰する者は、其の兵たる可きに因りて而して之を兵とし、其の農たる可きに因りて而して之を農とす。民、困します、兵、枵しからず、材武の士、將帥の私畜する所と爲らして、而して天下永く定まる。天に因るなり。人に因るなり。王道の、一に其自然を用ふる所以なり。

李夢、顔魯公に説きて清河の富を陳べて云はく、「布三百餘萬匹・帛八十餘萬匹・錢二十餘萬緡・糧三十餘萬斛・甲兵五十餘萬事有り」と。一郡の積、充物すること此の如し。唐の富めること、知る可し。唐の・民に取ること、田百畝にして租二石、庸調は絹六丈、綿四兩にして止む。宇文融・韋堅・王鉞・楊慎矜、聚斂すと云ふと雖も、未だ嘗て額外の征有らざるなり。民に取るの儉なること此の如く、國儲の富めること彼が如し。其君若しくは臣、又、未だ嘗て蟋蟀葛屨の風を修めず、方に且つ侈を以て聞こゆ。此に縶りて之を觀れば、天下を有つ者は、豈に財無きを患へんや。貧を憂

- 【一】 此章は、唐の天寶の時、富裕なりし所以を論するなり。李夢が顔真卿に説きて清河の富を陳ぶること、通鑑卷二百十七唐肅宗至德元載に載す。
- 【二】 額外の征は定額以外の租税。
- 【三】 蟋蟀は詩唐風の篇名、葛屨は詩魏風の篇名、儉嗇にして禮に中らざるをいふ。
- 【四】 離離は離邨と離陽となり。
- 【五】 此章は、唐の天寶の時、富裕なりし所以を論するなり。李夢が顔真卿に説きて清河の富を陳ぶること、通鑑卷二百十七唐肅宗至德元載に載す。

ふる者、徒らに自ら憂へて、而して其貧を益すなるのみ。夫れ大に民に損して、而して大に國に傷ぶ者は、財を天子の藏に聚めて而して其外を枵しくし・百官の用を窘しめて而して民に削るよりも甚だしきは莫し。二つの者は、皆、以て盜を訓ふるなり。國に盜みて而して民其傷を受け、民に盜みて而して國之が爲めに乏し。天下の金粟錢貨を内帑に罄し、之を無用の地に置き、積むこと久しくして、而して用ふ可からず、愈々積み愈々冗にして、而して數、稽ふ可からず。天子、能く問ふ莫きなり。大臣、能く詰る莫きなり。則ち一に之を宦豎戚畹及び主藏の姦胥が日に竊み月に匿して以て銷耗に致すに聽せ、且つ復た有を以て無と爲し、嗣君の闇きを欺きて、而して更に賦を加へて以て民の生計を殫す。是れ國に盜みて而して民傷はるるなり。有司、瞻る可きの用無ければ、公の科斂に因りて、以て足るを民に取るを爲さざるを得ず。是に於てして、上を蔽ひて以て民に盜む者、相習ひて故と爲す。且つ有司の科斂する者は一にして、而して姦吏猾胥より、以て十姓百家の魁長に及ぶまで、之に乗じて而して交盜を相爲す。官盜は一にして、而して其下の層疊して以て相剝ぐ者は、但に二のみならざるなり。民乃ち其私科を急にして、其正税を緩にし、逋欠頻に仍り、以て恩貸を徵幸し、田を匿し戸を脱し、弊百出して、以て朝廷を欺く。而して歳の入る所、十に五を得ず。是れ民に盜みて而して因つて以て國を乏しくするなり。唐、州に散積して、天下、皆、内府なり。理財の道を得たりと謂ふ可し。已に

- 【四】 主藏の姦胥は府庫を主る姦吏なり。
- 【五】 逋欠は租税の滞納。

之を天下に散じて、而して之を一方に繋がざれば、則ち天子、天下の爲めに當然の用を措き、而して天下、皆、天子の爲めに置しからざるの藏を司る。有司、其廉隅を保せずと雖も、而も經用の貲られざるに藉口して、姦胥猾吏と相比して以て貧民に横斂する所無くして、而して民生遂ぐ。官守散じて而して稽へ易く、無用を積みて以て朽蠹せず、中貴の隱竊に資せず、而して民の輸納、恆有り、田を匿し戸を脱し、姦欺を縦にして以て樸氓を墮りて而して正供を虧くを事とする無ければ、則ち國計裕なり。故に天寶の戸口の數、古今、匹無し。兵興るの初、州縣の財、用に餘有り。地の廣きを加へ、生の蕃きを加ふるに非ざるなり。民に虐取し、用に儉吝なるに非ざるなり。散ずれば則ち清く、聚まれば則ち漏るるは、昭然として見易きの理なり。宋より以來、焉を察する能はず、富、四海を有ちて而も貧しきを患ふ。未だ貧しきを以て亡びざる者有らざるなり。

天子出奔して以て寇を避くるは、元宗より始まる。其後、代・德・僖の三宗、凡そ四たび出でて而も卒に返り、亂ると雖も而も亡びず。平陽の青衣、酒を行ひ、五國の囚繫、身を終ふるは、此に視ぶれば何如ぞや。春秋傳に曰はく、『國君、社稷に死するは、正なり』と。國君とは、諸侯の謂なり。

- 【六】 保は保證する也。
- 【一】 安祿山の亂に、玄宗が之を避けて蜀に幸すること、通鑑卷二百八唐肅宗至德元載に載す。參照せよ。此章は此事を論するなり。
- 【二】 元宗は玄宗なり。
- 【三】 平陽の青衣酒を行ふは、晉の懷帝をいふ。
- 【四】 五國の囚繫身を終ふるは、宋の徽宗・欽宗をいふ。

其國を棄てて、他人の國に寓し、宗廟を立て社稷を置くを得ず、天子の命を委て、先祖の祀を絶ち、子孫の世を殄つは、死するの愈れるに若かざるなり。諸侯の侯度、固より然り。天子の謂に非ざるなり。宋の李綱が始めて、國を誤るの說を倡へしより、君子たる者、其詞の正を喜びて、而して春秋傳の大義微言の旨を察せず、天子を一城に陥れて而して天下を棄てんと欲し、乃ち以て終に其宗廟の血食を滅ぼす。甚だしいかな、一切の論を持する者、義、精しからず、學、講せず、古人の似を見て、而して其眞に迷ひ、以て天下を誤りて餘有るや。天下は天子の望なり。前の道を失ひて而して出奔を致すは、誠に不君なり。而れども天下の臣民、固に倚りて以て重きを爲し、而して其存亡を視て去就を爲す。一城を固守して、而して寇賊の手に或は死し或は辱められ、是に於てか、寇賊の勢益張り、而して天下の臣民、其首を喪ひて而して四支亟かに隨ひて以て作るが若し。此を以て正と爲し、而して四海の淪胥するを恤へざれば、則ち幽王の・宗周を威ぼし、元帝の・梁の祀を斬つは、許すに辱めず偷せざるの大節を以てす可きか。天子は天下を撫して而して主と爲る。京師に都するは、其れ便を擇びて居を安んずる者なるのみ。九州は其土に非ざる莫く、率土は其人に非ざる莫し。一邑未だ亡びざれば、則ち猶ほ宗祧を一邑に奉ず。臣民の望猶ほ繋り、圖を改めて以て光復するに難からざるなり。而るに匹夫の硜硜の節を以て、一死を輕んじて、以て天下を瓦解せんや。嗚呼、徒に天子のみ然るに非ざるなり。郡縣の天下には、守令は天子の爲めに民を收し、民は其の司る

所なり。士は其世守に非ざるなり。祿山の亂に、州郡を守る者、郭納・達奚珣・令狐潮の流の如き、風を望みて欺を納る。乃至、忠貞なること顔杲卿・袁履謙・張巡の如き者、亦、初め脅迫を受け、而して始めて圖を改めて孤城を困守し、而して計を變ずるを知らず、幾ど逆に陥らんとし、能く瀦する莫し。力、顔魯公の即ち爲す有る可きが如くなる能はざるや、則ち何ぞ身を潔くして以て之を避け、徐ろに自ら效すを圖るの可なるに如かんや。身、危困の外に居れば、自ら餘地の以て身を致して盡瘁する有り。而るに濡忍して決せず。勢、迫り神昏し。日月と光を争ふの義烈に非ざるよりは、其限に良まり、厲きこと心を熏す。亦、危きかな。其の終に玷無きを保せざるなり。故に守令は三軍の寄無きに、而るに城を失ふを以て大辟に坐するは、法に非ざるなり。去るも亦死し、守るも亦死す。中人の情、死を畏るるは、其恆なり。之に迫るに必死を以てすれば、則ち唯だ降るのみ。是れ郡邑を馭りて以て逆に從はしむるなり。故に曰はく、法に非ざるなりと。

【五】濡忍は濕潤含忍するなり。
 【六】周易艮卦九三に「其限に良まる。其責を列く。厲きこと心を熏す」とあり。

國譯讀通鑑論卷二十一終

國譯讀通鑑論卷二十三

肅宗

肅宗、自ら靈武に立つ。律するに君臣父子の大倫を以てすれば、罪、辭す可き無きなり。裴冕・杜鴻漸等の勸進するは、名は社稷の計と爲し、實は以て攤戴の功に居り、卿相を取る。其心、誅す可きなり。史に稱す、「顔魯公、敕書を諸郡に頒つ。河南・江淮、肅宗の立つを知り、國に徇ふの志益々堅し」と。此舉を以て人心を收拾するの大計と爲すが若し。豈に其れ然らんや。
 元宗の亂を召くや、徳を失へども、而も固に未だ嘗て道を失はざるなり。淫荒、宮闈に積み、用舍、朝右に亂れ、賊に授くるに柄を以てし、而して寇を保ちて以て滋く、倫を斃り教を傷る。誠に、以て君師に任じ下民を佑くるに足らず。

【一】通鑑卷二百十八唐肅宗至徳元載、裴冕・杜鴻漸等、太子に牋を上り、馬嵬の命に違ひて皇帝の位に即かんことを請ふ。太子、許さず。冕等言ひて曰はく、將士は皆關中の人にして、日夜、歸らんことを思ふ。崎嶇として殿下に從ひて遠く沙塞を渉る所以は、尺寸の功を冀へばなり。若し一朝離散せば、復た集む可からざらん。願はくは殿下、勉めて衆心に徇ひ、社稷の計を爲さんことをと。牋五たび上る。太子乃ち之を許す。是日、肅宗、位に靈武城南樓に即く。群臣舞蹈す。上、流涕し歎歎す。玄宗を尊びて上皇天帝と爲し、天下に敕し、改元す。杜鴻漸・崔漪を以て竝に中書舍人の事に知たらしめ、裴冕を中書侍郎・同平章事と爲す。此章は此事を論ずるなり。
 【二】元宗は玄宗なり。下同じ。

而れども誅殺、淫ならず、未だ嘗て漢の桓靈の榜掠し、宋の哲徽の竄逐するが如くならざるなり。賦役、繁ならず、未だ嘗て秦の・長城を築き驪山を治め、隋の・高麗を征し汴渠を開くが如くならざるなり。天、元宗を佑けざれども、而も人、唐の徳を厭はず。祿山、凶淫狂悞の胡雛を以て、縣軍して闕に嚮ひ、志を得て而して驕り、終日の謀の以て其勢を固くする無く、鎗録の惠の以て其民に餌する無く、蟪蛄の春秋、人、其の速かに隕つるを知る。豈に靈武の詔を待ちて、始めて天下を動かして以て逆を去り順を效すに足らんや。然りと雖も、肅宗、立たずんば、天下抑も知る可からざる者有り。幸にして然らずとも、人、其變の必ず至るを知らざるなるのみ。國、固からずと雖も、君、不令なりと雖も、未だ一寇甫めて興りて而して即ち滅ぶる者有らず。秦の無道なるも、陳涉、之に代りて以て興る能はず。況んや唐、國を立つること百年、民、荼毒無く、天寶の富庶、古今に甲たるをや。豈に傾け易からんや。而れども知る可からざる者あり。亂は亂を召く所以なり。亂を止むる者は、尤も亂の自りて生ずる所なり。袁・曹、董卓を討じ、而して漢、袁曹に亡び、劉裕、桓元を誅し、而して晉、劉裕に亡びたり。禍發して而して戢まらずんば、惡んぞ其極を知らん。之を定むること早からずんば、意外の變繼ぎて起り、而して天下乃ち以て分崩せん。是れ則ち安史、平ぐと雖も、唐尤も岌岌たるなり。於に其時を稽ふるに、元宗、東京の

- 【三】 莊子逍遙遊篇に、蟪蛄は春秋を知らず」とあり。
- 【四】 不令は不善なり。
- 【五】 袁曹は袁紹・曹操なり。
- 【六】 桓元は桓玄なり。
- 【七】 安史は安祿山・史思明なり。

陥るを聞くや、既に太子をして國を監せしめんと欲す。其の馬鬼を發するや、且つ位を傳ふるの旨を宣す。乃ち未だ幾くならずして、太子を以て元帥に充て、諸王をして天下の節制を分ち總べしめ、以て太子の權を分つ。忽ち予へ、忽ち奪ひ、天下を疑はしめ、而して紛争を召く。所謂一言にして以て邦を喪ぼす可き者、此に在るなり。盛王琦・豐王瑛は、皆、駕に隨ひて蜀に在り。吳王祗・虢王巨は、皆、專征の命を受く。永王璘の・江南に出づるや、業に已に異志を抱きて往く。是れ蕭梁の骨肉分れ争ふの勢なり。河北・羅維の義旅は、歸する所を測る罔し。河西の李嗣業は、且く・境を保ちて以て聲を觀んと欲す。安西の李栖筠は、愈・遠く處りて、而して適從する無し。李郭は、王室に心ありと雖も、且く兵を斂めて井陘に入り、主を求むれども未だ得ずして而して疑ひ、同羅は、叛き歸りて、諸胡に結びて以て内窺し、僕固玢敗れて之に降り、内導を爲し、以て河東・朔方の肘を掣す。此れ漢末の荆益、西晉の河西の勢なり。一路をして奮起して賊を討せしむとも、而も諸方、其統率を受けずんば、則ち争競以て生せん。又、李克用・朱全忠が相下らざるの形なり。諸王各一鎮に依りて以て立ち、諸鎮各之を挾みて以て名と爲す。抑も西晉の八王の禍なり。今に居りて古を驗すれば、安史の亡びざるを憂へず、而して安史を亡ぼす者は、即ち以て唐を亡ぼさん。元宗の二三の不定の命に託して、割裂して以て其方に雄長たり。太子、元帥の虛名有りと雖も、亦、惡んぞ能く統一し

- 【八】 一言にして以て邦を喪ぼす。論語子路篇の句。
- 【九】 李郭は李光弼・郭子儀なり。

て而して參差無からしめんや。玄宗の猶豫して決せず、天下を以て太子に授くるを吝むは、盡く皆楊氏の(一〇)衛士の罪ならざるなり。其父子の間離忌して、而して以て亂を召くに足ること久し。肅宗亟かに立ち、天下乃ち定まりて一に歸し、西のかた涼隴を收め、北のかた朔夏を撫し、身を以て賊に當り、而して功、他人に分たず。諸王・諸帥、挾む可きの勛名の以て嗣ぎて起りて亂を爲す無し。天未だ唐を厭はず、裴杜の心を啓き、私に因りて以て公を濟さしむるは、未だ嘗て唐の幸たらざるならざるなり。蓋し肅宗も亦、未だ嘗て此を慮らざるばあらず。而して冕・鴻漸の能く及ぶ所に非ざるなり。肅宗の自ら立つの罪は、辭す可き無けれども、而も猶ほ原す可きなり。冕・鴻漸、大倫を斃りて、以て攤戴の功を微むるは、唐、之に縲りて以て安しと雖も、允に名教の罪人と爲す。惡、心に在り。奚ぞ容貸せんや。

(二)李長源、開關して靈武に至る。肅宗、命じて相と爲せども、而も受けず、白衣を以て賓友と爲る。其の身を潔くし高尙にするに疑はるるなり。而るに其後、中外に歴仕し、且つ終に德宗に相たり。此れ論者の未だ測らざる

【一〇】衛士。口に土塊を銜むなり。自ら死罪有るを明かにするなり。天寶十四載、玄宗、位を太子に禪らんと欲す。楊貴妃、塊を銜みて死を請ふ。帝の意沮み、乃ち止む。
【一一】李泌、字は長源。通鑑卷二百十八唐肅宗至德元載、初め京兆の李泌、幼にして才敏を以て著聞す。玄宗、忠王と與に遊ばしむ。忠王、太子と爲るや、泌已に長じ、上書して事を言ふ。玄宗、之を官にせんと欲すれども、可かず。太子と布衣の交を爲さしむ。太子、常に之を先生と謂ふ。楊國忠、之を惡み、奏して斬春に從す。後、歸るを得、驪陽に隱居す。

所なり。抑へて而して之を下せば、則ち其の定情無く・始め賓友を以て自ら尊び、而して終に其の守る所を喪ふを譏る。推して而して之を高くすれば、則ち其の肅宗の・危きに乘じて自ら立ち大倫を紊るを鄙み、而して翼戴の列に與るを恥づるを謂ふ。夫れ長源は、志深く識遠し。其の始め自ら尊びて而して終に寵祿に耽るに非ざるや、明かなること甚だし。若し肅宗の自ら立つを鄙まば、則ち胡爲れぞ險を冒して間行し、以て帷幄に參するや。既に大謀に與る。又、惡んぞ攤戴の幸を辭す可けんや。夫れ長源の・相を辭するは、乃ち唐室の興亡の大機、人心の離合、國紀の張弛の、自りて決する所なり。悠悠たる者、惡んぞ以て之を知るに足らん。玄宗の幾ど邦を喪ふや、惟だ其の官を以て功に酬い、而して祿山をして宰相を得ざるの忿を懷き、廷臣を讎伎し、君父を怨懟し、而して其毒を逞しくせしむればなり。玄宗出奔し、肅宗、邊陲に孤起し、以て匡救を羣臣に待つ。斯時に於てや、人競ひて時に乘じて以て高位を希ひ、而して厭止する所を知らざる者なり。凡そ天下一たび敗れて、而して復興する能はざるの禍は、恆に、人貴寵を覲ひて而して君爵位を輕んずるに起る。貴寵、覲ふ可ければ、則ち賢不肖、別無くして、而して賢者、

上、馬曳より北行するや、使を遣はして之を召す。靈武に謁見す。上大に喜ぶ。出づれば則ち轡を聯れ、寢ぬれば則ち榻を對し、太子たる時の如し。事、大小と無く、皆、之に咨り、言、從はざる無し。將相を進退するに至るまで、亦之と議す。上、泌を以て右相と爲さんと欲す。泌固辭して曰はく、陛下、待つに賓友を以てすれば、則ち宰相よりも貴し。何ぞ必ずしも其志を屈せん」と。上乃ち止む。此章は此事を論じ、李泌の出處進退の大節を贊美するなり。
【一二】玄宗は玄宗なり。下同じ。
【一三】厭止は満足して止まるなり。

爲めに節を盡くさず。爵位既に輕ければ、則ち勸と威と、以て相繼ぐ無く、而して勸に窮する者は、怨乃ち以て生ず。長源は亂の必ず此に生ずるを知るなり。故に元宗、其才を知り、之を官にせんと欲すれども、而も早く已に・受けず。抑も必ず此に反して而して後に以て功を立つ可きを知るなり。故に肅宗與に功に報ゆるの典を商り、而して曰はく、「官を以て功を賞するは、才に非ざれば則ち事を廢し、權重ければ則ち制し難し。爵土を疏ちて小郡に比せしむるに若くは莫し。而して輕しく予ふるに宰相の名を以てす可からず」と。唯だ然り。猶ほ・功を同じくし事を共にするの人の(五) 修望の積習の化せざらんことを恐る。故に己は、東宮の友・倚任の重き・鑣を聯ね榻を對するの隆なるを以てして、而も居然として一の布衣なり。則ち人、官位を以て貴しと爲さずして、而して功有るを貴しとし、虛名を以て榮と爲さずして、而して實有るを榮とす。天寶の(六) 濫竿の敝政、人、恥ぢて而して居らず。而して更始の羊頭關内、高緯の鷹犬儀同、敗亡の覆軌、復た踏ます。嗚呼、此れ長源の、極めて重きの勢を返し、潰敗の源を塞ぎ、黙して人心を挽き、危きを扶け傾けるを定むるの大用にして、身を以て鶴と爲し、而して收復の功、自りて基く所なり。深きなり。遠きなり。之を知る者鮮し。以て人臣に・難に遇ひ身を致すは榮利を貪るに非ざるの大

【四】李泌の此言は、通鑑卷二百九至德二載に載す。

【五】修望は修大なる期望。

【六】濫竿は其才無くして其位に居るを謂ふなり。韓非子に、「齊の宣王、竿を吹かしむる、と必ず三百人なり。南郭の處士、王の爲めに竿を吹かんと請ふ。宣王、之を説び、糜食するに數百人を以てす。宣王死し、湣王立ち、一一之を聽くを好む。處士逃る」とあり。

節を示し、以て人主に・邂逅して相賞し、遂に威福を假すの淫施を戒む。但に留侯の智以て身を全くするが如きの比のみにあらざるなり。其後、幕僚に充り、外州に刺たり、而して屈するを嫌はず、徳宗の世に馴至して、始めて四朝の元老を以て台鼎の崇きに任ず。進むこと漸有るなり。士君子の登用の正は、當に此の如くなるべきのみ。昭然として著見すれども、而も人、測らず。乃ち其の詭秘にして恆無きを疑ふなり。(七) 吳聘君一たび山を出でて、即ち枚トせんことを求む。此を視れば、能く慙づる勿からんか。

【七】留侯は漢の張良なり。

【八】吳聘君は、明の吳興弼をいふならんか。崇仁の人、字は子傳、書を讀みて家居し、屢徴せらるれども就かず。天順の時、徴せられて京師に至り、左春坊左諭德を授けらる。秘書を觀んことを求む。

【九】枚トは一人を指定せずしを以て宗と爲し、胡居仁・陳獻章は、皆、其門人なり。學者、康齋先生と稱す。本傳は明史卷二百八十二儒林傳に載す。

て之をトするを謂ふなり。

【一】通鑑卷二百八十八唐肅宗至徳元載、北海の太守賀蘭進明、錄事參軍第五琦を遣はし、蜀に入りて事を奏せしむ。琦、上皇に言ひて以爲はく、「今方に兵を用ひ、財賦を急と爲す。財賦の産する所は、江淮多きに居る。乞ふ臣に一職を假せ。軍をして用ひに乏しき無からしむ可し」と。上皇悦び、即ち琦を以て監察御史・江淮租庸使と爲す。此章は此事に就きて論するなり。

(二) 唐より以上、財賦の自りて出づる所、皆、之を豫・兗・冀・雍に取るのみにて足る。未だ嘗て足るを江淮に求めざるなり。江淮を恃みて以て資と爲すは、第五琦より始まる。其時に當りて、賊、幽・冀に據り、兩都を陷る。山東は未だ盡く失はずと雖も、而も、隔絶して・通せず。蜀の賦は既に寡くして、又、限るに劍門・棧道の險を以てす。資りて以て軍を贍らす可き所の者は、唯だ

江淮のみ。故に琦請ひて租庸を督し、漢水より洋州に達し、以て扶風に輸するは、一時、已むを獲ざるの計なり。乃ち是より以後、人、江淮を視て腴土と爲す。劉晏之に因りて、東南を輦して以て西北に供し、東南の民力殫く。垂れて千年に及びて、而も未だ稍も紓ぶるを得ず。嗚呼、朝廷既に以て外府と爲し、垂腴梁頤の官吏、亦、視て以て鹽場と爲す。耕夫・紅女、宵有り旦に匪ず、以て密罟の誅求に應ず。乃至、衣被の靡麗なる、口實の珍奇なる、苛細煩勞し、以て貧人の侈濫を聽く。舌より是れ出ずに匪ず、敢て勞を告げず。亦、將た孰か之を念はんや。漢より以上、吳・越・楚・閩は、皆、荒服なり。晉の東遷せしよりして、江淮の力始めて盡く。然れども唐より以前、姚秦・拓拔・宇文、唐より以後、朱溫より、以て宋の初に迄るまで、江南割據すれども、而も河雒・關中、未だ嘗て以て國を立つるに足らずんばあらず。九州の廣き、豈に必ずしも江濱海澨の漁獵す可きならんや。第五琦・劉晏の術を祖とする者、其人の・廉隅を惜み・鞭笞を畏れ・弋取するに易きに因りて、而して見て無盡の藏と爲

【一】垂腴はもと魚の下腹部のふくれたることにて、貪婪なるをいふ。韓詩外傳に、「鳥の美羽鉤喙なる者は、鳥、之を畏る。魚の侈口垂腴なる者は、魚、之を畏る。人の利口膽辭なる者は、人、之を畏る」とあるに本づく。梁頤はおとがひを垂れ動かすなり。亦、貪欲なるをいふ。周易頤卦初九に、「爾の靈龜を舍てて、我を觀て頤を榮る」とあるに本づく

【二】垂腴はもと魚の下腹部のふくれたることにて、貪婪なるをいふ。韓詩外傳に、「鳥の美羽鉤喙なる者は、鳥、之を畏る。魚の侈口垂腴なる者は、魚、之を畏る。人の利口膽辭なる者は、人、之を畏る」とあるに本づく。梁頤はおとがひを垂れ動かすなり。亦、貪欲なるをいふ。周易頤卦初九に、「爾の靈龜を舍てて、我を觀て頤を榮る」とあるに本づく

【三】宵有り旦に匪ずとは、夜業を爲すをいふ。

【四】密罟は目の細き網。細民に至るまで苛斂誅求せらるるに喩ふ。

【五】口實は飲食物をいふ。

【六】舌より是れ出ずに匪ず。詩小雅雨無正篇の語。

【七】敢て勞を告げず。詩小雅十月之交篇の語。

し、三吳を竭くして以て西北に奉ず。而して西北、之を坐食し、三吳の人、饘粥の食を給せず、抑も哺を上游に待つ。而して上游、三年の積無く、一たび水旱に罹れば、死徙相望む。乃ち西北は坐食の休を蒙り、而して民抑も之が爲めに富を加へざるは、豈に徒に天道の虧盈のみならんや。坐食して而して驕り、驕りて而して佚す。月に三釜の餐を倍にし、土に再易の力無く、陂堰、修めず、桑蠶、事とせず、先王の力を溝洫に盡くせるの良田を擧げて、命を旱蝗に聽き、而して捍救するを思はず。仍飢相迫れば、則ち夫は妻の骸を削り、弟は兄の肉を烹、其の彊き者は、弓を彎き馬を馳せて、以て行旅を殺奪し、而して猶ほ東南を睥睨し、勞人の・稻を采り蟹を剝くを妬むなり。誰か之をして然らしむる。偏に東南を困しめて以て西北を驕らする者の之を縱にするに非ずして、而して誰をか咎めんや。之を驕らせて・横ならしめ、之を佚して・惰ならしめ、貪欲、遂ぐ可ければ、則ち笑傲して以て自りて來る所を忘れ、供億して違あらざれば、則ち伎忿して而して狂興して以て逞しくす。其野人は惡舌暗噫して、以て羸懦の馴民を脅し、其士大夫は、氣涌き膽張り、恫喝して以て衣冠の雅士を凌ぐ。是に於て、國家、事無ければ、則ち中涓に依り、戚里に附きて、而して廉隅を惜まず。天下、虞有れば、則ち盜賊に降り、□□を戴きて、而して君父を知らず。何ぞ一として、東南を坐食する者

【一】上游は上流なり。

【二】釜は古の量の名。六斗四升を釜と曰ふ。我が國の五六升位。

【三】再易は一年耕して二年息むなり。

【四】力を溝洫に盡くす。論語泰伯篇の語。

の・猛に教へ虎を豢ひ・以て農をして農に非ず・士をして士に非ざらしめ、日に漸し月に靡し、波逝して而して回瀾する無からしむるに非ざらんや。冀土は、唐堯の勤儉の餘澤なり。三河は、商家の六百載奠安するの樂土なり。長安は、周漢の・久しく安くして而して長く治まる所なり。生、此に於て遂げ、教、此に於て敷く。一たび其儲侍の權を江介に移して、而して中原幾ど無實の士と爲る。第五琦、已むを得ずして偶、用ふるの害、遂に千載に延び、國の均を乗ること平かならず。何をか均平に非ずと謂ふ。方正の君子、大公を以て六合を宰するも、未だ以て五方を齊へて而して四海を綏んじ易からず。邵康節、猶ほ南を抑へて以て北を伸ぶ。亦、民情天化の變を審かにせざるなり。

(一) 治を未だ亂れざるに制し、邦を未だ危からざるに保ち、乃ち以て天子の大臣と爲す可し。易に曰はく、『其れ亡びなん、其れ亡びなん、苞桑に繋る』と。九四の捍禦の功は、上九の豫め防ぎて以て否を傾くるに足るに如かず。九五の亡びざるは、上九、之を繋げばなり。李長源、之に當る。其の肅宗と功臣の賞を議するや、官を以てする勿くして、而して封邑を以てせしむ。故に賊平きて、而も功を挾みて以て上に逼るの大

【一】肅宗、李泌と功臣の賞を議するとき、泌、官を以てする勿くして封邑を以てせよ、と曰ふこと、通鑑卷二百十九至德二載に載せ、泌が肅宗を諫めて、元帥を以て廣平王俶に授けて、建寧王倓に授くる勿からしむること、至德元載に載す。參照せよ。此章は此事を論じ、李泌が天子の大臣と爲す可きことを説くなり。

【二】周易否卦に、九四、命有れば咎無し、嚚、社に離く。九五、否を休む。其れ亡びなん、其れ亡びなん。苞桑に繋る。上九、否を傾く。先には否にして後には喜ぶ」とあり。

臣無し。此を之れ邦を未だ危からざるに保つと謂ふ。然らざりせば、則ち劉裕の、(三) 桓元を誅し、李克用の・黄巢を驅るが如く、社稷之に隨ひて以て傾きしならん。其の肅宗を諫めて、元帥を以て廣平に授け、建甯に授くる勿からしむるや、故に國儲定まりて而して人心一に、二王の兄弟の恩を全くし、骨肉の猜疑の釁を息む。此を之れ治を未だ亂れざるに制すと謂ふ。然らざりせば、則ち且に太宗の宮門流血の慘。(四) 元宗の太平の構禍の危きが如くならんとし、家國交、其傷を受けしならん。太原の起るは、秦王謀定まりて而して乃ち以て告ぐ。韋氏の誅は、臨淄、相王に告げずして而して行ふ。適に非ず長に非ずして、而して獨り大功を建て、變、宮庭に起り、高祖・睿宗、亦、之を如何ともする無きなり。君父の・適長を捨てて而して庶少に授くるに權を以てするに非ざるなり。肅宗をして元帥を以て建甯に授けしめば、則ち業に命を己に受くるなり。是れ他日の爭端、肅宗自ら之を啓くなり。乃ち肅宗の・建甯に命せんと欲するは、私寵の情有るに非ず、建甯の英果の姿、功を成すこと較や易きを以てなり。則ち當日の・賊を平ぐるの計を爲す者、固に帥を命するの宜を得、廷臣自ら以て允と爲す。乃ち長源、功を圖るの始に於て、豫め未だ有らざるの隙を計り、早く塗墍して以て其迹を泯し、之を一言に決し、而して亂萌永く塞がる。天子の・大臣有るを貴ぶ所の者は、唯だ此のみ。事已に舛ひ、禍已に生じて、始めて正を持して以て後に争ふは、則ち身を以て國家に殉すと雖

【三】桓元は桓玄なり。
 【四】元宗は玄宗なり。
 【五】塗墍。壁は仰ぎ塗る也。隙間を塗り塞ぐこと。

も、其佑を蒙らず。奚ぞ頼るに足らんや。且つ夫れ逆賊は必ず亡ぶるの勢有り。諸將は敵に克つ能有り。廣平は才、建甯に譲ると雖も、亦、深宮に豢養して、識知する所無き者に非ざるなり。元子の寵靈を假り、將士の先と爲れば、自ら、賊の死命を制す可し。建甯を待ちて而して始めて其任に勝ふる無し。長源、之を知ること審かなり。廣平、帥と爲り、兩京旋ぎて復す。亦、名義に拘りて以て大功を隳るに非ず。知深く慮遠く、道と相扶く。仁人の言、其利溥しとは、此の謂なり。故に曰はく、必ず是の如くにして而して後に、以て天子の大臣と爲す可きなりと。

援を夷狄に借り、之を導きて以て中國を蹂躙らしめ、因つて、乗じて以て□□せしむるは、其の失策たること疑無きなり。然れども異なる者有り。情事殊にして而して禍の淺深も亦別なり。唐の高祖、突厥の用ふ可からざるを知り、特に梁師都・劉武周の黨を孤にするを以て、已むを得ずして劉文靜の策に従ひ、而して借る所の者、僅に五百騎のみ、未だ嘗て假りて以て敵を破らざるなり。故に乍ち屈すれども而も終に伸ぶ。渭上の役に、太宗能く數騎を以て之を卻く、突厥、我の彊きを知り、而して挟みて以て逞しくす可き無きなり。故に其禍尤も輕し。石敬瑭、妄に大位を干し、甘心して虜に臣たり、以て其

【一】 肅宗が僕固懷恩をして援を回紇に請はしめ、因つて西域の城郭諸國を脅して兵を徵して入りて助くること、通鑑卷二十八至德元載、卷二十九至德二載に出づ。參照せよ。此章は此事を論ずる也。

欲を逞しくす。後唐を破滅する者は、皆、契丹の力なり。其冊命を受け、附庸の天子と爲る。宋の金を借りて遼を亡ぼし、元を借りて金を亡ぼすと、胥、鼻息を匪類に仰ぎ、以て其濡沫を分つ。則ち彼已に我の存亡生死を操り、而して唯だ其の呑吸するままなる者なり。故に其禍尤も重し。肅宗、朔方の衆を用ひて、以て賊を討じ京を收め、乃ち唯だ勝たざらんことを恐れ、僕固懷恩をして、援を回紇に請はしめ、因つて西域の城郭の諸國を脅して、兵を徵して入り助け、而して原野之が爲めに蹂躙せらる。杜甫の、天驕を絶たんと擬する花門蕭瑟の詩を讀めば、其の大防を亂して而して生民を虐ぐることを、禍亦棘かなり。是に嗣ぎて、吐蕃を連ねて以て入寇し、天子之が爲めに出奔し、害幾ど救はれざらんとす。然れども京を收むるの役に、回紇は血戰の功無く、一に皆、郭汾陽の獨力なり。唐は固に未だ嘗て全く回紇を恃み、身を屈し地を割きて以て命を待たざるなり。則ち敬瑭に愈ること遠し。自つ立つ者の存する有るなり。其時を夷考す

【二】 濡沫は些少の餘澤をいふ。莊子大宗師篇に、「魚相與に陸に處り、相呂するに濕を以てし、相濡はすに沫を以てす」とあるに本づく。

【三】 天驕を絶たんと擬する花門蕭瑟の詩とは、杜甫の留花門をいふ。

【四】 郭汾陽は即ち郭子儀なり。

【五】 夷考は平かに考ふる也。公平に考察すること。

【六】 禹首は順首なり。

るに、西京、陥れられ、而して祿山、雒に留まり、敢て關に入らず、孫孝哲・安守忠・李歸仁・張通儒・田乾眞の流、日夜、酒を縱にし宣淫して、而して戰志無く、民財を搜索す。人、皆、怨憤し、禹首して以て王師を望む。薛景僊、賊を扶風に破り、京西の威、已に畿内に振ひ、豪傑、賊を殺し

て官兵に應ずる者、四に起る。肅宗既に朔方の衆を糺し、河西・安西の旅を兼ね收め、以て潰えんと欲するの賊に臨む。復た何ぞ回紇に藉る所ありて而して後に敢て東嚮せんや。此れ其故、二有り。皆、情勢の窮まり、慮、遠大に及ぶ能はざるなり。其一は、天寶より以來、邊兵の外に強くして、幽燕・河北と並び峙つ可き所の者は、唯だ王忠嗣の朔方に在るのみ。元宗自ら其輔を削り、忠嗣を奪ひて而して之を廢す。忠嗣の餘威を奉じて、西陲を收拾する者は、哥舒翰なり。翰、祿山に屈せられ、而して病と稱して閑居す。朔方の勢已に振はず、既に且つ盡く之を撤して以て潼關を守り、而して賊に陥没す。郭・李、節鉞を分つと雖も、兵備已に朽し。同羅叛き歸り、

【七】元宗は玄宗なり、下同じ。

又、項背を扼して以て東下の肘を掣す。故に郭・李、志は堅しと雖も、名は盛なりと雖も、而も軍孤に且つ弱く、賊勢を未だ灰せざるに壓するに足らず。陳濤の敗、繼ぐに清渠を以てす。専ら房瑄を咎めて、而して汾陽の嚮ふ所前無しと謂ふを得ざるなり。其の弱きを致すの繇を推すに、元宗、計を前に失し、肅宗、遽に後に振ふ能はず、積弱乍ち興り、回紇に資りて以て士氣を壯にして而して賊膽を奪はざるを得ず。其勢然るなり。其一は、肅宗已に鳳翔に至り、諸軍大に集まる。李泌、安西・西域の兵を分ちて塞に竝ひて以て幽燕を取らんと欲す。其計をして行はれしめば、則ち唐の世を終るまで、河北の跋扈の禍、永く消せしならん。而して肅宗、從はず、急に回紇を用ひて、疾く長安を收むるは、功に居り位を固くするに稍も待つ能はざるを以てなり。其言

に曰はく、「晨昏の戀に切なり。久しく待つ能はず」と。徒に飾説なるのみ。南内に幽居し、父幾ど官豎の手に死せんとし、猶ほ曰はく、「功、社稷に在り」と。晨昏の語、將に誰を欺かんとするか。蓋し其時、上皇、蜀に在り、人心猶ほ故君を戴き、諸王、節制の命を分ち、元宗且つ固志無く、永王璣已に琅邪東渡の雄心有り。肅宗若し疾く西京を復するの大勳無く、西隅に孤處し、天下と縣隔し、海岱・江淮・荆楚・三巴、分れ峙ちて起り、高材捷足、先づ、賊を平ぐるの功を收めば、區區たる適長の名、未だ以て天下を彈壓するに足らざるなり。故に唯だ功の速かに收まらざらんことを恐れ、而して日暮れ倒行して、回紇に屈媚し、其蹂躪を縱にし、但だ效を崇朝に奏せしむ。奚ぞ他を恤ふるに違あらんや。決して燉煌王を遣はして以て質と爲し、而して辱を虜帳に受く。其情然るなり。乃ち勢を以て之を言へば、朔方の軍は、弱しと雖も、賊も亦散處して勢分る。諸軍を統べて長安に嚮ふ者は、凡そ十五萬にして、回紇は六千なるのみ。之を卒ふるに、力戦して以て賊を破る者は、回紇に非ざるなり。固に、石敬瑭の全く契丹を恃み、童貫・孟珙の僅に虜の後に隨ふに愈れるなり。故に回紇、敢て睥睨して而して之に乗じて以て中國を奪はず。唯だ其情の已に私するのみ。則ち回紇を奉じて以て人を制するは、高祖の突厥を假れども而も實は用ひざる者と殊なり。是を以て、原野、其荼毒を受け、而して僕固懷恩且つ之を挾みて以て入りて寇難を爲す。汾陽の威信の能く疆夷を服するに非ざりせば、唐

【八】晉の琅邪王睿、建業に於て位に即く、即ち元帝なり。

【九】口は夷の字なるべし。

も亦殆かりしならん。故に□を用ふる者は、未だ禍を免るる者有らず。之を用ふること重軽有り、而して禍に深淺有るのみ。其本原を推せば、劉文靜、實に厲階を爲し、僅に危亡を免れ、且つ愚夫の・滅を取るの嚆矢を爲す。亦悲しからずや。

父に事ふるに資りて以て君に事へ、而して敬同じ。但だ敬を言ふや、則ち臣の・君に事ふる者を以て父に事へて可なり。乃ち抑も曰はく、『父に事ふるに資りて以て母に事へ、而して愛同じ』と。愛、母に同じくば、奚ぞ徒に道の必ず盡くすのみならん、抑も亦志の必ず従ふなり。飲食男女、閉するを得る所に非ざるなり。豈に君に事ふる者を以て父に事ふ容けんや。難きを君に責むるは、敬の大なる者なり。善を責むるは、恩を賊ひ愛を傷ふの尤なる

【一】通鑑卷二百十九唐肅宗至德元載、時に張良娣、李輔國と相表裏し、皆、李泌を惡む。建寧王倓、泌に謂ひて曰はく、「先生、倓を上に出せ、臣子の效を展ぶるを得しむ。以て徳に報ゆる無し。請ふ先生の爲めに害を除かん」と。泌曰はく、「何ぞや」と。倓、良娣を以て言を爲す。泌曰はく、「此人の子の言ふべき所に非ず。願はくは王姑く之を置け。以て先と爲す勿かれ」と。倓、從はず。至德二載、建寧

王倓、數、上の前に於て、二人の罪惡を詆訐す。二人、之を上に請ひて曰はく、「倓、元帥と爲るを得ざるを恨み、廣平王を害せんと謀る」と。上怒り、倓に死を賜ふ。是に於て、廣平王倓及び李泌、皆内に懼る。倓、輔國及び良娣を去らんと謀る。泌曰はく、「不可なり。王、建寧の禍を見ずや」と。倓曰はく、「竊に先生の爲めに之を憂ふ」と。泌曰はく、「泌、主上と約有り、京師を平ぐるを俟ち、則ち去り

て山に還らん。庶はくは患を免れん」と。倓曰はく、「先生去らば則ち復愈々危からん」と。泌曰はく、「王は但だ人の子の孝を盡くせ。良娣は婦人なり。王、委曲に之に従はば、亦何ぞ能く爲さん」と。此章は此事を論するなり。父に事ふるに資りて以て君に事へ、而して敬同じ。孝經の語。父に事ふるに資りて以て母に事へ、而して愛同じ。亦孝經の語。

者なり。此に至りては、則ち臣の・君に事ふる者を以て父に事ふれば、不孝に陥り、以て天性を傷ひ、辱死、身に及びて、而も以て其愆を贖ふに足らず。均しく一事なり。君父、過有り、臣、之を諫むれば、則ち納るる者、十の三四なり。納れずと雖も、而も施すに刑殺を以てせざる者、十の五六なり。暴君に遇ひて戮せられ殺さるるは、十の一二なるのみ。抑も死すと雖も、而も終に・其忠を失はず。子は則ち然らず。子諫めて而して父納るるは、至仁大聖に非ざるよりは、百に一をも得ず。況んや寵妾・媚子、君の溺愛する所にして、位相逼り、勢相妨げ、情相奪ふをや。豈に人の子の能く其樂括を施す所ならんや。申生、君の・驪姫に安んずるの故を以て、辯するに忍びずして而して死す。君徳失ひ、宗社危くして、而も君が其寵妾を失ふに忍びざるの情を以て、其煽惑に任せ、瘖死して言無し。臣にして而も此の若きは、則ち臣に非ざるなり。臣は難きを責むるを以て敬と爲す者なり。子の・父に事ふるは、愛敬並び行はれ、而して敬は愛に繇りて起り、牀第の歡、私昵の癖、父安んずれば之に安んぜざるを得ず。臣道を以て自ら居るに忍びんや。徒に禍の己に及ぶのみに非ず、而して父を陥るるに不慈を以てするなり。言へども而も未だ聽く者有らざるなり。争へども而も未だ能く勝つ者有らざるなり。徒らに無益を爲して、以て死亡を召く。庸詎ぞ一朝の忿に非ざらんや。肅宗、方に軍中に在り、而して張良娣、護庇を以て嬖せられ、李輔國に黨して以て政を亂る。

【三】晉の獻公が太子申生を殺すこと、左傳僖公四年に載す。【四】瘖死は言はずして死するなり。

李長源、之を惡み、建甯王倓も亦之を惡む。嗚呼、良娣は容る可からずと雖も、豈に倓の惡むを得る所の者ならんや。長源は臣の道の正を秉りて以て君を匡す。倓は子の道の常に違ひて以て父に逆ふ。故に肅宗、良娣に惑ふと雖も、輔國、機械を伏して以て長源を害せんことを求むと雖も、而も終に恩禮を保全し、悠然として以て去る。倓に於ては則ち蒙へるを發き落つるを振ふがごとく、之を死に擠し、而して肅宗、槐木の悲を生せず。其道異に、其情殊に、其得失同じからずして、而して其禍福も亦別なり。豈に爽ふ有らんや。小弁の怨の、君子たるを害せざる所以の者は、幽王、忠直拂弼の臣無く、而して平王の傳も亦、徒に己が誣を訴へて、褒姒の惡を斥せざればなり。此の時に當りて、肅宗は、長源に任ずるに腹心を以てし、長源は業に良娣の怨を恤へて以て與に成敗を争はず。則ち倓は規正の責を長源に授け、而して情を平かにして以て靜に聽く可し。乃ち良娣を殺して以て長源の爲めに效さんと欲するは、已だ愼ならずや。相激して而して父を陷るるに子を殺すの大惡を以てするは、自ら之を貽るなり。惜む所の者は、長源が倓に於ける、投分淺からざるに、而も固く倓を諫むるに人の子の職に安んずるを以てする能はず、倓死し、乃ち追悔して而して廣平の忿怒を力止し、他日に至りて、涕泣して以て倓の冤を

【五】 槐木は癭腫して枝幹無き木なり。詩小雅小弁篇に、彼の壞木の、疾みて用つて枝無きに譬ふ。心の憂ふる、寧ぞ之を知る莫きとあり。壞木は即ち槐木なり。

【六】 小弁は周の幽王を刺る詩にして、太子(即ち後の平王)の傳これを作りしなり。小弁の怨の、君子たるを害せざることを、孟子告子下篇に、孟子の辨有り。

【七】 李泌が肅宗に對して倓の冤を訟ふること、通鑑卷二百二十至德二載に載す。

詔ふるも、亦、已に晚きなり。豈に倓の剛愎にして、與に深く言ふ可からざるか。然らずんば則ち長源は善く人の父子兄弟の間に處し、功屢著はるるに、而も徒だ倓に於て之を失ふは、抑も又何ぞや。

(一) 肅宗、上皇に表請して、自ら東宮に還りて人の子の職を修めんことを求む。其飾詞なりと雖も、亦、子の道の常なるのみ。而して李長源、元宗の 嗚然たるを料る。果して、後復して進まず。羣臣の 就養の表を得て、而して後に欣然として道に就く。抑も何ぞ此に至るや。之を言ふは必ず其事の如くするなり。之を事とするは必ず其心の如くするなり。君子の以て誠を立てて而して物を動かすは、然らざる者有る無きなり。然れども時有りてか、以て天下の人に交はるに、猶ほ之を出すに遜讓を以てし、之を飾るに文詞を以てし、抑も以て難容謙挹の度を昭かにして、而して直情徑行草野倨侮の惡を遠ざく。君臣・朋友・賓主の間、蓋し亦、其の用ふ可きを選択して而して之を用ふるなり。獨り父子の際に至りては、固に此を容るる所無きなり。幼にして、哺するに乳を以てするに、未だ嘗て乳を譲らざるなり。長じて、食はするに食を以てするに、未だ嘗て食を譲らざるなり。壯にして、授くるに、未だ嘗

【一】 肅宗、上皇に表請して、自ら東宮に還りて復た臣子の職を修めんことを求め、李泌、之を非とし、請ひて、群臣の賀表を爲り、聖上、晨昏を思戀す、請ふ速かに京に還りて以て孝養の意を就さしめよと言ひ、中使を發して表を奉じて蜀に入らしむ。上皇乃ち京に歸る。事は通鑑卷二百二十至德二載に載す。參照せよ。此章は此事を論ずるなり。

【二】 嗚然とは違戻する貌。

【三】 就養は孝養を就すをいふ。

【四】 室は妻をいふ。

て室を譲らざるなり。天性自然の愛、欺くに忍びざるなり。欲す可き者は之を欲し、得可き者は之を得、誠を以て請ひ、誠を以て受く。天子は尊しと雖も、天下は大なりと雖も、亦、將に徹せんとするの卮酒豆肉のみ。父は猶ほ父なり。子は猶ほ子なり。之を奪ふも怨むるに非ず。之を予ふるも恩に非ず。父母にして而も之を賓客とするは、豈に復た人の心有らんや。肅宗の自ら靈武に立つは、其の正道なること固よりなり。天下は欺く可からず。而して尤も・自ら其心を欺き・以て上其父を欺く可からず。僞りて辭讓を爲し、以て天下に告ぐるも、人、亦、孰か之を諒とせん。乃ち拜表して奉迎するの日・悲歡交、集まるの頃に於て、飾説を爲して以て父に告ぐるは、此れ何の心ぞや。賊未だ破られず、京未だ收まらず、寸功、社稷に見はれざるときは、則ち大位に居りて、而して疑はず。已に賊を破り京を收め、**【五】**飲至は、古者、戰勝ちて歸りて宗廟に飲むなり。**【六】**元宗は玄宗なり。下同じ。至し功を論じ、南面の尊を正し、乃ち曰はく、『退きて東宮に就かん』と。大位を已に上皇と稱するの老父に歸さんか。肅宗の此を爲すや、元宗の・位を失ひて怏怏たるの情を探りて而して之を制するなり。若し『吾、位を避くるを欲せざるに非ざれども、而も天命已に去り、人心已に解く。父、且つ・羞を含み衆に拂りて以て復た大寶を貪る能はず。其不平の氣を折服し、而して口を箝し志を戢めて以て敢て復た他無からしむるなり』と曰はば、嗚呼、天理滅び、人心絶ゆるなり。元宗固より曰はん、『彼已に自ら立ち、而して復た此辭を爲す者は、父を以て我を待たずして、而して相敵する

の情を以て相制するなり。心、測り匡きなり』と。司馬懿、病と稱して以て曹爽に謝し、唐の高祖、款を輸して以て李密を推す。其後、竟に之を如何せしか。尚ほ能く憂を忘れて以て寢食を安んせんや。不孝の大なる者は、情を匿して以て相脅すよりも甚だしきは莫し。故に自ら立つの罪は原す可きも、而も東宮に就かんと請ふの惡は、追る可からず、**【七】**鄴侯は李泌なり。ざりせば、則ち南宮の禁錮は、他日を待たず、且つ自ら成都に斃れしめしならん。惡尤も衛軫よりも烈なり。羣臣の表至る。元宗乃ち曰はく、『今日、天子の父と爲り、乃ち貴し』と。其の復た天子と爲るを願はざるを明かにして、而して自ら其餘年を保つ所以なり。悲しいかな。

【一】張巡、生を捐て國に殉し、血戦して以て江淮を保障す。其忠烈功績、固に顔杲卿・李澄の上に出づ。尤も張介然の流の企て望む可き所に非ず。賊平ぎて、廷議褒録す。議者、人を食ふを以てして、之を誦けんと欲す。國家、節を崇び功に報ゆる、自ら恆典有り。之を誦くるは非なり。議者、已た苛なりと爲す。然りと雖も、其の人を食ふや、之を不仁と謂はざるは不可なり。李翰、之が辯を爲して曰はく、『數百人を損して、以て天下を全くす』と。損すとは、其死を恤へざるは則ち可なり。

之をして死を致さしむるは則ち可なり。之を殺し、之を禱し、斃みて而して之を吞むは、豈に損の謂ならんや。夫れ人の・人を食ふに忍びざるや、之が理を求むるを待ちて而して始めて其の不可なるを知るにあらざるなり。固に言を聞きて而して心悸き、遙に想ひて而して神驚く。此に於てして忍ぶれば、則ち必ず人に非ずして而して後になり。巡は抑も幸にして城陥り身死す。食ふ所の者と與にして俱に亡ぶるなるのみ。如し人を食ふの後、救且つ至り、城且つ全く、功を論じ賞を行ひ、尊位重祿、得て辭せず、紫衣金佩、赫奔として顯榮ならしめば、斯時に於てや、筋を齧み骨を噬むの慘を念はば、又、將に何の地にか以て自ら容れんとするや。孤城を守り、外救を絶ち、糧盡きて而して餓うれば、君子此に於て唯だ一死のみにして而して志事畢る。臣の君に於ける、子の父に於ける、自ら致す所の者、死に至りて、而して以て加ふる蔑し。此を過ぐるは、則ち愆尤の府なり。適に以て仁を賊ひ義を戕ふのみ。城の存亡を論ずる無きなり。身の生死を論ずる無きなり。必ず不可なる所の者は、人相食ふなり。漢末に餓賊起りて而して禍始めて萌し、隋末に朱粲起りて而して禍乃ち烈なり。然れども事は盜賊に出づ。人心有る者、皆、之を惡みて、而して效ふに忍びず。忠臣烈士、亦、馴習して以て故常と爲さば、則ち後世の・功を貪り賞を幸ふ者、且に以て師と爲さんとし、而して惡、萬世に流れん。哀しいかな。張巡の若き者は、唐室の褒む可き所にして、而して君子の言ふに忍びざる所なり。李翰、游辭を逞しくして以て狂瀾を導く。吾滋懼る。

史思明降りて而して復た叛くは、肅宗、烏承恩をして陰に之を圖らしめ、而して阿史那承慶に鐵券を給し、以て其黨を離さしめ、事覺はれて而して其反を速きしなり。謀の賊からざる、祇に以て亂を速く。然りと雖も、亂は自ら速くなるのみ。即し然らずとも、思明は豈に過を悔い自ら新にし、臣服に終る者ならんや。張鎬の策、李光弼の請は、過計に非ざるなり。安慶緒、思明を圖らんと欲す。耿仁智、烏承玘、其の危み疑ふに乗じて、而して之を誘ひて以て降る。時に慶緒、鄴城を孤保し、亡びざることを綏の如し。思明既に其の己を圖るを甚み、抑も其の必ず亡ぶるを料り、姑く・自ら全くするの計を爲し、兩端を持して以て罽を觀る。其の特む可からざるや、亦、較著なり。慶緒の心は、既に解く可からざるの仇に非ず、數、易はるを難しとする無し。而して唐室の君臣、東京を復し、而して志、己に滿ち、回紇歸り、子儀弱く、威力、以て河朔に及ぶに足らざること明かなり。思明、何の憚る所あり、復た何の敵する所ありて、而して己に張るの爪距をもて、耳を弭れて柙を受けんや。曠歲、北伐の師無く、思明の目に己に唐無し。反せずして何をか待たん。賊を討するは易く、亂を平ぐるは難し。賊を誘ひて己に降すは易く、賊の降を受くるは難し。能く降を受くる者は、必ず其力以て賊を殲すに足りて、而して姑く其歸順を容る者なり。威は制するに足らず、徳は懷くるに足らず、賊は降を以て己に餌し、己は降を受くるを以

【一】史思明、唐に降り、肅宗、烏承恩をして陰に之を圖らしめ、而して阿史那承慶に鐵券を給して、思明の黨を離さしめ、事覺はれて、思明、唐に叛くこと、通鑑卷二百二十乾元元年に載す。参照せよ。此章は此事を論ずるなり。

て賊に餌するは、方に降るの日、即ち其の餘力を養ひて以て一旦に決起する者なり。高位厚祿温言重賜の能く撫する所に非ざるなり。粟を輸し金を輦し屯聚に安插するの能く戢むる所に非ざるなり。深謀秘計をもて兵を分ち黨を散ずるの能く制する所に非ざるなり。誠に吾の其降を致す所以の者何如を視るのみ。重兵以て之に臨み、屢挫きて其魄を奪ふこと、諸葛公の孟獲に於ける、岳鵬舉の羣盜に於けるが如くにして、而して後に、開くに自ら新にするの路を以てし。而して反復の心を萌さざる可し。故に肅宗の失は、鄴侯の策を聴かざるに在り。塞に竝ひて以て幽燕を攻め、諸賊をして據る可きの穴を失ひ、魂、奔竄に銷せしめ、而して後に、其歸命の忱を受け、薄か其將を録し、其兵を解散せば、乃ち以て降を受けて而して永く其亂を綏んず可し。此を失ひて、圖らず、遽に狂瀾を挽きて以て壑に歸さんと欲するは、庸ぞ得可けんや。鄴侯、國を去り、兵、謀主無く、郭李の威、一戰に盡く。思明再び河北に叛き、終に唐に歸せざるは、但に烏承恩の謀淺く、李光弼の計左へるのみに非ざるなり。梁武の威は、以て侯景を壓するに足らず。唐肅の威は、以て思明を制するに足らず。寇を養ふと亂を激すると、均しく失策と爲す。張鎰は能く先づ知ると雖も、亦、將た之を如何せんや。嚮に承恩の計をして行はれしめ、承慶と共に思明を斬るも、而も承慶・承恩、又、一の思明なり。數、叛くの人、其繼を保せず。愈疑ひて愈紛れ、愈防ぎて愈潰ゆ。河決して而して之を塞

【一】 岳鵬舉は宋の岳飛なり。
【二】 鄴侯は李泌。
【三】 梁の武帝は寇を養ひ、唐の肅宗は亂を激するなり。

ぎ、癰潰えて而して之を斂むるは、其の亡ぶること速かなり。

(二) 將と兵とは必ず相得るなり。兵、其將に宜しからざるは、弱に非ざれば則ち誣る。唐の節度使死すれば、因つて軍中の立てんと欲する所の者を察して之に授くるは、亦、未だ過と爲さざるなり。其事、肅宗が平盧を以て侯希逸に授けしより始まる。是に於て、唐の權下に移り、其世を亂に終へ、而して國以て亡ぶ。蓋し人君の心は、洞然として昭示し、天下をして共に見しむ可き者有り。雄猜なること曹孟徳の如しと雖も、而も亦隠す所無し。之を藏すること密に、之を慮ること熟し。一旦に決して、而して天下測る莫き者有り。(三) 孔子の・郈・費を墮つと雖も、亦、未だ嘗て人に示すに墮たんと欲するの志を以てせず。人を疑ふに非ず、信の己に在る者深きなり。唐の中葉、節度使は、各、其兵を有し、而して天子の能く左右する所に非ざること、其勢成れり。三軍の志を察し、其の戴かんと願ふ所の者を立て、軍をして將に效し、將をして國に效さしむるは、亦、已む容からざるの勢なり。漢高が旦に馳せて營に入

【一】 通鑑卷二百二十唐肅宗乾元元年、平盧節度使王玄志薨す。上、中使を遣はし、往きて其將士を撫し、且つ就きて軍中の立てんと欲する所の者を察し、授くるに旌節を以てせしむ。高麗の人李懷玉、裨將たり、玄志の子を殺し、侯希逸を推して平盧軍使と爲す。希逸の母は、懷玉の姑なり。

故に懷玉、之を立つ。朝廷因つて希逸を以て節度副使と爲す。節度使、軍士の廢立に由ること、此より始まる。此章は此事を論ずるなり。此事に就きては通鑑にも司馬公の論あり。參照せよ。
【二】 孔子が郈・費を墮つこと、左傳定公十二年に載す。

り・韓信・張耳の軍を奪ふを以て行ふ可き者に非ざるなり。惟だ然れども此意は、將と兵とをして之を知らしむ可けんや。軍に帥有り、偏裨有り。帥死して、而して偏裨の任す可きと否とは、以て豫め知る可からざる者に非ざるなり。其の忠たり、逆たり、智たり、愚たり、寛たり、嚴たること、天子と大臣と、之を辨ずること、審かにして、而して之を慮ること早ければ、則ち帥一たび死して、而して赫然として、軍中の奉せんと欲する所の主を以て、授くるに節鉞を以てし、而して其陳請を待たざれば、則ち帥既に其特恩に感じ、兵も亦其夙斷に服す。既に其の明かに萬里を見るの威を憚り、復た其の實に我が心を獲るの徳に懷き、桀驁有りと雖も、敢て搆貳を生せんや。天下は此數鎮に止まり、鎮の偏裨は此數人に止まるに、天子・大臣、曾て其可否を察せず、而して迫るを待ちて以て之を羣小に詢らんや。劉後主の闇なるや。猶ほ能く李福をして帥を諸葛方に病むの日に問はしむ。祭遵・來歙が倉卒に死するが若きも、而も兵柄、歸する有り。尤も事に先だちて以て不測を防ぎ、其計定まれり。惡んぞ三軍の任を懸け、搖搖として、付する所を知らず帥死して、而して後に、軍中に就きて以て用舎を謀る有らんや。又況んや遣はず所の者は奄人にして、賄賂行はれ、威權替るるをや。李懷玉、其姦を逞しくするを得、而して唐、天子無く、亂を養ひて以て亡ぶるに垂なんとす。寄生の君、尸祿の相、與に爲す有るに足らざること久し。將、材有れども、而も知る能はず、軍、情有れども、而も得る能はず、浸く・軍中に問はずして自ら

【三】搖搖は安定せざる貌。

予奪を爲さしむれば、其の亂を召くこと尤も速かなり。大權を操る者は、一旦の能に非ざるなり。

安史の滅ぶるは自ら滅ぶるなり。互に相殺して而して四賊夷ぐ、唐、之を俘馘する能はざるなり。前の・兩京を復し、後の・東都を收むるは、皆、其敵に乗じて、而して回紇の力に資り、李郭も亦、時に因りて以て大勳を取り、血戦の殊勞有るに非ず。戦功を以て論すれば、李光弼、其智勇を奮ひ、敵に克ち勝を制するの功、郭に視ぶれば多しと爲す。郭は則ち一たび清渠に敗れ、再び相州に潰え、功尤も誦す。然れども唐の社稷の臣と爲り、天下、倚りて以て重輕し、後世、得て議する無きは、又、豈に徒らに虚譽を徵めんや。天下の重きに任ずる者は、其情を平かにして以て物の順逆に聽せ、而して意を挾みて以て自ら勝に居らざるよりも大なるは莫し。此れ唯だ古の・道を知る者のみ之を能くす。故に詩に周公の徳を稱して、『赤烏几』と曰ふ。其志定まりて而して土に於て皆安んずるを言ふなり。夫れ天下を己に攬るの心有れば、其心危し。天下を疑ひて而して自ら任ぜざるの心有れば、其心諛なり。心は、中に藏すれども而も揜ふ可からざる者なり。中に藏すれども、而も固に・揜ふ可からず。故に天下、皆、之を見、而して思ふと斁ふと、疑ふと信すると、之に報ゆるに爽はざるを以てす。汾陽は、翹關に米を負ふを

- 【一】 此章は、郭子儀の戦功は李光弼に劣れども、而も社稷の臣たる所以を論するなり。
- 【二】 李郭は李光弼・郭子儀なり。
- 【三】 赤烏几。詩爾風狼跋篇の語。
- 【四】 汾陽は郭子儀をいふ。

以て家より起り、而して暗に道と合す。其の天に得る者は、三代以下、之と倫する莫し。能く任ずるや、則ち讓る能はず。所謂豪傑の士なり。韓信・馬援、是のみ。能く讓るや、則ち任ずる能はず。謂はゆる身を保つる哲なり。張子房・李長源、是のみ。汾陽は、位の崇替・權の去留・上の疑信・讒佞の起滅・乃至功の成ると成らざるとに於て、俱に至れば則ち之を受け、受くれば則ち之に任じ、而して心を其間に容るる所無し。情至つて平かなり。而して天下、其の爲す所を測る能はず。山に破陀有れば、則ち其峯の起伏を測り、水に灘積有れば、則ち其波の回旋を測る。平平蕩蕩として、高無く下無く、曲無く奇無し。而して物惡んぞ從ひて之を測らんや。天下、既に共に之を見て、而も終に之が大なるを測る莫きかな。平情の用たるや、四海、其度中に在り、賢不肖・萬殊の情、其範圍に歸す。相州の師潰え、汾陽の威名既に損し、魚朝恩の讒行はれ、肅宗、其兵柄を奪ひて李弼光に授く。數年の内、光弼、元帥を以て重兵を繼し、力を中原に戮せ、將に汾陽に駕して之に上らんとするが若きなり。乃ち許叔冀、汴州に叛き、劉展、江淮に反し、段子璋、梓州に反し、楚州、李藏用を殺し、河東、鄧景山を殺し、行營、李國貞・荔非元禮を殺し、内亂濫起し、此に撲てば彼に興る。寶應元年、汾陽、王爵を受け、諸道の行營に知たるに迨びて、天下帖然として、内既に甯くして、而して外自ら戢まる。史朝義は、釜釜魚の游にして、以て日を終ふる能はず、血戰の功を待たざるなり。嗚呼、是れ豈に光弼の智勇の能

【五】 身を保つるの哲。詩大雅烝民篇に「既に明且つ哲、以て其身を保つ」とあるに本づく。

く及ぶ所ならんや。漢・魏以下の將相大臣の能く天下に得る者ならんや。董卓は以て漢を亡ぼすに足らず、漢を亡ぼす者は關東なり。桓元は以て晉を亡ぼすに足らず、晉を亡ぼす者は北府なり。黃巢は以て唐を亡ぼすに足らず、唐を亡ぼす者は汴晉なり。然れば則ち安史は唐の憂に非ず、而して時に乗じて以て濫起する者、鹿、誰の手に死するかを知らず。汾陽一たび出でて而して天下熄む。其の威を建つるや、王元振四十餘人を斬るに過ぎざるのみにして、天下敢て復た亂るる莫し。唯だ其れ平情にして、以て權勢の去來するに聽せ、爲す可ければ則ち爲し、爲す可からざれば則ち止む。坦然無我の大用、人、意を以て之を揣れども、而も其要領を得る能はず。又、孰か其の其心に因りて而して物に因り、以て寵辱の固然を受くる者なるを知らんや。僕固懷恩は亂人なり。張用濟、光弼を逐はんと欲す。而して懷恩曰はく、「鄴城の潰ゆるや、郭公先づ去れ

【六】 桓元は桓玄なり。
【七】 張用濟云の事は、通鑑卷二百二十一乾元二年に載す。
【八】 主に安んじ仁に教くは、周易繫辭傳の語。

り。朝廷、帥を責む。故に公の兵を罷む」と。咎を引き以て衆心を安んず。何ぞ其の君子の言に似たるや。公が土に安んじ仁に教くして、凡凡の度を捨てず。羣心に淪浹するに非ずんば、懷恩詎ぞ以て此に及ぶに足らんや。人臣の義、國を憂ふること家の如きは、性の節なり。社稷の任己に在りて、而して辭す可からざるは、道の任なり。忠貞に篤き者、汲汲として以て濟るを謀り、而して勢調し力沮めば、則ち必ず不平の情有り。此意一たび中に發すれば、必ず外に動き、天下乃ち争ひて功

名に驚せて、而して其忠順を忘れ、姦人、之に乗じ、亂因つて以て起る。唯だ竝に功を立て主を匡すの情を取りて、夷然として之に任じ、而して必を物に取るの念無く、以て天下と氷融け風霽るるの宇に相見え、爲す可き者は爲さざる無ければ、則ち桀驚不軌の徒有りと雖も、亦、氣折け心灰して、而して敢て動かす。不言の言、無功の功なり。回紇、之を稱して『大人』と曰ふは、允なり。其れ大人たるなり。光弼の忠勇の、公に下らざるを以てして、而も天下、其祐を蒙らず。兩將相衡れば、度量較然たり。

(二) 孤臣・孽子、疾疾を歴て而して憤り興る。然りと雖も、亦、其人に存するのみ。侷僮不平の姿を抱く者、安樂なれば以て驕り易く、憂危なれば乃ち以て惕る。則ち晉の重耳・越の句踐是のみ。其の然らざる者は、氣折くれば則ち神益昏く、心危ければ則ち志益溺る。輕車に駕し康莊を馳せしむれば、猶ほ鞭を折り載を輪を免るるなり。中宗、房州に幽辱せられ、因つて韋氏と暱みて以て自ら安んじ、而して韋氏に制せられ、身、戮と爲り、國幾んど喪びんとせしは、固より道ふに足る無きなり。肅宗の明、能く李泌に任じ、其斷能く廣平に倚り、

- 【一】 李輔國、命を矯めて上皇を西内に徙し、高力士等を竄逐す。上皇懼ばず。上、輔國を誅せんと欲すれども、其の兵を操るを畏れて決せず。事は卷二百二十一唐肅宗上元元年に載す。參照せよ。此章は此事を論するなり。
- 【二】 晉の重耳は即ち文公なり。
- 【三】 康莊は大道なり。五達を康と爲し、六達を莊と爲す。
- 【四】 載を輪る。輪は墜るなり。詩小雅正月篇に、「載ち爾の載を輪る」とあり。

寵樂を廢せずと雖も、而も淫荒の癖無し。是れ與に爲す有る可き者に殆し。其の東宮に在るや、李林甫・楊國忠の離間する所と爲り、廢せられて死せざりしは、幸なるのみ。靈武草創し、行間を履むこと數年、賊、外に逼り、援、内に孤なり。亦、憂患と相終始し、險阻備に嘗むる者と謂ふ可きなり。而して既に西京に歸り、賊を討するの功、方に將に緒に就かんとするや、茶然として委順し、悍妻に制せられ、家奴に迫られ、兵を難し父を劫し、別宮に囚處せしめ、唯だ其の爲す所のままにして、之を能く禁する莫し。乃至、面を蒙り心を喪ひ、李輔國を慰めて曰はく、『卿等、微を防ぎ漸を杜ぎて、以て社稷を安んず』と。天倫泯絶すること、此の若きの酷なるは、豈に其れ果して梟獍の心有らんや。輔國の六軍を難し、禍將に己に及ばんとするを畏れ、而して姑く以て自ら全くするのみ。蕭華を黜け、元載を相とし、子儀を罷め、乃至、李唐の諫を聞き、泣然として流涕し、而も敢て寢門の節を修めず。冥頑不慧の宋光と、其陷溺を同じくす。豈に憂患深くして而して鋒稜削して以て斯に至るに非ずや。其の輔國に任ずるや、良娣に徇ふなり。其の良娣を嬖するや、亦、徒に色を悦ぶのみに非ざるなり。靈武に在るの時に當りて、子を生みて三日にして、而して起きて戰士の衣を縫ひ、刺客を畏れて、而して外に寢ね、身を以て之に當る。患難の下、向沫相保ち、惻然の心一たび動きて、而して沈酣して、自ら抜く能はず。縦して驕横ならしめ、能く復た制する莫し。日に銷し月に

- 【五】 行間は兵陣の間。
- 【六】 李唐の諫は通鑑卷二百一十二上元二年に載す。
- 【七】 宋光は宋の光宗。

靡し、志、守らずして、而して神、興らず、復た生人の氣有らず、岌岌として自ら保つに之れ遑あらず。是に於てして其天性を泯忘するは、必ず然る所なり。郷に・元子の尊を以て早く冊立を受け、姦臣の搖動する無く、巨寇の摧殘する無く、天位を嗣ぎ、金甌を撫せしめば、則ち固に・與に文を守り可かりしならん。而して豈に其心を喪ひ、志を失ふことの、爾爾ならんや。嗚呼、豈に獨り天子のみ然りと爲さんや。士、孤寒の族に起り、荒亂の世に際し、炎寒の流俗と相周旋し、凍餒飄搖し、激して而して特起すれば、平生の坎珂を念ひ、恩怨を懷きて以て忘れず。主父偃曰はく、『日暮れて途遠し。倒行して而して之を逆施す』と。一飯千金、睚眦必ず報ゆ。蘇秦・劉穆之・元載、身、大惡に陥り、千古の僂と爲るは、皆、疾疾の深く、反つて激して而して愈、其狂戾を増すなり。故に曰はく、『不仁者は、以て久しく約に處る可からず』と。約に處りて而も能く女子・小人・醉飽・金錢を以て恩怨を爲さざる者は鮮し。此れ亂世の・敗徳多き所以なり。

代宗

唐、世を諱む、代宗は猶ほ世宗と言ふがごとし。近人、以て景皇帝を加へんと欲す。其の不學なること此の如し。

志を懷く。僕固懷恩、是を以て四降賊を河北に樹て、亂を養ひて以て自ら固くし、終始、唐の巨患と爲る。其の上書して自ら訟ふるや、瑱の死を指して口實と爲し、用つて入朝の命を拒む。夫れ來瑱の誅は、豈に其れ辜無くして、而も僅に請託すれども從はざるを以て元振の怨を致すならんや。瑱の誅は、亦、法の貸さざる所の者なり。其の襄陽に鎮するや、李輔國の私人を以て、韋倫を奪ひて而して之を得、降賊張維瑾等を引きて爪牙と爲し、人心を收め、以て大鎮に據る。召して京師に赴かしむれども而も至らず、徙りて淮西に鎮せしむれども而も行かず。兵を縱ちて表戎を撃ち、禽にして京師に送り、朝廷を脅して以て辟を行はしむ。唐の藩鎮の抗して、代を受けず、不軌を圖る者は、蓋し瑱より始まる。瑱を殺して而して藩鎮怨む。瑱を縱して而して藩鎮抑も驕らん。兩つながら俱に亂を致すの道なり。之を殺して而して其刻を咎む。殺さずんば、則ち必ず之を聽して、而して抑も其偷を咎めん。已に成るの咎、怨の歸する所、此に反すれば咎又將に彼に在らんとするを知らず。肅宗以來、驕縦にして癰を養ふ。勢將に必ず潰えんとす。法を飭へて以て瑱を誅するは、固に・淫刑以て叛を召くに非ざるなり。瑱、死せずとも、僕固懷恩の、谿壑の欲、又、豈に厭き易からんや。乃ち若し代宗の・

- 【八】 爾爾は此の如しと言ふがごとし。
- 【九】 炎寒は人情の冷熱なり。
- 【一〇】 不仁者云云。論語里仁爲美の語。
- 【一一】 通鑑卷二百二十二唐代宗廣德元年、初來瑒、襄陽に在るとき、程元振、請託する所有れども、從はず。相と爲るに及び、元振、瑒を誣す。「言、不順に渉る」と。王仲昇、賊中に在り、屈服するを以て、全きを得、賊平きて、歸るを得、元振と善く、瑒、賊と謀を合はせ、仲昇が境に陷るを致せりと奏す。壬寅、瑒、坐して官爵を削り、播州に流さる。死を路に賜ふ。是に由りて、藩鎮、皆、元振に切齒す。此章は此事を論ずる也。
- 【一二】 僕固懷恩が賊平がば寵衰へんことを恐れ、奏して降將薛嵩・田承嗣・李懷臣・李寶臣を以て分ちて河北に帥たらしむること、卷二百二十二廣德元年に載す。
- 【一三】 僕固懷恩が上書して自ら訟ふること、卷二百二十三廣德元年に載す。
- 【一四】 谿壑の欲は大にして満足すること無き欲望をいふ。

亂を懲らす克はずして而して反つて以て亂を致す所以の者は、之を殺すこと殺す所以に非ざればなり。刑は、帝王の天下の恪せざるを懲らす所以なり。刑、當に刑すべからざるに濫すれば、人固に自ら危めども、而も猶ほ敢て欺かず、且つ其の偶失はんことを冀ふ。而して終に能く濫せざれば、則ち疑怨、深からず。唯だ刑、當に刑すべき所に施せども、而も其道を以てせざれば、天下乃ち其刑の已に窮まるを測り、而して其の機を以て相陷るるを怨むるなり。乃ち始めて毒を挾みて以て相報ゆ。來瑱が襄陽に跋扈するの日に當りて、唐、之に倚りて以て賊を討せざりせば、瑒、固に恃みて以て唐を脅す無かりしならん。藩鎮林立し、勢、相下らず。瑒即し叛かば、祇に以て速かに亡びしならん。則ち名を正し罪を聲して以て天誅を致さしめ

【五】 將迎は送迎なり。

ば、夫れ豈に社稷に大害有らんや。而るに惴惴然として將迎するに之れ違あらず、表戎を殺して以て之に媚び、相位を虚しくして以て之に餌す。魚、淵を脱し、然る後に、賊に通ずるの誣辭を假り、加ふるに當に幸すべからざるの辟を以てす。藩鎮の怨は、徒らに怨むるに非ざるなり。固に將に曰はんとす、「瑒、兵を繼して・入らざりせば、唐固に瑒を如何ともする無かりしならん。唯だ倔強なる者のみ以て禍を免る可し。而るに瑒自ら其固に投ず。吾、戒を知る」と。賊を留めて以て援と爲し、命に抗して・而して朝せず。鷹隼、寥天に揚る、豈に矰弋の能く加ふるところならんや。蘇峻曰はく、「吾甯ろ山頭に延尉を望むも、延尉をして山頭を望ましむる能はず」と。辱主庸臣の伎倆、姦雄の心目

の中在り。怨を以て名と爲せども、而も怨むるに非ざるなり。倒に魁柄を持して、以て相制して而して相持するなり。藉令瑒が命に違ふの日に當りて、尺一の詔を下し、責むるに貫す可からざるの法を以てし、身を束ね闕に歸せしめば、則ち姑く其死を貸して而して之を貶し、不すんば則ち六師を擧げて以て急に内賊を清めんには、則ち河北の羣醜、且つ震動して以て其邪心を弭めん。況んや方に功を立てるに在り・反謀未だ決せざるの懷恩をや。

【一】 楊綰が孝廉秀才を擧げて明經進士を罷めんと請ふこと、通鑑卷二百二十二唐肅宗廣德元年六月に載す。参照せよ。此章は此事を論ずる也。式は一定の法式。

【二】 文を以て士を取り、而して眞才を得、行を以て士を取り、而して篤行を得れば、則ち行、文に愈ること多し。文を以て士を取り、而して僞飾の文を得、行を以て士を取り、而して僞飾の行を得れば、則ち僞行の、以て人心を害し、風俗を壞り、政理を傷くる者は、僞飾の文の、支離浮曼なれども、而も害、言に止まるに倍するなり。且つ科を設けて以て士を取れば、則ち必ず之に授くるに式を以てす。文は治を言ひて而して之が事を要し、道を言ひて而して之が理を要す。即ち下、駢偶聲韻の文に至るまで、亦、必ず之を裁するに章程の式を可き者を以てするなり。行にして而して務めて之が成法を爲せば、則ち孝は何に據りて以て孝の程と爲し、廉は何に據りて以て廉の則と爲さんや。其心を問はずして、而して但だ之を外に求むれば、梟獍に非ざれば、皆、孝と云ふ可く、盜賊に非ざれば

ば、皆、廉と云ふ可く、式可からざる者なり。其弊を極むれば、之を守令に委ねて、而して守令の門に奔走し、臨むに刺史を以てして、而して刺史の門に奔走し、聲譽を以て相獎め、攀援を以て相競ひ、乃至、賄賂を以て相要し、父母を羔鴈と爲し、廉恥を優俳と爲し、其の天下を率ゐて以て狂趨せざる者、能く幾くぞや。郷舉・里選は、三代の法なり。而して殷の大國は方百里、周の大國は五百里にして止み、其の小なる者は五十里なるのみ。其地に即きて其人を選びて其土に官にす。君・大夫、世・與に相狎れ、而して賢姦、辨じ易し。猶ほ今、郷者を一社に置くがごときのみ。則ち公議、固に、掩ふ容からざるなり。乃ち四海の遠絶せるを以て、刺史守令、三載の乍臨にして、巖穴の行履を知らんことを求め、責むるに人を知るの哲を以てし、而して朝に升せて以て天下の大を任ずるは、何ぞ易易たらんや。又況んや曲士の垂映して而して干請し、賅吏の・民を嚮ぎて以て利を徼むる者をや。漢の・孝廉を擧ぐるは、其の州郡に吏たる者を擧ぐるなり。既に吏と爲りて、而して一郷の政に與れば、能否、其大凡を知る可きなり。而して清濁、流を異にし、臭味、合を異にし、請託、集まり易く、黨比相怙む。孝なる者、固に孝に非ず、廉なる者、固に廉に非ざるなり。漢末の・士を得ること、槩ね見る可し。況んや朝に升りて而して理め、地を易へて而して官たる者を未だ仕籍に登らざるの處士に求めしむるをや。楊籍、進士の・實亡きに懲り、孝廉の擧を復せんと欲し、終に、行ふ可からず。論者、之を惜む。之を惜む者は、未だ嘗て人

【三】郷者は郷老といふがごとし。

情を體し、事理を揆り、世變に周く、終始を究めず、古昔を浮慕し、而して徒らに空言を以て勝に居る者なり。縮、未だ幾くならずして、奏して孝弟力田の科を罷む。實狀無く僥倖多きの以ての故に之を廢す。縮も亦自ら其前の失言を知る。然れば則ち行は以て眞士を取るに足らず、而して文を以て取る者、士を得可きか。夫れ文の以て士を得可きを謂ふに非ざるなり。士を取るの科を設くる者は、止だ以て君子・野人を別ちて止むなるのみ。人を知るの哲有りと雖も、始進に於てして早く其賢姦を辨する能はざるなり。故に三代の法、之を飲に觀、之を射に觀、其比禮比樂内正外直の度、拜起揖讓の容を觀るのみ。醇・爵行はれて而して合語し、其の古昔を稱し先王を道ふを觀るのみ。之を此に觀て、而して君子・野人の辨、十の九を得可きなり。此を過ぎて以往、敷き奏むるに言を以てし、明かに試みるに功を以てするは、皆、論定まりて後、之を官にするの餘、乃ち以て其賢不肖を察して而して之を進退す。然れば則ち法を立て以て士を取るに、之を試みるに策問を以てし、之を試みるに詩賦を以てし、之を試みるに經義を以てするは、亦、飲射の遺意にして、而して之を變通す。豈に此に於てして遽に眞士を得るを期せんや。文教を習ひて、而して徳言の緒論を與り聞くは、野人の勝へざる所と爲す。既に君子の途に繇れば、則ち以て此に循ひて而して上達するを望む可きなるのみ。之に授くるに、政を以てすれば、智愚・勤惰・忠佞・貪廉は、自ら、憲を秉る者有り、法を執りて以て其後に議す。其れ行

【四】敷き奏むるに言を以てし、明かに試みるに功を用てす。尙書舜典の語。

誼を縣けて標格と爲し、之をして偽を讎りて以て姦を藏せしむ可けんや、夫の學校の設の若きは、士類を始進に清くし、當に専ら之を文に求むべからず、而して必ず其閨門の素履を考へ、士習を正しくし、賢才を育す。淑からざるの懲を嚴にするは、又、登進の日を待たざるなり。然して、子衿の列に在るに方りて、子弟の敬愛を修め、公門の請調を絶つは、亦、士の常なるのみ。或は既に貴くして其の守る所を喪ふは、詎ぞ遽に此を以て賢と爲して而して之に大官大邑を授く可けんや。行を以て不肖の罰を按じ、而して文を以て君子の度を求むれば、流品清くして、而して僞行抑も敢て冒さず。斯れ其の士を取るの法に於て殆ど庶幾からんか。

〔一〕 盈唐の廷にして、而して程元振の姦を發く者は、太常博士柳伉なり。唐は廷に人無しと謂ふ可し。抑も古今を考ふるに、巨姦の君側に在るや、

大臣・諫官、緘黙して容れられんことを取り、小臣寒士、起ちて之を撃ち去る。此類の若き者、一ならず。夫れ人君亦何ぞ心膂股肱の臣有るを頼まんや。誠に悲むに足るのみ。乃ち其間抑も辨有り。如し其れ姦邪、勢を得、閭主の權を執り、生殺、手に在れば、士大夫與に争へども而も勝たず、因つて大獄を起し、君子の羣を空しくし、誅戮流竄し、流血、廷に盈ち、檻車、道に載ち、而して、綸扉卿

【五】 子衿は學生をいふ。詩鄭風子衿篇に、「青青たる子が衿」とあり。
 【一】 太常博士柳伉が上疏して程元振の姦を發くこと、通鑑卷二百二十三唐代宗廣德元年に載す。参照せよ。此章は此事を論ずるなり。
 【二】 綸扉は制誥を撰擬するの處。宮中をいふ。

署、徧く私人を置く。故に姦已に露はれ、勢將に傾かんとすれども、而も能く詰る者有る無し。是に於て、一介の士、其機を迎へて、而して孤起して以て之を攻む。此れ固に深く怪むを容るる無きのみ。程元振、權を得て以來、譖して而して誅する所の者は、來瑱なり。瑒は固に誅す可きの罪有るなり。忌みて而して逐ふ所の者は、裴冕なり。猶ほ刺州を得て以て去る。未だ大傷有らざるなり。李峴、與に相協はず。柳伉の事は、峴且つ謀に與る。未だ嘗て先づ發して峴を制せずして、而して位に安んじて自若たり。省寺・臺端、類ね元振に繇りて以て升るに非ず、而して害も亦及ばず。士大夫固に優游して、朝右に羣處す。誰か之を禁じて、瘖ならしめ、而して搏擊の擧を一の博士に讓れるや。通國痿痺して、生人の氣無きこと、何ぞ其の甚だしきや。宋の諫臣、遷謫せられて踵を嶺南に接し、而して諫むる者日に進む。唐は貶竄の禍無きに、而も大姦の根據、之を敢て搖かす莫きは、他無し。上委靡して、而して下儉容し、相養ひて以て耳を塞ぎ目を蔽ふの天下を成し、士氣、伸びず。抑も之を激する者有る無ければなり。進みては聽從の益の以て仰ぎて宗社を庇ふ無く、退きては誅逐の禍の以て俯して直聲を著はす無し。扼腕して昌言せんと欲すと雖も、一に蜚吟して而して蜚泣するのみ。謬を糾し姦を鋤くを視て迂闊の圖と爲し、人廉隅を棄てて而して容容の福を保つに惑ふ無きなり。是を以て、薰蕕並び御するの朝廷は、水火交争ふの士氣に如かざるなり。

(二)重兵を難し、高位に居り、大功を立てて而して終に叛するは、類ね皆、之を激する者有り。唯だ僕固懷恩は然らず。來瑱は誅せらるると雖も、然も唐に功無く、而して邑に據りて君を脅す。上下の猜嫌すること久しきなり。彭韓が漢に在り、蘇祖が晉に在るの比に非ざるなり。十瑱を誅すと雖も、懷恩は自ら坦然として危疑無かる可きなり。代宗、心を推して以て懷恩に任ず。已に叛するに至りてすら、猶ほ眷眷として、忘れず、其母を養ひ、其女を鞠ひ、且つ曰はく、「朕、懷恩に負く」と。程元振・魚朝恩は、久しく恃む可からずと雖も、而も方に懷恩に倚りて以て、汾陽を沮む。抑も楊國忠の・祿山に於けるが如くならず。懷恩、叛せずんば、優游として王爵を朔方に難せん。何を嫌ひ何を懼れて、富貴に席りて以て身を終へざるや。河北初めて平ぎ、大功已に集るや、薛嵩等迎へて馬首に拜し、行間に隨はんと乞ふ。正に其の勳を策り鳴豫するの日なり。遽に異心を起し、寇を養ひ援を樹て、叛逆の地と爲す。辛雲京、城を閉ちて自ら衛るは、豈に過計ならんや。駱奉仙、雲京の爲めに行きて説きて以て其反謀を發くと雖も、亦、縣坐するに本より無きの志を以てし、而して陷るるに醜菴を以てするに非ず。辛雲京・李抱玉は、事に先だつての知なるのみ。之を激するに非ざるなり。然して冒味して以て逞しくし、志を決して、回らず。此

- 【一】僕固懷恩が叛すること、通鑑卷二百二十三唐代宗廣德二年に載す。參照せよ。此章は此事を論じ、懷恩が叛するは、大任を以て之に委れ、其器を擗らざるが爲めなることを説くなり。
- 【二】彭韓は彭越と韓信。
- 【三】蘇祖は蘇峻と祖約。
- 【四】汾陽は郭子儀をいふ。
- 【五】辛雲京・駱奉先云の事は、通鑑廣德元年に載す。

れ何の心ぞや。傳に曰はく、「狼子は野心あり」と。洵に懷恩の謂か。乃ち唐の叛を召くが若きや、其失、懷恩を過任するに在るのみ。回紇の昏を許し、而して懷恩の女を以て之に妻せ、戎狄に結びて以て援と爲し、藉る有りて而して起るを得しむ。一の失なり。雖王に命じて元帥と爲し、進みて東京を收めしめ、帥副を置かず、而して懷恩を以て諸營の節度を領せしめ、雖王の副と爲す。二の失なり。汾陽の兵柄を奪ひ、朔方を以て懷恩に授く。三の失なり。功已に立ち、權已に張り、位已に人臣を極めて而して上に逼り、内は河北の援有り、外は回紇の好を結び、天下を睥睨するに、己に若く莫きなり。汾陽も亦、元帥の任を解きて以て之に授けざるを得ず。汾陽すら且つ之が爲めに屈す。懷恩の目中、復た唐有らざるなり。鷹飽けば則ち颺る。豈に之を激するを待ちて而して後に叛せんや。雲京、其姦を發かざりせば、懷恩の逆特だ遅かりしならんのみ。禍速かなれば則ち其根本未だ固からず、河北の四鎮、初めて士を分ち兵を得、尙ほ未だ生聚固結の資有りて以て懷恩を難して而して濫起せず。其羽翼をして已に成り、羣凶をして翕聚せしめなば、幸にして祿山と爲り、不幸にして石敬瑭と爲りしならん。唐の亡びざる、其餘凡そ幾くぞや。夫れ人の受くる所は、其器の如くにして止む。器に溢るれば、則ち汎濫して、復た收む可からず。其器を竝せて亦傾く。懷恩は、偏裨と爲して汾陽の頤指を聽かしむ可き者なり。故に李光弼が軍に入るの日に當りて、能く軍中の亂を止む。此を過ぐれば則ち溢るるなり。自ら其亡を速くと雖も、亦、恤へざる所なり。叛するの速かにして、而して禍、

太原と奉天とに止まり、河北は與に俱に起らざりしは、猶ほ雲京・抱玉の功なり。借に「激する勿かれ」と曰はば、則ち其の反するや、程元振既に誅せらるるの後に在らん。徒らに罪を元振に委するは、豈に定論ならんや。大任を以て人に委ね、其器を揆らざるは、未だ亂れざる者有らざるなり。

廣徳二年、戸部奏す、「戸口の數二百九十餘萬」と。天寶の戸九百六萬九千有奇に較ぶれば、僅に存

する者三の一にして猶ほ足らず。叛賊の殺掠する所、蕃夷の蹂躪する所、亂軍の搜刷する所、死絶逃亡し、而して民日々に以て耗するは、固よりなり。然れども天地の生、盈ちて而して必ず消し、消して而して抑も長ず。民の自ら其生を惜むや、驚竄甫めて定まれば、必ず即ち田廬を謀り、婦子を育し、筋骸は苦に習ふを以てして強く、婚嫁は禮を殺するを以てして易し。亦何ぞ凋零することの是に速ぶに至らんや。蓋し國家の、其人民を安集し、而して其賦役を足らす所以の者は、夫の法の亂れず。政の苛ならず。汙吏の其姦を容るる所無く。猾胥の其偽を讎る所無きを恃むのみ。喪亂猝に興りて而して典籍亂れ、軍徭數動きて而して遷徙雜り、役繁く賦重く、有司、消耗するを以て徴輸の及ばざるの責を薄くせんとし、而して逃亡を報するを利とし、單丁、疲戸は、徵幸して絶を告げ、而して黠民は之に乗じて、衆を以て寡と爲し、熟を以て菜と爲して賦を

【一】通鑑卷二百二十三唐代宗廣徳二年、是歲、戸部奏す。「戸二百九十餘萬、口一千六百九十餘萬」と。此章は廣徳の時、戸口の凋殘せし所以を論するなり。

墮ち、僻遠願樸の郷に於て、腴に席りて子孫を産長する者は、公に籍外の游民と爲し、墨吏、版籍を鬻ぎ、猾胥、脱漏を市り、乃ち公に奉じ法を畏るるの愚民をして、姦人に代りて以て國計に任せしむ。戸日に減じ、科斂、日に増さざるを得ず。昔は三を以てして太平の常賦に供し、今は一を以てして軍興の求索に應ず。故に其後、兩税行はれて、而して税外の苛徵又起る。杜甫が爲めに寡婦の誅求の盡くるを哀しむ所の者、良に以有るなり。民の重く困するは、豈に徒に掠殺流亡の慘のみならんや。第五琦・元載の箕斂愈酷にして、疲民の詭漏愈滋く、官胥の欺誣愈劇し。此二百九十餘萬は、猶ほ盡く隠す能はずして、而して聊か以て上の搜求を塞ぐ者なり。此を以て知る、廣徳の凋殘する、上は國を損し、而して下は民を病まするは、誠に、以て之を致す有ることを。蓋し亂世の必然の覆軌なり。賦輕く役簡に、官に箴有り、民に恥有らば、兵戈の餘と雖も、十年にして、其故に復す可からん。亦何ぞ相差ふことの邈絶するに至らんや。

【一】通鑑卷二百二十三唐代宗永泰元年、京兆の尹第五琦、百姓に税し・田十畝に其一を收めんと請ひ、曰はく、「此れ古の什一の法なり」と。上、之に従ふ。此章は此事を論するなり。

古人の書を讀み、其實を揆らず、以て法を制せんと欲すれば、則ち民に殃する者、亦、攀援附託して以て起る。但に耕戰刑名の邪説の以て天下に禍するに足るのみに非ざるなり。三代の・民に取るの

法、皆、仕の一日といふ。其時に當りては、必ず、以て之を處する者有り、民乃ち困しまざりしならん。其約略、考ふ可き者は、則ち中地・下地・一易・再易・田萊相參するの法有り。名けて仕の一日と爲せども、仕の一日に非ざるなり。國の經費を以て之を言へば、天下既に上古より以來、封建相沿ひて、而して各、其國に君とし、以て天子と相頡頏す。孟子の言ふ所を以て率すれば、今の一小縣にして、而して五世の廟・路寢・三門の制有り。百官有司は、則ち周初の千八百國を以て之を計るに、次國の二卿を準と爲し、南は楚塞を盡くさず、西は河隴を踰えず、東は吳越を有たず、中原侯甸、未だ六州を訖らずして、而も卿と爲る者、已に三千六百人、人ごとに一千六百の粟を食み、而して大夫・士・府史・胥徒、坐食するもの算無し。今の天下は、十に一を得ざるなり。幣帛饗殮、聘禮に見はるる者、此の如く其れ繁し。比年・三年、數、擧げて友邦に徧し。皆、民の晝に耕し夕に織りて勤苦して而して僅に獲る者なり。後世は幸に此を免る。則ち三王の寬恤の仁無くして、而も十に其一を取りて以て貪君の慢藏に供せんと欲す。哀しいかな。苟くも惻隱の心有る者、誰か此を言ふに忍びんや。然るに第五琦、其語を竊みて以て横徴す。其非を詰らんと欲すれば、則ち且つ曰はく、「此れ禹湯文武の中正を裁するの法にして、以て天下を仁し、而して孟子の「貉道に異なり」と謂ふ者なり。胡ぞ行ふ可からざらんや」と。乃ち代宗、之を行ふこと三年にして、而して民皆流亡し、卒に、行ふ可からずして止む。此を以て之を推せば、後世の無識の士、成法を撓亂せんと欲し、「三代の制、一一、之を

今に行ふ可し」と謂ふは、適に以て民を賊ひ國を病まするに足り、天下の僂と爲る。此に類する者衆し。三代の聖人の心を體し、其時變に達せずして、而して徒らに「古に法る」と言ふ者は、皆、第五琦の徒なり。惡、商鞅に逾えたり。何ぞや。彼は猶ほ、其民を鉗束して而して民之に従ふ可し。此は則ち且に令行はれて、而して夕に野に哭し、能く之に従ふ者有る無きなり。三十にして一を取るも、民猶ほ生を有つに適せず。況んや仕の一日をや。

【一】郭子儀が身を挺でて回紇を見、責むるに約に負くを以てし、説きて吐蕃を撃たしめ、回紇悦び従ふこと、通鑑卷二百二十三唐代宗永泰元年に載す。参照せよ。此章は此事を論するなり。

(二) 道を以て心を宅く者は、天下の測る能はざる所なり。兵は凶にして戦は危く、死を以て道と爲す者なり。死を以て道と爲して、然る後に、死に處する所以の道に審かなり。死に處する所以の道に審かにして、然る後に、能く威を取り勝を制し、國を保ち民を全くし、戦はずして而して人を屈するの道、威、中に裕にして、而して其理を得。其功の已に成るに縶りて、其の功を成す所以を觀れば、天幸有るが若し。乃ち其の計を決して必ず行ふの際、甚だ凶に甚だ危けれども、而も泰然として、疑はず、禍福生死に曙かならずして以て幸を徵むるが若し。皆、人の測らざる所なり。之を測らざれば、則ち其智の度越して而して善く利鈍の樞を操るか疑ふ。夫れ豈に然らんや。死するの其道たるを知り、而して之に處するや惑はざるなるのみ。回紇、郭汾陽の相見んことを要す。汾陽、戰の必ず

敗れ・而して唯だ身を以て往きて之に赴くの一策のみ以て鋒を抑へ鏡を止めて而して宗社を全くす可きを知る。斯時に於てや、固より・往くの必ず死するを謂はざるなり。亦、往くの必ず死せざるを謂はざるなり。死すと雖も而も恤ふる所無きのみ。故に藥葛羅、情窮まりて而して辭屈し、其の死を畏れざるの氣に懾る。則ち未だ公を殺して以後勝敗奚若を知らず、而して心已に折け、氣已に餒えしなり。死に決すれば則ち情志定まる。情志定まれば則ち神氣平かにして、而して條理現はる。胃を免ぎ鎗を投ずるの際、一に從容として義に就く者、大雅の風裁なり。死に處するの道は、一を致すのみ。一を致せば則ち神全し。神全ければ則ち理裕なり。理、其至裕に處れば、事必ず其心に應ず。凡そ人の情、目前に局して、而して四際に迷ふ者は、

【二】大雅は大に正しき也。

固より以て之を測るに足らず。遂に相與に之を詫りて曰はく、「其の測る可からざるや、是の若き有るかな。不ざれば則ち其れ天幸有るか」と。夫れ惡んぞ守る所の約にして、恐懼疑惑の乘ずるを得ざる所たるを知らんや。其の子晷に謂ひて、「戦はば則ち父子俱に死せん。然らずんば則ち身死すとも而も家全からん」と曰へるは、聊か以て晷を慰むるのみ。公の本志に非ざるなり。藥葛羅に告げて、「身を挺して、汝が之を殺すに聽す。將士必ず死を致して汝と戦はん」と曰へるは、亦、以て勝つ可からざるを示すのみ。將士が讎を報いて死戦するを挾みて、以て回紇を懼れしむるに足るとするに非ざるなり。公の心は則ち惟だ死を致すに極まり、而して固より必生の計無きなるのみ。

代宗、權を委ねて以て藩鎮を驕らし、而して天下瓦解するは、其の柔弱寛縱なるや、人具に之を知る。抑も豈に其失や徒に柔弱にして自ら振はざるの過なるのみに非ざるを知らんや。惟だ深險の機を握り、以て天下と相觸し相制し、而して一人の機、固より以て天下に敵するに足らざるなり。代宗の機は、之を老氏に得。老氏曰はく、「之を取らんと將欲すれば、必ず固く之を與ふ。天下の至柔は、天下の至剛に馳騁す」と。此れ至險の機なり。而して代宗、之を以ふ。固く、寛弱を爲して、以て悍戾者の驕縱を極む。驕縱已に極まり、人神共に憤り、而して因つて之に殺戮を加ふるや難からず。將に自ら以て善く姦慝を制して而して必ず其手に死すと爲さんとす。乃ち天下、其術を習知し、而して其の與ふるを受け、其の取るを聽さず。弱に乗じて之を制し、以て復た剛ならず。終に、何ともする無きに處り、而して權以て倒持す。安んぞ以て馳騁するに足らんや。自ら敵るのみ。李輔國、惡已に極まりて而して殺さる。程元振、惡已に極まりて而して流さる。魚朝恩、惡已に極まりて而して之を俄頃誅す。手を元載に假りて以て朝恩を殺し、復た元載を縱して以て其惡を極めしめ、而して載又族せらる。其の始く隱忍を爲すに當りては、則ち輔國は、三公に繇りて而して王たり、唯だ其志のままなり。程元振は、驃騎に位し、羣情を激怒し、汾陽を挫抑し、唯だ其志のままなり。魚朝恩は、禁兵を總べ、國學に判たり、

【一】此章は、代宗が權を委ねて以て藩鎮を驕らし、而して天下瓦解せしは、其の柔弱にして自ら振はざるの過なるのみにあらず、老氏の翕張取與の術を用ひて失敗せしものなることを論ずるなり。

宰相を隸視し、汾陽の墓を發き、朝政を鉗制し、唯だ其志のままなり。然るに猶ほ曰はく、「宦官已に禁軍を掌り、不測の防有り。驟に計る能はざるなり」と。元載は、一書生を以て、貪狼無狀なり。自ら折箠以て之を鞭笞す可き者なり。乃ち顏真卿、之が爲めに坐して貶せられ、楊綰、之が爲めに左遷せられ、李少良、之が爲めに杖死し、且つ鄭侯を江外に寄せ、一に唯だ其の荼毒するままにして、而して之を禁する莫し。其の心を慮し、慮を積み、載に甘心せんと欲すること、已に旦夕に非ず。且つ必ず其惡盈つるを俟ちて而して後に殛し、害をして已に天下に播かしめ、乃ち以て刑殺を俄頃がけいに快くす。凡そ四の肘腋の臣を誅するは、皆、老氏の深機を以て之を圖り、而して口を藉りて以て天下に號して曰はく、「吾、之を殺すに忍ぶるに非ざるなり。彼自ら殺し、而して我、之に因るなり」と。亦、險なるかな。夫の四姦なる者は、左右に依附し、制し難からざる者なり。是の若くならずして而して之を誅殛するや餘有り。卽し是の若くにして而して之を誅殛するや、亦、抗する能はざるなり。故に代宗、以て其機を用ふるを得、而して終に其阱に投ず。乃ち此を估みて以て天下を脅持するの具と爲し、藩鎮に餌して而して徐ろに之を圖るは、則ち愚甚だし。來瑱の不臣已に著はる。天下を擧げて以て一隅を討するは易きなり。而るに之に餌するに宰相を以てし、之を誣ふるに賊に通ずるを以てし、然る後に之を殺す。僕固懷恩、已に反勢あり、且つ潰敗す。而るに猶ほ哀矜の説を爲して以て之を恤む。是に於て、梟雄の帥、皆、其の險詐なるを測り、即ち其假借の術に乗じて、淫威既

に得、而して復た制す可からず。故に懷恩、副元帥を受けて而して後に叛し、田承嗣、平章事を受けて、而して終に入朝せず、李靈曜・崔旰・朱希彩・李正己・李寶臣、皆、姑く其牢籠を受け、而して終に柙かより逸る。一人の險は、何ぞ以て天下に勝つに足らんや。徒らに之を寬縱し、而して之を能く收むる莫し。故に曰はく、其愚尤も甚だしきなりと。元載死し、楊綰を晉めて而して之に任ず。意、且つ綰と深く謀り、羣雄を制し、而して其夙恨を快くせんす。綰早く卒し、乃ち意を載めて而して廢然として返るのみ。藉し其れ然らず、誅夷、一方に行はれなば、則ち四方愈々搖動を爲さん。然れども慮る無きなり。元載、朝恩を殺し、而して帷蓋の恩、保たず。綰は患なりと雖も、亦、必ず慮。此に及び、以て自ら不才の散木に處らん。詐を挾むの主は、未だ敢て與に深く謀る者有らざるなり。信なるかな、老氏の三翁張取與の術は、適に以て自ら蔽る。孰か漢文が几杖を吳に賜ふの智を謂ひて、能く吳の死命を制すと爲すか。帝王の誅賞は、天を奉じて私無きこと、猶ほ寒暑の相貸さざるがごときなり。邪說興り、諛行逞しくし、此を寶として以て術と爲し、而して天下の亂日に生ず。戒むる勿かる可けんや。

【一】帷蓋。禮記檀弓に「敝帷、棄てざるは、馬を埋むるが爲めなり。敝蓋、棄てざるは、狗を埋むるが爲めなり」とあり。

【二】帷蓋。禮記檀弓に「敝帷、棄てざるは、馬を埋むるが爲めなり。敝蓋、棄てざるは、狗を埋むるが爲めなり」とあり。

【三】翁張。老子に「之を欲めんと將欲すれば、必ず固く之を張る」とあり。

李長源、肅宗の世に當りて、深く張良娣・李輔國の怒に觸れ、衣を拂ひて衡山に歸る。何ぞ其の快なるや。其の元載に於けるや、未だ嘗て其惡を斥して以て之を糾責せず、徒に賢姦並び處る可からざるを以てして之を去る。則ち身を引きて嶽に歸るは、猶ほ便ならずや。乃ち身を參佐に置き、魏少遊に託して以て自ら全くす。又何ぞ屈するや。夫れ豈に蕙畏、端無くして、而して自ら持する能はざるならんや。達人の通識は、己を度り人を度り、時に因りて以て明哲の身を保ち、而して國家和平の福を養ふ。一槩の説の・執りて得失を爲す可き所に非ざるなり。長源の・肅宗に於ける、東宮に在りては、則ち布衣の交を定め、靈武に在りては、則ち難を冒して首として至り、大議に孤危に參し、坐寢輿に偕にし、收復の元功を成す。其交固し。良娣・輔國、其の己を斥するを惡むと雖も、而も欲する所の者は、但だ長源をして一日、左側に居らず、己が難を爲さざらしめば、則ち意得て而して餘恨無し。此に於てして翩然として已に逝き、終始の交を全くし、綽として餘裕有り。其の代宗に於けるや、與に元帥を謀り、翼戴の功有りと雖も、而も其早く青宮に侍せず、

【一】通鑑卷二百二十四唐代宗大曆五年、元載、李泌が上に寵有るを以て之を忌み、曰はく、泌常に親故と與に北軍に宴し、魚朝恩と親善なりき。宜しく其謀を知るべし」と。上曰はく、北軍は泌の故吏なり。故に朕、之をして就きて親故を見しむ。朝恩の誅、泌も亦謀に預れり。卿、以て疑と爲す勿かれしと。載、其黨と與に、之を攻めて、已ます。

會江西觀察使魏少遊、參佐を求む。上、泌に謂ひて曰はく、「元載、卿を容れず。朕、今、卿を魏少遊の所に匿さん。朕が意を決して載を除くを俟ち、當に信報有るべし。卿、東裝して來るべし」と。乃ち泌を以て江西判官と爲し、且つ少遊に屬し、善く之を待たしむ。此章は此事を論するなり。

其後帷帟に參せず。交未だ固からざるなり。東京を復し、吐蕃を拒ぎ、陝州の駕を返し、三關を誅殛し、以て宮禁を清むるに、又、未だ功有らざるなり。代宗、疑を畜ふるの主を以て、離合、終に憑る可からず。元載、君に忌まると雖も、而も旁に・相逼りて以て升るの朝士無し。唯だ長源、宗臣を以て、入りて謀訪に參し、唯だ、己に軋りて而して之に代らんことを恐る。且つ載は、文辯、以て姦を濟すに足り、朋黨、爲めに命を效すを樂しみ、衆忌交、集まり、深謀、測られず。抑も婦人奄豎の編衷陋識の・一たび去りて而して遂に釋然たるが如きに非ざるなり。載、長源と、兩つながら相下らざるの勢に立ち、而して禍機の發する所、預め防ぐ可からず。岫嶼の煙雲、祝融の氷雪、其れ能く幽人を覆蔭して、之をして枕を安んせしめんや。且つ夫れ山も亦未だ居り易からざるなり。其れ唯だ光を弳みて未だ試みず、迹を漁樵に混する者は、則ち或は名姓、天子に上達すれども、而も鋒稜未だ著はれず、在廷、猜妬の心を忘れ、乃ち情を物外に怡ばし。世屢變すれども而も驚かざる可し。其の然らざる者、名の趨く所、世の待つ所、功の已に盛に、地の已に危きは、即し志を煙霄に抗げ、口を時事に杜ちんと欲するも、而も講説吟咏より、以て琴酒弈畫の流に追ぶまで、風を聞きて而して輻輳し、乃ち徧く戎幟に遊び拓落不偶の士有り、其長短を争ひて、以て其雌黃を恣にす。甚だしきは且つ占星・卜氣・讖緯の小技を挾む者、亦、溪山に浪迹し、而

【二】岫嶼は山の名、衡山の主峯なり。祝融は山の名、衡山の七十二峯の最も高きものなり。
【三】浪迹は、行蹤定まり無きをいふ。

して高人に附きて以て自ら重くす。之を絶てば則ち怨生じて而して誘起り、之を納るれば則ち禍發して而して蔓延す。孰か山の厓・水の浹は風波萬壘人を殺し人を族するの險阻に非ずと謂はんや。稗説の傳ふる所の「癩殘の『十年の宰相』」の説の如き、已に元載の媚嫉を深くするに足り、而して坐するに妖人に結納するの大法を以てす可し。則ち衡山の一片の地は、正に元載が横まに網罟を施すの機なり。外援に託する所有り・軍府に優游し・而して志を下僚に届し・示すに相逼代せざるの勢を以てするに非ざるよりは、其れ能く免れんや。代宗、此を慮ること已に熟す。而して長源何ぞ首を俛れて以て從ふ勿からんや。夫れ長源、當世の務に意無きに非ざること明かなり。唐に相として以て天下を定むるは、其志なり。固より且に元載を誅逐し・而して之を戴きて以て王國を匡さんとする者なり。進退の間、豈に審かにせずして而して但に冥飛の鴻を以て志を林泉に矯ぐ容きならんや。

姦を辨ずるは、辨ずること其人に於てするのみ。故に曰はく、「君子にして而も仁ならざる者有らんかな。未だ小人にして而も仁なる者有らざる

なり」と。大麻の季年、河北の降賊の抗衛すること久し。田承嗣は、昏を帝女に連ね、位を元宰に致す。一再召せども、而も必ず魏博を踞ゆること一跬歩だにせず。李正己は、李寶臣の黨にして、叛きて自ら相襲奪し、復た唐の天下を有つを知らざるなり。乃ち盧龍は、強悍にして、憑る可く、凶逆、習を成す。而して朱泚一たび節鉞を授けられ、隨ひて朱滔を遣はして入りて衛らしめ、繼ぎて且つ自ら・鎮を釋てて朝に歸せんと請ひ、病みて而して「戸を輿して闕に赴かん」との語有り。代宗、此に於て、驚喜して措を失ひ・隆禮以て之を待ち・之を汾陽の列に廁へ・百僚に冠たらしめざらんと欲すと雖も、能はざるなり。桀驁なること彼の如くにして、而して忠を抒ぶること此の如く其れ誠なり。然りと雖も、亦、其の何爲れぞ然るやを思へ。徳、以て之を懐くる有るか。威、以て之を震する有るか。處置の宜しき、以て其心を服する有るか。三つ自ら反求して、而して皆其具無ければ、則ち意ふに其人の忠貞なること素より篤く、羣類の中に超然として、而して信じて以て疑ふ無かる可きか。乃ち泚の・其人に非ざるや、明かなること甚だし。亂賊の中に託胎し、悍戾の俗に熏染し、而して狡凶なること尤も甚だし。

【四】癩殘。僧名、高僧傳に、衡岳寺の僧明瓚禪師、性癩にして殘を食ひ、癩殘と號す。李泌、之を異とし、往きて見る。正に火を撥して竿を煨きて之を啖ふ。其半を取りて泌に授け、曰はく、「多言する勿かれ、十年の宰相を領取せん」と。

【一】通鑑卷二百二十四唐代宗大曆八年、八月辛未、幽州節度使朱泚、弟滔を遣はし、五千の精騎を將ゐ、涇州に詣りて防秋す。安祿山が反せしより、幽州の兵、未だ嘗て用を爲さず。滔至るや、上大に喜び、勞賜甚だ厚し。卷二百二十五大曆九年、六月、盧龍節度使朱泚、弟滔を遣はし、表を奉じ、入朝せんと請ひ、且

つ自ら歩騎五千を將ゐて防秋せんと請ふ。上、之を許す。仍は爲めに大節を京師に樂き、以て之を待つ。朱泚入朝し、蔚州に至りて疾有り。諸將、還りて問ゆるを俟ちて行かんと請ふ。泚曰はく、「死せば則ち戸を輿して前まん」と。諸將、敢て復た言はず。九月庚子、京師に至る。士民の觀る者、堵の如し。辛丑、泚及び將士を延英殿に宴す。犒賞の盛なること、近時未だ有らず。此章は此事を論ずるなり。

【二】君子にして云云。論語意問篇に出づ。

【三】大麻は大曆なり。

【四】李懷瑗云の事は通鑑卷二百二十四大曆七年に載す。

手を李懷瑗に假りて朱希彩

を殺し、而して其弟滔をして三軍を盡はして以て己を戴かしむ。柔媚にして姦を藏し、間に乘じて而して節鎮を竊む、既に明驗有り。忠を飾りて歸順すれば、遂に倚りて心膂の大臣と爲す。嗚呼、何ぞ其の愚なるや。田承嗣・李正己、一隅を株守し、兵を阻み命に抗す。固きを負みて以て予雄なりとす可しと雖も、終に良久の謀に非ざるなり。而して泚は尤も岌岌として、驟に幽燕を竊み、衆志未だ戢まらず、而して李寶臣、首邱の志有り、日に臂を攘ひて輕兵もて其郛に入らんことを思ひ、遏むる能はざるなり。是に於て、張皇して四顧し、朝廷を睨して身を藏するの窟と爲し、朱滔をして内援に倚りて以て枕を北平に安んせしめ、己は乃ち不世の功に居り、天子・大臣に狎れ、而して其間隙を伺ひて以て狂圖を逞しくす。疆藩の割據せしより以來、人の未だ謀るに及ばざる所の者、泚、竊に之を得て以て僥幸す。代宗、知る能はず、汾陽、制する能はず。常袞・崔祐甫の褊淺なる、能く致詰する莫し。而して泚、果して能く巖廊に優游して以て變を観る。亦狡なるかな。代宗崩じ、汾陽、己を總べ、徳宗の初政、未だ釐有らざるなり。是を以て、遅久して而して始めて發す。然らざりせば、泚豈に能く鬱鬱として久しく此に居らんや。此の若き者は、一たび望みて而して之を知る。而るに唐の君臣は、固に夢夢たるなり。夫れ豈に姦の辨じ難きならんや。泚の何を以て盧龍に帥たるを得しか

【五】首邱。禮記に古の人、言へる有り、曰はく、狐死して正に丘首するは、仁なり」とあり、注に「丘は是れ狐の窟穴の根本の處なり。狼狽して死すと雖も、意猶ほ此丘に嚮ふ」とあり。今、其故地に歸らんと欲するをいふ。

【六】張皇は狼狽するをいふ。

【七】巖廊は殿廡なり。

を問はば、而も能く之が爲めに寒心せざらんや。但に安祿山の初めて起るとき猶逆の窺ひ易き者有るに非ざるが如きみに非ざるなり。然れば則ち之を如何せん。其の入るに於てして、之を待つに禮を以てし、之を榮するに秩を以てし、而して授くるに政を以てせず、統を汾陽に受けしめ、而して汾陽、以て之を制するを得ば、豈に徒に泚の惡、以て逞しくするに足らざるのみならんや。河北の諸逆も、天子の・嘖笑を輕んせざるを知り、而して意亦消沮せん。得失の機、昏昭の別、持重審固なる者の心に判る。庸主・具臣浪に驚喜を爲す者の能く與る所に非ざるなり。

【一】通鑑卷二百二十五唐代宗大曆十二年、夏四月壬午、太常卿楊綰を以て中書侍郎と爲し、禮部侍郎常袞を門下侍郎と爲し、竝に同平章事とす。綰、性清儉簡素なり。制下るの日、朝野相賀す。郭子儀、方に客を宴す。之を聞き、坐中の聲樂、五分の四を減す。京兆の尹黎幹、驕從甚だ盛なり。即日、之を省き、止だす。

【二】十二は十二諸侯なり。

法は未だ以て天下を治むるに足らず。而して天下分崩離析の際には、則ち法に非ざれば以て之を定むるに足らず。故に孟子、天下を仁すること、七國分れ争ひ、十二守を失ひ、定まらざるの天下の爲めにして言ふなり。法の施す可からざるの目有り、而して後に、法も亦能く以て行はるる無し。則ち孔北海、王畿千里の制を復せんと欲し、徒らに空言を爲し、而して身以て喪び、國終に以て亡ぶ。若し其れ猶

ほ治む可きや、法、施す可し。而るに悪んぞ亟かに建てざる容けんや。唐、天寶より以後、天下分裂して而して紀無し。大麻に至りて、亂少しく息みて、而も泮散すること尤も甚だし。然りと雖も、爲す可きの幾、正に是に在り。逆臣の逆横已に極まれり。唯だ意の爲す所のままなれども、而も非法の法を以て法を亂す能はざるなり。邪臣の邪貪已に極まれり、唯だ利を是れ崇べども、然も其の法を亂す者、能く法を改むる莫きなり。故に楊綰一たび相たり。三月の間に於て、而も天下之が爲めに震動し、恪共して以て從父す。綰、是に於て、法を立つるの本を得、而して之を行ふこと序有り。綰、死せざりせば、其の以て天下を定む可からんことを知る。河北の逆は、未なり。西川・嶺南の亂は、尤も未なり。鳳翔・涇原・汴宋・河陽の蠶起は、猶ほ本に非ざるなり。三豎、前に亂し、元載、後に亂し、朝廷、法無くして、而して天下、風に従ふ。綰、清修して自ら飭め、法を身に立て、而して百官の奉を増して、以て官廉を養ひ、團練・守捉を罷めて、以て軍政を肅にし、諸使の擅に刺史を召すを禁じて、以て悖逆の黨を孤にし、諸州の兵數を定めて、以て衆を聚むるの謀を散じ、之を朝廷に行ひ、行ふ可くして而して行ひ、之を内地に行ひ、行ふ可くして而して行ひ、且つ姑く抗拒の逆藩を不論に置く。其をして允に之を行はしめば、十年の後には、内甯くして、而して外患も亦藉りて以て生ずる無く、天下將に秩秩然として兵に制有り更に守有らんとせん。則ち土に據りて君に

【三】 大麻は大曆なり。
 【四】 百官の奉を増す等の事は、通鑑卷二百二十五大曆十二年に載す。

叛く者、其の化外の跡たるを明かにし、而して敢て中逆貌順を以て朝廷の寵命を覬はざらん。河北の梗化の凶豎、手を斂めて命を聽かざる者、未だ之れ有らざるなり。夫れ代宗は、果して能く爲す無き者に非ず。一たび制を李輔國に受け、而して二豎、之に因り、元載、之に乗ず。情を懷きて以て待ち、綰を得て以て相とし、而して志將に伸びんとし、綰遽に卒し、常衰は以て任に勝ふるに足らず、而して代宗又崩す。唐の振はざる、良に悼む可きのみ。然れども、建中の初、天下姑く安きは、猶ほ綰の餘休なり。法は先づ自ら治めて以て人を治め、先づ近きを治めて以て遠きに及ぶ。綰、清慎にして自ら持し、汾陽すら且つ之が爲めに悚惕す。孰か敢て服せざらんや。法、猶ほ・行ふ可く、治、猶ほ・定む可し。天、綰を奪ひて、而して代宗終に寄生の君と爲る。此を過ぎては爲す可き無きなり。

【五】 梗化は王化を梗塞するなり。
 【六】 建中は唐の徳宗の年號。

國譯讀通鑑論卷二十三終

國譯讀通鑑論卷二十四

徳宗

（一） 驟に震世の行を爲す者は、其善必ず終らず。震世の善、驟に之を爲して而して疑はざるは、其心の能く然るに非ず、人の善を言ふ者を聞きて、亟かに之を信するなり。人の善を言ふを聞きて、而して信じて、以て必ず行ふことを爲せば、則ち人の不善を言ふ者を聞かすむるも、抑も之を心に審かにせずして、而して亟かに之に従ふ。人の不善の言を聞きて而して信すれば、則ち人の善を言ふ者、疑ふ可からざる無きなり。交も相疑信すれば、善者は恆に不善者の巧給なるに敵せず。奚ぞ其善の能く終有るを望まんや。且つ夫れ事の利病は、豈に其れ常有らんや。人の賢不肖は、豈に以て一槩に論じ易からんや。胥に一善にして、而して或は之を爲して而して效あり、或は之を爲して而も效あらず。義は精しくし難きなり。信するに亟かなる者は、其の必ず效あるを期

【二】 此章は、唐の徳宗の初政には、天寶以來の亂政を擧げて疾く旬月の中に改め、宦官を遠ざけ、武人を制し、賢才を簡びて位に在らしめ、其の善を爲すこと日も足らざるが如くなりしが、一二年ならずして、大に之に異なり、姦臣

を庇ひ、讒言を聴き、海内大に亂れ、幾ど其國を喪はんとするに至りし所以を論じ、輕しく人の言を信じ、速かに效あらんことを期するが爲めなることを説くなり。通鑑卷二百二十六代宗大曆十四年、徳宗建中元年を参照せよ。

唐徳宗

す。之を期すること太だ過ぎ、其望を遂げずして、而して或は功を驟るに至れば、遂に以て善の爲すに足らざるを疑ふなり。胥に君子と爲し、而して或は其名に爽はず、或は大に其名に爽ふ。志は知り難きなり。信するに亟かなる者は、君子の必ず善なるを期す。之を期すること太だ過ぎ、其の求むる所を慰めずして、而して或は行を敗るに至れば、遂に以て君子の用ふ可からざるを疑ふなり。此の若き者は、其の善の終らんことを欲するや、必ず得可からざるなり。夫れ明主の善に従ひて而して賢を進むるや、之を寛にして以て效の塗を取り、而して其一時の利鈍を忍び、小人の必ず仁ならざるを諒とし、而して君子の仁ならざる者有るを知り、但だ其人を黜け、而して其類を累はさず。然る後に、其の善に決するや、以て従容として而して效を收め、賢を用ふるに決するや、以て闊略して而して人を得。他無し。之を心に審かにし、百折迂回し、理の必ず有ると事の或は然るとを詳察し、而して其志を持するに永貞を以てし、人に従ひて善を開きて而して遽に驟獲の功を希ふに非ざるなり。唐の徳宗の初政、天寶以來の亂政を擧げて、疾く旬月の中に改め、宦寺を斥遠し、武人を閑制し、慎みて賢才を簡びて以て位に在らしめ、其の善を爲すや、日も足らざるが如し。常袞の私を察し、速かに其相位を奪ひ、以て斥責する所の崔祐甫に授け、因つて以て中外を震動し、藩鎮、『聰明英武』の言有り、吐蕃、『徳、中國に治し』との譽有り。乃ち一二年ならずして、大に其故心を失ひ、以て姦臣を庇ひ、讒賊に聽き、而して海内鼎沸し、幾ど其國を亡ぼさんとせり。人、徒に其

の初の吉にして終の亂るるの善長からざるを知り、而して其始の善は固より之を有するに非ず。道聽して而して之を襲取し、物情の變は固より知る可からず。效を期すること迫りて、而して其の期する所に副はざるに迫りては、則ち往に懲りて而して圖を改むるに急なること。必然の勢なるを知らざるなり。轉運鹽鐵使を罷め、而して省職廢れ、黜陟使に命じて天下を巡らしめ、而して洪經綸、田悅の軍を激して、之をして痛哭せしめ、文臣に任じて以て分ち治めしめ、而して薛邕、文雅の舊臣を以て、官物を盜隠すること巨萬、張涉、舊學の師友を以て、賊に坐して放黜せらる。行はんと欲する所の者齟齬し、相信する所の者二三にして、善敗臧否の據る無きに猶豫し、姦佞起りて而して之を熒はす。窮年猜忌して内盡ひて而して外離るるに惑ふ無きなり。嚮に徳宗をして、踐阼の始に於て、曲に事幾の得失を體し、而して其利害の重輕を權り、深く天人の情才を察し、而して其名實の同異を別ち、理を心に析ち、心を理に窮め、鄭重に研精し、皎皎の美名を務めず、以て效を歲月に需たしめなば、則ち一事の失、以て衆事を沮まず、一人の過、以て衆人を疑はざりしならん。其の失ふや、正に其の得る所以なり。其の疑ふ可きや、正に信す可からざる無きを以てなり。堯、共驩を以てして舜・禹を防がす。周公、管・蔡を以てして親を親とするを廢せず。三たび肱を折りて良醫と爲る。唯だ身、之を喻るのみ。躁人は令名を浮慕す。奚を以て此に及ぶに足らんや。故に徳宗の初政に於て、以て其の克く終有らざるを決す可きなり。

法は賢者の爲めに設くるか、誠に賢ならば、之に授くるに法を以てせずと雖も而も可なり。故に先王の法を制するは、不肖者の姦私を沮む所以にして、而して賢者も亦之に循ひて以て過を寡くす。唐既に牧守の外に於て諸道の諸使を置き、自ら擇びて寮吏を任せしむ。是に於て、其の未だ亂れざるや、人、黨を樹てて以て私を營み、其の亂るや、徒を聚めて以て命に抗す。沈既濟、選舉の議を上り、猶ほ・州府をして僚佐を辟用せしめ・而して宰相・吏部・兵部の銓除に任せざらんことを欲す。且つ曰はく、「今、諸道の諸使、判官・副將より以下、皆、自ら擇ばしむ。吏を辟するの法なり」と。何ぞ其の當時の大害を恤へざること此極に至るや。天寶の兵興りてより以後、宋の初に迄るまで、天下の浮薄の士、身を私門に置き、公に背き黨に死し、以て命に逆ひ篡を謀り、割據分争する者は誰ぞや。既濟、以て善政と爲し、而して論者、之を獎めて三代の遺法と爲す。甚だしきかな、其の禍を貽すの窮り無きや。夫れ天下を環るの賢不肖、銓除を吏部に待つは、以て齊しからざるの材品を辨するに足らず。此れ誠に、未だ允ならざる者有り。而れども亦、事理の然らざるを得ざる者なり。黜陟の權を一人に操る者は、天子、天に憲りて以て極を立つること、猶ほ萬彙の榮枯の眞宰に統べらるるがごときなり。進退の衡を分かち、宰相・部臣をして其進を司り、牧守・使臣をして其退を糾さしむる者は、各、司る所有りて、而して相侵さざること、猶ほ春夏の生を司り、秋冬の殺を司りて、互に歳功を成すがごときなり。牧守既に下に臨みて以て功罪を考へ、又、人を爵し人を祿するの權を兼ねしむれば、則ち上を誣ひ私を行ひ、政散じ人流れて、而して止む可からず。唐の判官・副將を以て、諸使の自ら擇ぶに聽せ、其威福の下に移るの害、既に・賭る可きなり。安祿山を激して以て反せしむる者は、幽燕の部曲なり。劉展に黨して以て反する者は、江淮の親舊なり。李寶臣に勸めて以て命に抗せしむる者は、王武俊なり。李惟岳を導きて以て自立せしむる者は、畢華なり。朱滔に説きて以て亂を首めしむる者は、王侑なり。四叛を奉じて以て王と稱せしむる者は、李子干なり。端士に非ざるよりは、必ず祿を懷ひて以て恩と爲す。足は天子の都を涉らす、目は朝廷の法を睹す。我を知り我を用ふれば、生死、之を以てす。而して忠孝を問ふに違あらんや。故に田承嗣・薛嵩・李正己・李希烈より、以て李克用・朱溫・王建・楊行密に洎ぶまで、皆、心を盡くして推戴するの士有り、以て相煽して而して起り、朝廷、孤立して、與に謀を爲す無し。唐の亡ぶるは、人の散するに亡ぶること明かなり。抑も天下をして覺無く、牧守をして妄動の心無からしむるも、而も互に相輔倚して、以て貪縦にして民を虐し、法制を蕩佚す。亦、孰か之を禁せん。而して國民の交、病むこと、詰る可からず。既濟、倡へて邪説を爲して、以て一王の法制を破る。意ふに其れ藩鎮の内援を爲し、以て天子を禁じて一士の用有るを得ざらしむるか。然らずんば、何ぞ大綱已に失へるに、必ず其細目を取りて之を裂かんや。其の

【一】 協律郎沈既濟が選舉の議を上り、州府をして吏を辟せしめんと欲すること、通鑑卷二百二十六唐代宗大曆十四年に載す。参照せよ。此章は此事を論ずるなり。
 【二】 萬彙は萬物なり。眞宰は造化をいふ。

「吏を辟するの法、已に今に試みる」と曰ふは、不軌の情、已に拵ふ可からざるなり。

其死を以て天下を累はすを欲せざるは、君子の義なり。死を送るの大事に忍びずして、而して天下を以ての故に其親に儉せざるは、人の子の心なり。兩者並び行ひて而して各々盡くす。故に尸子曰はく、「夫れ已むれば道に多し」と。豈に必ずしも唯だ父の命に是れ従はんや。況んや固吝の心有りて、而して之を遺命に託して以て自ら飾るをや。秦、天下の力を殫くして以て驪山に役し、奢を窮め民を戕ふは、洵に無道なり。乃ち之を欲する者は、嬴政の自ら其惡を縦にするにして、胡亥の父の命を矯めて以て侈を崇くし民を虐するに非ざるなり。且つ秦の民を毒して而して以て自ら亡ぶるは、豈に但に驪山の役のみならんや。檀弓は、漢儒の雜記に出づ。聖人の言に非ざる者有り。其の「葬るは、藏するなり。人の之を見ざらんことを欲するなり。封樹と云はんや」と曰へるは、夫れ人、天に施せず、人に怨ま

【一】通鑑卷二百二十五唐代宗大曆十四年、德宗制す、應仰る山陵の制度、務めて優厚に従ひ、當に帑藏を竭くして以て其費を供すべし」と。刑部員外郎令狐頊、上疏して諫む。其略に曰はく、「臣伏して遺詔を讀むに、務めて儉約に従へり。若し制度優厚なるは、豈に顧命の意ならんや」と。上、答詔す。略に曰はく、「唯だ朕の病に中るのみに非ず、抑も亦朕の美を成す。敢て義を開きて徒らざらんや」と。此章は此事を論するなり。

【二】尸子の言は、春秋穀梁傳桓公九年に出づ。

【三】禮記檀弓上に、國子高曰はく、葬るは藏するなり。藏するは、人の見るを得ざらんことを欲するなり。是故に、衣は以て身を飾るに足り、棺は衣を周らし、槨は棺を周らし、土は槨を周らす。反つて之を墳樹せんや」とあり。

れざれば、死すれば天下其の死するを知り、葬れば天下其の葬るを知り、其恩を懐ふ者は、墓を過りて而して歎歎し、其風を聞く者は、阡を望みて而して懐想す。即し其れ然らざるも、亦、林壑の下に相忘る。何の恨を抱く所あり、何の羞を含む所ありて、而して鼠穴に託して以て深く匿れ、人の之を知らざるを欲せんや。如し其の大惡を負ひ、大怨を施し、死して而して人且に甘心せんとすれば、則ち封せず樹せず、哀然たる平土にして、而も斷を操りて以て之を椁つこと、猶ほ易易たるなり。故に以て檀弓の言は夫子の言に非ざるを知るなり。曾子曰はく、「人未だ自ら致す者有らず。必ずや親の喪か」と。士庶人、財有りて而して爲すを得れば、皆、致す可くして、而して致さざる無きなり。況んや四海兆民の元后、父終り母亡し、終古止だ此一事なるに、而も天下の爲めに吝まんや。喪禮の士喪に見ゆる者、且つ彼の如く其れ慎みて以て周きなり。遣車・抗木・茵・襲・明器、中人の産を空しくす。士の貧しく且つ賤しきすら、猶ほ且つ必ず供するに此を以てす。推して而して之を上せて天子に至りては、萬國を率ゐて以て其親を送り、而して民を迪きて以て厚きに歸す。過ぐ可からざるなり。而るを矧んや及ばざる可けんや。遺命は嚴なりと雖も、先君に在りては以て自ら其儉徳を章かにす。惟だ斯民を廢削して之を死亡に致さずして、已に善く先志を承く。若し此を挾

【四】斷は鋤なり。

【五】人未だ云云。論語子張篇に出づ。

【六】遣車は送葬に牲體を載するの車なり。抗木は土を禦ぎ止むる所以の者。茵は棺に藉く所以の者。襲は木にて作り形、扇に似たり、繡黻雲氣を畫く。棺の飾なり。明器は埋藏する器なり。

みて辭と爲し、財力を吝みて以て、致す可きの心に違ひ、薄道にして法を墨に取る者は、仁義を充塞す。其の壑に委して而して狐蠅の囓食するに聽するに視ぶるや、幾くも無し。不仁者に非ずんば、孰か此を忍びんや。唐の徳宗、代宗を元陵に葬るや。詔して優厚に従ふ。而るに令狐峒曰はく、「遺詔は務めて儉薄に従ふ。當に顧命の意を失ふべからず」と。不仁なるかな、其の之を言ふや。人の子たる者、親存するの日に當りて、言の順はざる無く、志の養はざる無く、没して而して遺訓の奉せざる無し。姑く此言を置きて可なり。他は具に遵はずして、而して唯だ薄葬の言のみ、必ず従ふを爲す。將た誰を欺かんや。邪説、民を誣ふること、此類の若き者は、殆ど仁人の必ず誅して赦す勿き所の者か。

- 【七】 墨子の道は薄葬を尙ぶ。
- 【二】 楊炎の議を用ひて、賦斂の雜目を改めて兩税と爲すこと、通鑑卷二百二十六唐徳宗建中元年に載す。參照せよ。
- 此章は此事を論するなり。
- 【二】 簡なれば則ち從ひ易し。周易繫辭傳の語を用ふ。

政は簡よりも善きは莫し。簡なれば則ち從ひ易し。抑も唯だ上、其詳を憚らずして、而して後に、下、簡なる可きなり。始の法を立つる者、悉く上下相需むる大小常變の條緒を取りて之を詳かにし、乃ち以て定めて畫一を爲し、而して民に示すに簡を以てすれば、則ち允に從ひ易し。若し其後法敝れて、而して上の令、恆無く、民以て大に困しみ、乃ち苟且にして以て一時の弊を救ひ、其本を捨てて、而して其末流の弊政に即きて、約略して而して之を簡にすれば、苟且の政、上と民と、

亦暫く之を便とするなり。上は其の給を取るの能く捷なるを利とし、下は其期の・定り有るを利とし、稍や以て墨吏・猾胥・豪民の假借を戢め、民、力を殫くして以て應ずと雖も、而も亦幸に紛擾に免る。是に於て、天下翕然として之を奉ず。而して法を撓むる者、遂に自ら法を立つるの善きを謂ふ。又、惡んぞ後の汎濫して而して愈々苛刻に趨くを知らんや。蓋し後世の賦役して民を虐ぐるの禍は、楊炎の兩税、實に之が爲めに俑を作すなり。夫れ炎も亦思ふ、唐の初、租・庸・調の成法、亦豈に繁苛にして以て民を旬輸月送に困しめんやと。天寶の喪亂より以後、兵興りて、已まず、地割かれ民凋し、乃ち僅に存するの田土戸口を取り、租・庸・調の外に於て、横まに賦斂を加へ、事に因りて辦を取りて而して恆無く、乃至升斗錙銖、皆、民に洒派し、而して暴吏、之に乗じて以て科斂す。實に皆、國計・軍需なり。租・庸・調の立法の初に在りて、已に詳かに計りて、而して給す可からざる無かりし者なり。天下の田畝戸口を擧げて、以て軍國の用に應じ、而して餘を積む者、尙ほ、以て數計す可からず。其の入るを量りて以て出すを爲す。固に、出すに因りて而して入るを求むるを待たざるなり。出すに因りて以て入るを求むれば、吏の姦、民の困、遂に浸淫して、而して止まる所無し。然れども一時の喪亂の權計にして、有司も亦時に乘じて以て法を破り、而して敢て以て一定の規と爲さず。民は勞すと雖も、且つ領を引きて、以て事の漸く平ぎて而して、正供を輸する者

- 【三】 洒派は割り當てて取り立つること。
- 【四】 正供は正規の租税をいふ。

猶ほ其數に止まらんことを望みしなり。兩税の法は、乃ち暫時の法外の法を取りて、收めて法の中に入る。是に於てして、權して以て迫に應ずる者、皆、以て經と爲す。其時に當りて、吏は、日に猾胥・豪民を進めて而して之を蹤指する能はず。猾胥・豪民は、日に下戸・樸民を取りて而して之を苛責する能はず。膏血耗すれども、而も夢寢粗ぼ安し。故に民も亦甚だ便なり。非時非法の箕斂、上に併せられて、而して全數を擧りて以て用を待つ。官も亦甚だ利なり。乃ち業に已に定制と爲せば、則ち兵息み事已み、國用已に清けれども、而も已に成るの規は、復た改む可からず。人但だ、兩税の・正・供たることを知りて而して復た、租・庸・調の中に自ら經費を餘して而して此れ法外の征たることを知らず。既に盈餘有れば、又、止だ以て暴君の侈・汙吏の貪に供し、更に・留めて以て非常の用を待つ能はず。他日に、變故興り國用迫れば、則ち又曰はく、『此兩税は正供なり。以て非常の需に應ずる者に非ざるなり』と。而して横征又起る。此を以て之を思へば、則ち又、何ぞ事に因りて科を加へて旬輸月送するの・恆無きに如かんや。上猶ほ曰はく、『此れ一時の已むを獲ざるの圖にして、久しくす可からざる者なり』と。民猶ほ租・庸・調の・正供たるを知り、而して外の苛征は、事已み用饒なれば、疾苦を以て上聞して蠲貸を邀求す可き者なり。唯だ亂法に據りて以て法と爲せば、則ち其亂、已ます。嗚呼、苟且にして以て一時の便利を圖れば、則ち其の生民に禍すること、亦此に至るかな。兩税の法、之を行ふこと數

【五】蹤指は發蹤指示する也。

百年、宋に至りて、庸外に於て役を加ふ。役既に重く民に派すれども、而も作輟猶ほ定り無きなり。成化中に至りて、朱都御史英といふ者、又、一條鞭の法を爲り、夏秋の税糧の外に於て、濫派の雜徭を取りて正供に編し、箕斂益々精しくして、而して漏卮愈々潰ゆ。兵興り用棘かなるに追ひては、則ち條鞭の中に就きて裁減して以て京邊に輸せしめ、而して地方の經費、給せざれば、又、之を民に取り、而して能く禁制する莫し。英且つ以へらく、法簡なれば從ひ易しと。天下に徳するに居る。夫れ孰か其の楊炎の續にして以て害を無窮に貽すものたるを知らんや。夫れ法を立つるの簡なる者は、唯だ明君・哲相、民力の堪ふる所と國計の必ず畜ふるとを察し、早く、以て其總を上に會する有り、而して瓜分縷別して、有司の用を待つ所の者を擧げて、統べて司農に受け、天下の富を以て、自ら以て天下の需に給するに足り、而して羣司をして郡縣に分索せしめざれば、則ち簡の道得。政已に敝れ、民已に疲れ、乃ち非常の法を取りて、其本を恤へずして、而して横互して以て制を立つるは、其の定まるや、乃ち以て亂るるなり。其の簡なるや、乃ち以て繁なり。民、咸、苟且便利の一心に死す。奚ぞ簡に取らんや、楊炎は以て民を病ましめて而して國を利す。朱英は以て民を利せんとして而して民を害す。後の・之

【六】成化は明の憲宗の年號。

【七】朱英の本傳は明史卷二百七十八に載す。

【八】一條鞭。古來の税法には田賦・丁役・土貢等有り、名目繁多なり。明の萬曆の時、丁役・土貢等を以て悉く田賦に併せ、畝を計りて徵收す、名づけて一條鞭と爲す。

【九】漏卮は滲漏する酒器なり。利權の外溢に喩ふ。

【一〇】瓜分縷別は大區分・小區分なり。

唐 德宗

に效ふ者は、則ち以て民を戕ひ國を盡し、而して自ら其利を専らにす。簡は其れ易く言ふ可けんや。炎は誅むるに足らず。君子、甚だ英の爲めに惜む。

治道を言ふ者、財利を言ふを諱み、劉晏を斥けて小人と爲す。晏の君子たるを得ざるや、自ら・在る有り。財を理むるを以てして之を斥くるは、則ち倨驕浮薄の言にして、君子の正論に非ざるなり。夫れ財を聚むるに惡む所の者は、其の民に殃するを以てなり。國を

して恆畜無くして、而して事をして倉卒に起らしめば、危亡、命を待つ。坐して其斃を受くる能はざれば、抑も必ず横取すること藝無く、以て民を死に迫る。其の民に殃すること、又、孰れか焉よりも甚だしからん。故

に財を聚むるの臣に惡む所の者は、唯だ其の民に殃すればなり。如し民に殃せずして、而も能く變に應じて以て國用を濟ひ、民、横取して藝無きの苦無くば、詎ぞ功を天下に爲すに非ざらんや。晏の財を兵興るの日に理むるは、宇文融・王鉷・元載の額外の苛求し

て以て農を困しむるに非ざるなり。諸道の豊凶を察し、豊なれば則ち貴糶し、凶なれば則ち賤糶し、自ら餘息有らしめて以て國に供し、而して又以て蠲免救助して、民の餒瘡を濟ひ、其の盈を取る所の者は、姦商・豪民の居贏と、墨吏の妄濫とのみ。民を仁するなり。以て民に殃するに非ざる

なり。權鹽の利は、之を姦商に得。之を鹽を食ふの民に得るに非ざるなり。漕運の羨は、之を徒勞の費に得。之を輪輓の民に得るに非ざるなり。上は官に在らず、下は民に在らず、晏乃ち中に居り、而して租庸をして加はらずして、軍食をして以て足らしむ。晏死して兩年にして、富商を括し、税錢を増し、陌錢を減じ、閒架に税し、重く餘民を剝するの政興る。晏、小人たらば、則ち彼且つ君子たらんか。抑も當日の戸口の虚盈の數を考ふれば、而ち晏が國を體し民を安んずるの心は、没す可からざるなり。兵興りて以來、戸、二百萬に過ぎず。晏が財賦に任ずるの季年、戸百萬を増す。晏が統

ぶる所の者に非ざれば増さず。夫れ豈に晏、術の以て之を餌する有りて、鄰民をして以て己に歸せしめんや。戸口の耗るは、果して盡く死亡するに非ざるなり。貪汗の吏、百費を擧げて、一に之を農民に責め、猾胥、權を持して私利を以て登耗を爲す。民、其誅求に任へず、吏に賄ひて而して自ら逃亡・死絶に詭る。猾胥、天子の民を嚮ぎて、以て囊橐を充たし、偷窳の守令、亦、戸少く徴し易きを以て、催科足らざるの罰を免る。而して善く匿

す者は、子孫を長じ、阡陌に據り、徴徭、及ばず、以て法外の民と爲る。其の籍に著けて而して重く茶毒を受くるは、皆、窮郷の愿樸なる者のみ、戸日に耗れば、賦必ず日に増し、僅に存するの土著、日に杖箠囚繫の下に斃る。此れ其の増す所以の者は百の一にして、而して減する者は十の三なり。晏は唯だ有無を通じ、鹽利を收め、輓兌を清くし、以て軍用に給し、而して常賦、經有りて、

唐德宗

【一】劉晏が善く財利を理むること、通鑑卷二百二十六唐德宗建中元年に載す。參照せよ。此章は此事を論ずるなり。
【二】餘息は餘りたる利益。
【三】居贏は利益を貯蓄するなり。
【四】閒架に税すは、家屋税也。
【五】輓兌は運輸し交換する也。

以て濫ならず。且つ任じて以て租・庸を理めしむる所の者は、一に皆、官箴、念に在るの文士にして、而して吏、以て權を持するを得ず。則ち彼民や、既に奉公の擾さざるに優游し、自ら、猾胥の脅索を受くるを樂しまず、抑も安居晏寢し、漏逃して戮を受くるの隱憂無く、田有りて而して租し、口有りて而して庸・調す。何を憚りて版籍の良民と爲りて以て乃の身心を康んせざらんや。然れば則ち晏が統ぶる所に非ざれば戸増さざるは、増さざるに非ざるなり。吏に増せども、而も國に増さざるなり。晏、其の籍に附くを樂しむの本情を得、以て姦胥の詭を杜ぎ、樂輸する者をして中侵の傷無からしむ。故に民心得て而して戸口實す。仁人、君子の・民を體して而して生聚する所以の者、亦、此のみ。豈に靈を造物に乞ひて、而して天札無からしめ、遂に胡越に呼びて、而して戎索を受けしめんや。然れば則ち晏の・財賦に於けるは、君子の・心を用ふるなり。他行の瑕を以て之を責む可からざるなり。

國に利無く、民に補無く、姦人の扶持する

以て濫ならず。且つ任じて以て租・庸を理めしむる所の者は、一に皆、官箴、念に在るの文士にして、而して吏、以て權を持するを得ず。則ち彼民や、既に奉公の擾さざるに優游し、自ら、猾胥の脅索を受くるを樂しまず、抑も安居晏寢し、漏逃して戮を受くるの隱憂無く、田有りて而して租し、口有りて而して庸・調す。何を憚りて版籍の良民と爲りて以て乃の身心を康んせざらんや。然れば則ち晏が統ぶる所に非ざれば戸増さざるは、増さざるに非ざるなり。吏に増せども、而も國に増さざるなり。晏、其の籍に附くを樂しむの本情を得、以て姦胥の詭を杜ぎ、樂輸する者をして中侵の傷無からしむ。故に民心得て而して戸口實す。仁人、君子の・民を體して而して生聚する所以の者、亦、此のみ。豈に靈を造物に乞ひて、而して天札無からしめ、遂に胡越に呼びて、而して戎索を受けしめんや。然れば則ち晏の・財賦に於けるは、君子の・心を用ふるなり。他行の瑕を以て之を責む可からざるなり。

【六】漏逃。漏は戸籍に漏れて記載せられざるなり。逃は逃亡するなり。

【七】天札は天折なり。

【八】戎索は戎の法を謂ふなり。左傳に、「疆するに戎索を以てす」とあり。注に「太原は戎に近くして寒く、中國と同じからず、故に土地を疆理するに戎の法を用ふ」とあり。

【一】通鑑卷二百二十六唐德宗

建中元年、劉晏、専ら權鹽の法を用ひて、軍國の用に充つ。時に許・汝・鄭の西より、皆、河東の池鹽を食ふ。度支、之を主る。汴・滑・唐・蔡の東は、皆、海鹽を食ふ。晏、之を主る。晏以爲へらく、官多ければ則ち民擾ると。故に但だ鹽を出すの郷に于て鹽官を置き、鹽戶の煮る所の鹽を收め、商人に轉賣し、其の之く所に任す。自餘の州縣には、

に聽せ、爲めに法禁を立てて、以て天下を驅役し、而して之を桎梏する、是を稗政と謂ふ。能く此を知る者は、與に國家の大計を定む可し。劉晏、軍國の用を庀ふるに、未だ嘗て民に搜求苛斂する有らず、而して權鹽を以て主と爲す。鹽の・利たる、其の來ること舊し。而して法愈繁なれば則ち財愈絀し、民愈淡食に苦しみ、私販する者、遂に亂階を爲す。他無し。姦商の邪説を聽きて、以て利を己に擅にし、而して衆害叢集するなり。官、之を權するも、官之を賣る能はざるなり。官、之を賣りて、而して配有り、比較有り、増價有り、解耗有り、民に殃すること已だ亟かなれば、則ち私販、死すと雖も而も懲りざるは、必せり。官、鹽を出すの郷に於て、收積して以て商に鬻げば、商の姦、讎いられず。此の鹽を食ふの地を統べ、此歲辦の鹽を統べ、官に鹽を留むる無く、商に守支無く、民に缺乏踊貴無きを期して止まんのみ。官、總べて而して之を計り、窳丁・牢盆・薪芻・糧值よりの外、得る所の者若干を計り、以て國用を裕にするに足りて止まんのみ。一たび商人の舟車に入れば、其の

復た官を置かず。其江嶺の間、鹽郷を去ること遠き者は、官鹽を彼に轉じて之を貯へ、或は商絶え鹽貴ければ則ち價を減じて之を鬻ぐ。之を常平鹽と謂ふ。官、其利を獲、而して民、鹽に乏しからず。其始め、江淮の鹽利は、四十萬緡に過ぎず。季年には乃ち六百餘萬緡。是に由りて、國用充足し、而して民、困弊せず。其河東の鹽利は、八十萬緡に

過ぎず。而して價復た海鹽よりも貴し。此章は此事を論じ、劉晏の權鹽の法の善なることを説くなり。
【一】抑配は抑勒して之を分配するなり。無理に割り當てて賣り付けること。
【二】解耗は減少する也。
【三】守支は貯藏して賣り惜みすること。
【四】牢盆は鹽を煮る盆なり。

東に之き西に之き、或は貴く或は賤しきは、問ふ勿かる可きなり。而して姦商乃ち官を脅して以て地界を限る。地界限らるれば、則ち姦商、以て唯だ意のままに低昂し、盈に居りて乏しきを待ち、而して民に過索す可し。民、其の貴きに苦しみて、而して界を破りて以て化境に市ふ。官抑も商の餌を受けて之が禁制を爲し、微纒日に廷に累ぎ、掠奪日に野に喧しく、民乃ち激して而して走挺す。是に於て、旅を結び兵を操りて、相抗し相殺し、而して盜賊以て起る。元末の秦州の禍亦孔だ烈なり。此の若き者は、國に於て錙銖の利無く、君と有司と、姦商の羈絆を受け、以て民を毒し、而して之を亂に激す。法を制するの愚、此よりも甚だしきは莫し。而して相沿ひて、革めざるは、何ぞや。朝廷、鹽の速かに讎れんことを欲し、其術を得ず。而して墨吏、姦商の賄を貪りて、爲めに網罟を施して以て其射利の壟斷を恣にせしむ。民窮し國亂るるは、皆、恤へざる所なり。晏、之を知れり。官を省きて以て掣查支放の煩を省けば、則ち商既に病ます。一に之を商に委ねて、而して其の往く所に任す。商も亦未だ嘗て利無くんばあらざるなり。缺くる所を相て而して之に趨く。捷者これを獲、鈍者は自ら其拙を咎め、能く怨むる莫きなり。而して私販の刑、設けず。爭盜抑も縁りて以て起る無し。其の民に在るや、此方に乏を揆みて以て價を増し、而して彼已に至り、又、唯だ其の讎ることの先だたざらんことを恐る。則ち誦貴の害も亦除く。此を守りて以て行ふは、百王と雖も、易ふる能はざるなり。晏、策を決して之を行ふ。而して後世猶ほ地界を限りて以て姦商に徇ふ。亦愚なら

すや。其大綱を持し、其節目を疏にするは、政を爲すの上術なり。此一王の天下を統べて、官は海を煮るの饒有り、民は流通の利を獲。片言にして決するのみ。善く大計を持する者は、豈に不測の術有らんや。其要を得て、而して姦、欺く能はず。千載、焉を察する莫し、亦、歎す可きのみ。

德宗、李惟岳の、位を嗣ぐを許さずして、而して亂起り、延きて數年に及び、身幾ど危く、國幾ど亡びんとし、天下鼎沸す。是れ豈に德宗の宜しく其の嗣ぐを聽し、我の爵位を假り、我の土地甲兵に據りて以て我に抗せしむべしと謂ふ可けんや。而れども之を許さざれば、則ち又、兵連なり禍結びて、解けず。論者、此に至りて、議已に窮す。『其本を先にせずして而して急に其末を圖る』と謂ふは、是なるのみ。顧ふに此の迫りて待つに及ばざるの勢に處するや、許すと許さざるとの兩言にして判る。徒らに既往を追答するも、而も以て倉卒に應ずる無し。是も亦、塵羹土飯の言なるのみ。粵に、田承嗣等が勢窮まりて而して降りしより、罪、誅す可く、功、録す可き無きに、授くるに土地甲兵を以てせしは、僕固懷恩が姦にして上の命を矯めて、而して擅に之を予へしなり。家より起れる無賴の健兒、賊を爲して已に蹙り、土壤を偷竊せるに、乃ち

【一】成德節度使李寶臣薨じ、其子惟岳、承襲せんことを求め、田悅、又、之が爲めに請ふ。德宗以爲へらく、賊、我が土地を竊み、我が位號を借り、以て其衆を聚むるのみと。皆、許さず。二人、乃ち李正己と謀りて、兵を連れ命を拒む。事は通鑑卷二百二十六唐德宗建中二年に載す。参照せよ。此章は此事を論ずる也。

【二】塵羹土飯は、ちりのあつもの、土の飯。吐棄して、貴ぶに足らざる物に喩ふ。

古の諸侯の世に效ひ、及び其福祚を延ばさんと欲す。其の愚にして而して狂に、以て自ら滅亡を取
 るや、本、折筆以て之を收む可き者なり。寶臣先づ死し、惟岳、首として難端を爲す。闇弱無能にし
 て、而して張孝忠・王武俊、又、與に心を離して、而して戈を伏して相擬す。則ち首として之を抑へ、
 以て李正己・田悅・梁崇義を未だ發せざるに懲らすや、誠に、之を一旦に決せざる可からざる者なり。
 許さずして而して四凶表裏して以て亂を佐く。癰の必ず潰ゆる、之を養ふは奚ぞ可ならんや。曾て未
 だ年を逾えずして、田悅大に勦れ、李納、勢蹙まり、惟岳の首、北闕に懸かり、天下亦且に定まら
 んとす。悦、納と、一軍を株守す。坐して其の斃るるを待つを難しとする無し。然れば則ち惟岳の叛
 するは、以て唐の社稷の病と爲すに足らず、而して德宗の許さざるは、事は勞すと雖も、而も固に功
 有るなり。天下復た亂るるは、固に、惟岳を許さざるの致す所に非ざるなり。『劉晏を殺して、而し
 て羣叛、疑を懷きて以て競ひ起る』と謂ふは、非なり。晏は自ら當に殺すべからざるのみ。晏を
 殺さざりせば、河北能く志を戦めて以て命を聽かんか。誰か其れ之を信せん。來瑱を殺さずとも、
 而も僕固懷恩は固より反せん。劉晏を殺さずとも、而も河北は固より叛せん。賊、指して名と爲し、
 以て衆怨を激するなるのみ。實は則ち了に相及ばざるの勢なり。抑も天子の敢て一人を殺さずして以
 て天下に媚びて而して容れらるるを取らざるか。惟岳既に誅せられ、成徳已に平ぎ、而して朱滔・
 王武俊を處置すること、方に垂きて以て亂を致せるは、則ち誠に、過なるのみ。然りと雖も、滔、武

俊の志は、猶ほ之れ承嗣・寶臣のごときなり。一賊を平けて而して一賊を進むるは、又、豈に言ひ
 易からんや。嗚呼、蓋し是に至りては、此を處する所以の者、誠に難し。論者設し身、此に處らば、
 又、將に何を以て之を處せんとするか。且つ德宗の初政は、猶ほ精を勵まして以て治を求む。盧杞初
 めて升り、其姦未だ逞しからず。本を固くし内を治むるは、即ち漢の光武・唐の太宗の威徳に逮ばず
 とも、亦、天下に咎無かる可し。此を以て之を言へば、癰久しければ必ず潰え、河壘がれば必ず決
 す。代宗以來、大患を養成し、之を德宗に授く。誠に、如何ともす可き無き者有り。固より天數の必
 然に非ざれども、亦、人事の漸漬の下游、挽き難きに成る。豈に一事の、宜を失ふの、猝に致す所な
 らんや。乃ち若し德宗の、亂を定むる能はずして、而して反つて亂を益す者は、則ち在る有り。當
 時、冒昧狂逞して以て亂を思ふ所の者は、數人のみ。又、皆、執袴の子弟と、夫の偏裨の小將とし
 て、能く爲す無き者なり。環海内外の若きは、九葉の天子を戴きて、以て忘れず。且つ英明の譽、
 早く遠近に播き、賊の宗黨、田庭玢・邵眞・谷從政・李洧・田昂・劉惲の如きより、下、幽燕の數萬
 の衆に至るまで、叛かんと欲する者無し。德宗、誠に、天下の深く憂ふるに足らざるを知れば、則ち
 羣逆の黨、固に、靜に其の消するを待つ可し。而して德宗は能はざるなり。周く天下を視るに、朝廷
 より、以て四方に至るまで、一として疑ふ可きに非ざる者無し。樹、靜ならんと欲すれども而も之を
 撼かし、波、澄まんと欲すれども而も之を扞す。疥癬、四末に在るに、而も鍼石、膏肓に施す。談笑